

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 行政書士法施行細則の一部を改正する規則

○ 岡山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

○ 岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

○ 岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）

【告示】

○ 屋外広告物の禁止地域、許可地域及び許可地域の種別の指定の一部改正
（県例規集登載）

○ 岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

総務学事課

保健福祉課

医療推進課

〃

都市計画課

循環型社会推進課

指導監査室

健康推進課

〃

目次

担当課（室）

○ 知事指定薬物の指定の失効

○ 家畜検査の実施

○ 道路の区域変更

〃

○ 道路の供用開始

○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可
【公告】

○ 公共測量の終了
【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

○ 資金管理団体の名称等の公表

○ 資金管理団体の届出事項の異動

○ 資金管理団体の指定取消し
【監査委員】

○ 岡山県監査事務局処務規程の一部改正
（県例規集登載）

○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表
【監査公表】

○ 令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表

○ 令和二年度の監査の結果に基づき講じた

医薬安全課

畜産課

道路整備課

〃

〃

港湾課

都市計画課

監理課

選挙管理委員会

〃

〃

〃

〃

監査事務局

〃

〃

〃

<ul style="list-style-type: none"> ○ 措置の状況の公表 ○ 財政的援助団体等に係る令和二年度の監査の結果の公表 <li style="text-align: center;">【教育委員会】 ○ 岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県生涯学習センターの組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県総合教育センター規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県教育委員会事務決裁規程の一部改正 ○ 岡山県教育委員会職員の服務規程の一部改正 (以上県例規集登載) <li style="text-align: center;">【公立大学法人岡山県立大学】 ○ 一般競争入札の実施 ○ " " " " ○ " " " " 	目次
<ul style="list-style-type: none"> " " " " 公立大学法人岡山県立大学 " " " " " " " " " " " " 教育委員会 " " " " " " " " " " " " " " " " " " " " 	担当課(室)
	目次
	担当課(室)

◎岡山県規則第二十一号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和四十七年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、法第四条第一項の規定により知事が指定試験機関に行政書士試験の施行に関する事務を行わせることとしたときは、当該指定試験機関の定めるところによるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第二十二号

岡山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

岡山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則(平成五年岡山県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「修学資金貸与申請書(様式第一号)に」を削り、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第五条中「修学資金貸与申請書」を「第三条第二項の規定による申請」に改める。

第八条の見出しを「(修学資金の額の申告)」に改め、同条中「修学資金借用証書(様式第二号)を」を削り、「提出しなければ」を「申告しなければ」に改める。

第十条第二項中「を記載した修学資金返還明細書(様式第三号)」を削り、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第三項中「前項の」を「前項に規定する」に、「修学資金返還明細書を提出しない」を「同項の規定による報告をしない」に、「返還期日」を「返還に係る期日」に改める。

第十一条第二項中「修学資金返還免除申請書(様式第四号)を」を削り、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第十二条第三項中「修学資金返還猶予申請書(様式第五号)を」を削り、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

附則第二項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

様式第一号から様式第五号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第二十三号

岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

岡山県看護学生奨学資金貸与規則（昭和四十一年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「看護学生奨学資金貸与申請書（様式第一号）に」を削り、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第四条中「看護学生奨学資金貸与申請書の提出を受けた」を「申請を受理した」に改める。

第五条第二項中「口座振替申出書（様式第二号）を」を削り、「提出しなければ」を「申し出なければ」に改める。

第六条の見出しを「（奨学資金の額の申告）」に改め、同条中「看護学生奨学資金借用証書（様式第三号）を」を削り、「提出しなければ」を「申告しなければ」に改める。

第八条第二項中「を記載した看護学生奨学資金返還明細書（様式第四号）」を削り、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第三項中「看護学生奨学資金返

還明細書を提出しない」を「同項の規定による報告をしない」に、「返還開始期日」を「返還に係る期日」に改める。

第九条第二項中「看護学生奨学資金返還免除申請書（様式第五号）を」を削り、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第十条第三項中「看護学生奨学資金返還猶予申請書（様式第六号）を」を削り、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

附則第四項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（一）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

様式第一号から様式第六号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第二十四号

岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則（平成二十一年岡山県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「奨学資金貸与申請書」を削り、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第四条中「奨学資金貸与申請書」を「第二条第二項の規定による申請」に改める。

第七条の見出しを「奨学資金の額の申告」に改め、同条中「奨学資金借用証書を」を削り、「提出しなければ」を「申告しなければ」に改める。

第九条第二項中「奨学資金返還明細書」を「その返還すべき期間、金額その他必要な事項」に、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第三項中「奨学資金返還明細書を提出しない」を「規定による報告をしない」に改める。

第十条中「奨学資金返還免除申請書」を削り、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第十一条第二項中「奨学資金返還猶予申請書」を削り、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第十五条中「申請書等の書類の様式その他」を「もののほか、」に改める。

附則第二項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

◎岡山県告示第百五十号

屋外広告物の禁止地域、許可地域及び許可地域の種別の指定（平成元年岡山県告示第
四百五十七号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第三号(2)中「 」の下に「国道二号玉島笠岡道路、 」を、「国道三七四号美作岡山道
路」の下に「 、国道岡山吉井線」を、「五〇〇メートル」の下に「国道二号玉島笠岡
道路、 」を加える。

別表第二国道二号の項の次に次のように加える。

国道二号玉島笠 岡道路	倉敷市浅口市 境（浅口市金 光町大谷地 内）	浅口金光イン ターチェンジ （浅口市金光 町佐方地内）
----------------	---------------------------------	--------------------------------------

別表第二国道三七四号美作岡山道路の項中「勝央インターチェンジ（勝央町黒土地
内）」を「中国縦貫自動車道との交差点（美作市上相地内）」に改め、同表県道岡山吉
井線の項を次のように改める。

県道岡山吉井線	県道御津佐伯 線との交差点 （赤磐市西軽 部地内）	国道四八四号 との交差点 （赤磐市仁堀 中地内）
	吉井インター チェンジ（赤 磐市稲蒔地 内）	佐伯インター チェンジ（和 気町小坂地 内）

別表第二県道佐伯長船線の項中「熊山インターチェンジ（赤磐市可真下地内）」を「岡

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

山市赤磐市境（赤磐市弥上地内）に改める。

別表第三中「又は鉄道」を削る。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百五十一号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第七条第一項の規定による岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成二十年岡山県告示第百八十五号）の一部を令和三年三月十七日付けで変更したので、岡山県環境文化循環型社会推進課及び各県民局地域政策部環境課において縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

◎岡山県告示第百五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアサポートつむぎ

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町小林二一五番地一（ミカサオーディオ2階）

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ヘルフェン岡山

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町小林二六二番地七

三 指定年月日

令和三年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇五一〇

五 サービスの種類

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売

◎岡山県告示第百五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

医療法人福嶋医院

浅口市寄島町三〇七二

令和三年三月一日

公益財団法人仁和会もの里病院

笠岡市園井二二六三

令和三年三月一日

久安薬局

井原市七日市町五四三

令和三年三月一日

◎岡山県告示第百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

医療法人東浩会石川病院

津山市川崎五五四―五

令和三年二月二十八日

訪問看護ステーションこだま

津山市川崎五五四―五

令和三年二月二十八日

◎岡山県告示第百五十五号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―ニ―イル）―一―ブチル―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド（通称名ADB―B―UTINAC A）及びその塩類
- 2 一―「一―（三―フルオロフェニル）シクロヘキシル」ピペリジン（通称名三F―PCP、三―Fluorop―PCP）及びその塩類
- 3 三―（ニ―「エチル（プロピル）アミノ」エチル）―一―H―インドール―四―イル―アセテート（通称名四―AcO―EPT）及びその塩類
- 4 エチル―（R）―ニ―（四―フルオロフェニル）―ニ―「（R）―一―ピペリジン―ニ―イル」アセテート、エチル―（S）―ニ―（四―フルオロフェニル）―ニ―「（S）―一―ピペリジン―ニ―イル」アセテート（通称名three―四―Fluoroe―tylphenidate）及びそれらの塩類
- 5 エチル―（R）―ニ―（四―フルオロフェニル）―ニ―「（S）―一―ピペリジン―ニ―イル」アセテート、エチル―（S）―ニ―（四―フルオロフェニル）―ニ―「（R）―一―ピペリジン―ニ―イル」アセテート（通称名erythro―四―Fluoro―ethylphenidate）及びそれらの塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和三年三月二十五日

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

◎岡山県告示第百五十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施するので、該当する家畜の所有者に対し、これを受けることを命ずる。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 ヨーネ病検査

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛、令和二年四月一日以降に輸入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、令和三年四月一日以降に導入した繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び過去三年以内にヨーネ病が発生した農場の牛のうち、対象となる家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長（以下「管轄家畜保健衛生所長」という。）が必要と認めるもの

4 実施の期日

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間（以下「実施期間」という。）において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ヨーネ病の項方法の欄1、2及び5に規定する検査の方法

二 ブルセラ症検査

1 実施の目的

牛のブルセラ症の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄保健衛生所長が

必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ブルセラ症（牛の場合）の項方法の欄に規定する検査

三 結核検査

1 実施の目的

牛の結核の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一結核の項方法の欄に規定する検査

四 腐蛆病検査

1 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

肉眼検査

五 伝達性海綿状脳症検査

1 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

省令第九条第二項第五号に掲げる牛の死体及び同項第六号に掲げるめん羊又は山羊の死体のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一伝達性海綿状脳症の項方法の欄1及び2に規定する検査の方法

六 アカバネ病、チュウザン病及びアインウイルス感染症検査

1 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病及びアインウイルス感染症を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

令和二年十一月から令和三年四月までに生まれた牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

原則として令和三年六月下旬、八月中旬、九月下旬及び十一月中旬

5 検査の方法

血清学的検査（中和試験）

七 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 飼養羽数が百羽以上（だちょうの場合、十羽以上）の家さん飼養農場から管轄家畜保健衛生所長が無作為に飼養規模別に抽出した農場の家さん

(2) その他知事が検査の必要があると認めて通知したもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査

八 牛ウイルス性下痢検査

1 実施の目的

牛ウイルス性下痢の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

遺伝子検査

九 豚熱検査

1 実施の目的

豚熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

十 アフリカ豚熱検査

1 実施の目的

- 2 アフリカ豚熱の発生を予察するため
実施する区域
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。
- 4 実施の期日
実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針による。

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

◎岡山県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 津山柵原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
久米郡美咲町吉ヶ原字峰山裾五六番一地 先から	久米郡美咲町飯岡字荒見谷一六九一番三 地先まで	新	一九・〇 七〇・〇	六四〇・〇
久米郡美咲町吉ヶ原字峰山裾五六番一地 先から	久米郡美咲町飯岡字荒見谷一六九一番三 地先まで	旧	一五・〇 七〇・〇	六四〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 若代方谷停車場線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

真庭市上字岩鼻二四二〇番一地先まで 真庭市上字岩鼻二四三八番一地先から	真庭市上字岩鼻二四二〇番一地先まで 真庭市上字岩鼻二四三八番一地先から	
旧	新	別
一四・一〇 二五・一	一四・一〇 五一・〇	(メートル)
一三六・八	一三六・八	(メートル)

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

◎岡山県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、令和三年三月三十一日から施行する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 芳井油木線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市芳井町吉井字天神一一四三番三地 先から	新	一〇・五 九四・一	一一三二・三
井原市芳井町吉井字天神一一四三番三地 先から	旧	五・〇 一〇四・〇	一七四九・〇
井原市芳井町吉井字天神一一四三番三地 先から	旧	一〇・五 九四・一	一一三二・三

井原市芳井町川相字大道ノ下二一一番一
二地先まで

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

◎岡山県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
若代方谷停車場線	津山柵原線			久米郡美咲町吉ヶ原字峰山裾五六番一地先から 久米郡美咲町飯岡字荒見谷一六九一番三地先まで	令和三年三月二十六日
				真庭市上字岩鼻二四三八番一地先から 真庭市上字岩鼻二四二〇番一地先まで	

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

◎岡山県告示第百六十号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 黒	三台	不明
二六インチ 黒	一台	玉野 A〇七六一
二六インチ 銀	一台	玉野 A 三三七六〇

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和三年二月九日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル北県駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 〇八六三一三一―三二二一

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

◎岡山県告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、備前都市計画下水道事業備前市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市	施行者の 名称		
水道 事業 備前市公共下	事業の種類及び名称		
昭和三十二年二月二十 日から 令和四年三月三十一日 まで	事業施行期間		
収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	事業地		

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

〔二二八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和三年三月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市全域	測量区域
公共測量（空中写真測量）	測量の種類
令和三年三月十二日	終了年月日

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

◎岡山県選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和三年三月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あさのかずあき後援会	浅野和昭	浅野和昭	真庭市久世二六七一	令和三・二・一
いとうよしのり後援会	原秀樹	伊藤知子	〃 上水田六一六六一	〃
沖久教人後援会	宗高平八	茂原一彦	井原市西江原町二二一一一	〃
しまはらまい後援会	寫原舞	寫原まさ子	瀬戸内市牛窓町牛窓二二五一	二・二五
妹島弘和後援会	山下薫	滝本幹男	真庭市中三八六	二・二二
難波たつお後援会	難波達男	安藤孝正	苫田郡鏡野町大七三三	二・二三
はたい誠司後援会	関敦子	秦井陽	瀬戸内市長船町土師一一四〇一一	二・二二
はちやひろみ吉備中央後援会	熱田康治	近常俊彦	加賀郡吉備中央町下土井一三九八	二・二二
光成よしみつ後援会	光成良充	清野正道	赤磐市桜が丘西三一―一九	二・二四
三船博之後援会	小島洋征	三船博之	久米郡美咲町打穴西四八二―一二	二・二
三宅たかし後援会	三宅孝之	三宅孝之	井原市西江原町二三四三―一	二・一二
山本たすく後援会	山下善教	岡本二郎	久米郡美咲町安井五四一	二・二四
山本秀久後援会	山本清枝	山本清枝	苫田郡鏡野町円宗寺一二六四―一	〃

◎岡山県選管告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和三年三月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕 一

一 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

公明党倉敷第一総支部	山田 総一郎	会計責任者の氏名	生水 耕二	森 分敏	明	令和三・二・八
自由民主党岡山県支部連合会小田郡支部	小塚 郁夫	代表者の氏名	小塚 郁夫	池田 道孝	孝	二・一九

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

安藤功後援会	本郷 賢次	代表者の氏名	本郷 賢次	安藤 稔	稔	令和三・二・一五
いづな洋平後援会	飯網 洋平	主たる事務所の所在地	苫田郡鏡野町古川八八八一	苫田郡鏡野町寺元一六五十五	五	二・一
岡本たいすけ後援会	小林 隆夫	〃	美作市豊国原一九六一四	美作市明見三四五十三〇	〇	二・一五

岡山県中小企業政治協議会	晝田 眞三	〃	岡山市南区西市八五五一	岡山市北区弓之町四一九一〇二岡山	二	二・二二
岡山県土地改良政治連盟	藤井 保治	代表者の氏名	藤井 保治	重森 計己	己	二・二二
岡山県酪農政治連盟	三宅 穰次	〃	三宅 穰次	松崎 隆	隆	令和二・七・一七

岡山県酪農政治連盟美作支部	小村 雅紀	代表者の氏名	小村 雅紀	山縣 正敏	敏	四・二八
〃	〃	会計責任者の氏名	山本 一司	三宅 穰次	次	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	福田 博文	山田 信夫	夫	〃

尾高誉久後援会	尾高 誉久	主たる事務所の所在地	美作市安蘇三五五一	美作市湯郷八三八	八	令和三・二・二六
幸福実現党岡山県本部	山下 光治	代表者の氏名	山下 光治	田部 雄治	治	二・二七

小柴健男後援会	難波英夫	主たる事務所の所在地	山下光治	田部雄治	岡山県有漢町有漢四二八四	岡山県有漢町有漢五八九一二	〃	〃	二・二六
ことうあきお後援会	木村晴子	代表者の氏名	木村晴子	出射克祐	〃	〃	〃	一・三〇	〃
進藤かねひこ岡山県後援会	藤井保治	〃	藤井保治	重森計己	〃	〃	〃	二・一二	〃
鈴木えつこ後援会	森安正昭	〃	森安正昭	明石務	〃	〃	〃	二・一五	〃
實戸利昭後援会	實戸義忠	〃	實戸義忠	妹尾實	令和二・四・八	〃	〃	〃	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	谷口修	實戸義忠	〃	〃	〃	〃	〃
高橋としはる後援会	土居義幸	〃	高橋寿治	水島薫	令和三・二・五	〃	〃	〃	〃
水田よしとみ後援会	水田民子	代表者の氏名	水田民子	友保伸一	〃	〃	〃	二・三	〃
宮崎まさお岡山県後援会	藤井保治	〃	藤井保治	重森計己	〃	〃	〃	二・一二	〃
宮田よしお後援会	宮田好夫	〃	宮田好夫	釜谷啓介	〃	〃	〃	二・一	〃
森元すえのぶ後援会	森元末信	主たる事務所の所在地	美作市真加部二六三	美作市真加部一四〇一一	〃	〃	〃	二・一七	〃

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

◎岡山県選管告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和三年三月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
馬越裕正の会	山路幹彦	令和二・一二・三一
小郷昌一後援会	小郷昌一	〃
政治結社闘義塾	中西一成	令和三・二・一五
清山昇後援会	清山昇	令和二・一二・三一
田口ただよし後援会	田口忠義	令和三・一・三一
東部地区政経懇話会	矢野秀典	令和二・一二・三一
原勲後援会	森 昱雅	〃
平沼赳夫友の会	赤木啓治	令和三・二・一
水田よしとみ後援会	水田民子	〃
光成よしみつ後援会	光成良充	〃
森下せいいち後援会	森下誠一	〃
もりわけ敏明後援会	森分敏明	〃
矢野ひでのり後援会	菱川修二	令和二・一二・三一
よしむら武司後援会	吉村武司	令和三・一・三

◎岡山県選管告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。

令和三年三月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
馬原 舞	瀬戸内市議会議員	しまはらまい後援会	瀬戸内市牛窓町牛窓二一五一	令和三・二・一
難波 達男	鏡野町議会議員	難波たつお後援会	苫田郡鏡野町大七三三	〃 〃
宮田 好夫	高梁市議会議員	宮田よしお後援会	高梁市津川町今津一〇六八一	〃 二・三
吉村 武司	備前市長	吉村武司後援会	備前市大内四五九一	令和二・一二・一

◎岡山県選管告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和三年三月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

出をした者の氏名

森 元 末 信

森元すえのぶ後援会

主たる事務所の所在地

美作市真加部二六三

美作市真加部一四〇一

令和三・二・一七

◎岡山県選管告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
令和三年三月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

資金管理団体で
なくなった年月日

田口忠義

田口ただよし後援会

令和三・一・三一

光成良充

光成よしみつ後援会

〃 二・一九

森分敏明

もりわけ敏明後援会

〃 二・一二

矢野秀典

東部地区政経懇話会

令和二・一二・三一

◎岡山県監査委員訓令第一号

監 査 事 務 局

岡山県監査事務局処務規程（昭和三十九年岡山県監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二十六日

岡山県代表監査委員 山 本 督 憲

別表1の項及び3の項中「事務局」を削り、同表4の項中「事務局職員の扶養親族、住居届、通勤届及び単身赴任届に係る事実の確認」を「諸手当の認定等に係る事実確認」に改め、同表5の項中「事務局職員の休暇、欠勤その他服務に関する処理」を「休暇その他の服務に関する届出等の受理及び承認、週休日の振替等」に改め、同表②中「及び」を削り、同表6の項中「事務局」を削り、同表7の項中「事務局」を削り、同表②中「、参事、副参事及び主幹」を削り、同表中8の項を削り、9の項を8の項とし、同表10の項中「9」を「8」に改め、同項を同表9の項とし、同表中11の項を10の項とし、12の項から14の項までを一項ずつ繰り上げ、同表15の項中「14」を「13」に改め、同項を同表14の項とし、同表の備考を次のように改める。

備考 4の事項の専決者は、監査第一課長とする。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定による監査の結果に関する報告があつたので、次のとおり公表する。

令和三年三月二十六日

岡山県監査委員	小林
岡山県監査委員	上田
岡山県監査委員	山本
岡山県監査委員	飛山
	美保
	憲
	勝
	義
	明

令和2年度 包括外部監査の結果報告書

県単費事業に関する財務事務の執行について

岡山県包括外部監査人

上坂 岳大

目次

第1 . 包括外部監査の概要	3
. 監査の種類	3
. 監査の対象	3
. 監査テーマの選定理由	3
. 監査の着眼点	4
. 監査の実施期間	4
. 主な監査手続	4
. 外部監査人及び補助者	5
. 利害関係	5
. 財務情報等	5
第2 . 県の行政評価と事務事業評価	6
. 県の行政評価における事務事業評価の位置付け	6
. 行政評価の概要	15
第3 . 県単費事業について	18
. 県単費事業の概要	18
. 監査対象とした県単費事業（事務事業）の選定方法	19
. 県単費事業（事務事業）の調査項目	20
第4 . 包括外部監査の結果（総論）	23
第5 . 包括外部監査の結果（各論）	26
. 事務事業評価の仕組み	26
. 県単費事業	30
No.1 小学校における不登校・長期欠席対策事業（担当課：教育委員会生徒指導推進室）	30
No.2 子供の非行・犯罪被害防止対策費（担当課：警察本部生活安全部）	33
No.3 子どもの体力向上支援事業（担当課：教育委員会保健体育課）	36
No.4 岡山国際交流センター管理運営事業（担当課：県民生活部国際課）	39
No.5 企業立地促進補助金交付事業（大型投資・拠点化、本社機能移転等を除く） （担当課：産業労働部 企業誘致・投資促進課）	42

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

No.6	岡山デニム世界進出支援事業（担当課：産業労働部産業振興課）	45
No.7	力強い経営体育成対策事業（担当課：農林水産部農産課）	48
No.8	中小企業 U ターン就職促進奨学金返還支援事業（担当課：産業労働部労働雇用政策課）	51
No.9	看護師等就労促進事業（担当課：保健福祉部医療推進課）	53
No.10	ぶどうの供給力強化緊急対策事業（担当課：農林水産部農産課）	55
No.11	1歳からの緊急対策事業（担当課：保健福祉部子ども未来課）	58
No.12	緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業（担当課：都市局建築指導課）	60
No.13	ふるさとの川リフレッシュ事業（担当課：土木部河川課）	63
No.14	生き生きメンテナンス事業（担当課：土木部道路建設課）	66
No.15	地域の絆で守る！子どもや高齢者の安全・安心推進事業（担当課：県民生活部くらし安全安心課）	69
No.16	特殊詐欺の被害防止を推進するための事業経費（担当課：警察本部生活安全部）	72
No.17	地域活力創出推進事業（担当課：県民生活部中山間・地域振興課）	75
No.18	電気自動車等普及促進事業（担当課：環境文化部新エネルギー・温暖化対策室）	87
No.19	空き家等除却支援事業（担当課：都市局建築指導課）	90
No.20	空き家利活用支援事業（担当課：都市局住宅課）	93
No.21	アートで地域づくり実践講座事業（担当課：環境文化部文化振興課）	96
No.22	オリンピック・パラリンピアン育成事業（担当課：環境文化部スポーツ振興課）	98
No.23	DV 対策（担当課：県民生活部男女共同参画青少年課）	101
No.24	首都圏アンテナショップ事業（担当課：産業労働部マーケティング推進室）	104
No.25	晴れの国おかやまファンクラブ会員獲得作戦（担当課：総合政策局公聴広報課）	107
第6	包括外部監査の結果（まとめ）	110

第1. 包括外部監査の概要

. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

. 監査の対象

1. 選定した特定の事件（テーマ）

県単費事業に関する財務事務の執行について

2. 対象機関

政策推進課、財政課の他、事務事業（県単費事業）の関連部署を監査対象とした。

3. 監査対象年度

原則として平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の財務事務及び当該財務事務に関する令和元年度実施の事務事業評価
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

. 監査テーマの選定理由

県では、平成29年度より「新晴れの国おかやま生き生きプラン」に基づき、「生き生き岡山」の実現に向けて、「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心で豊かさが実感できる地域の創造」という3つの重点戦略の下、各種の施策を推進している。

一方で、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の累増、臨時財政対策債を含めた県債残高の高止まり等による、厳しい財政運営に対応するため平成29年3月に「岡山県行財政経営指針」を策定し、限られた資源を最大限に有効活用し、より効率的、効果的な行財政経営を目指している。

このような下で、県が実施している各事務事業において、県がその事務事業の必要性についてどのように考えた上で業務を行っているかを検証し、さらに、実施した事業について事後評価を適時適切に、また効果的に実施できているかを検証することは、今後の行財政経営において有用になるのではないかと考えた。

なお事務事業は、国からの補助金等が支出されているものと、県の予算単独で実施しているもの、いわゆる県単費事業とに分けられるが、県単費事業を主眼とすることが有用であると考えた。

そこで、各事務事業の財務事務の執行について法令に適合し、正確で、最小

の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査することは、重要性かつ適時性があり、県単費事業に関する事務の執行を監査対象として選定した。

．監査の着眼点

1．県単費事業に関する財務事務の合规性

- 事務事業の執行は関係する法令や条例等に準拠して適切に行われているか。

2．県単費事業に関する財務事務の合理性

- 事務事業はコスト（間接経費を含む）を意識して実施されているか。
- 事務事業に関する事務が経済性、効率性、有効性（3E）の観点から適正に行われているか。

3．事務事業評価の仕組みの妥当性

- 事務事業について、継続の可否を検討する仕組み等が構築されているか。
- 事務事業の評価は仕組み通りに、適切に運用されているか。
- 事務事業評価について情報公開（公表）が適切に行われているか。

．監査の実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

．主な監査手続

県単費事業に関する事務の執行に対して、実施した主な監査手続は次のとおりである。

1．監査対象とする県単費事業の抽出

令和元年度に岡山県の行政評価の対象となった約340の事務事業のうち、実績事業費が岡山県の一般財源から支出した金額と一致する事務事業を県単費事業として抽出し、その中から、過去の事務事業の評価、事業内容、金額的重要性等を総合的に勘案し、監査対象とすべきと判断した県単費事業25事業を抽出した。

2．抽出した各県単費事業に対する調査

抽出した25の県単費事業について、各担当部署に対して事業の内容や事務事業評価の実施状況を把握するために「事務事業調査シート」（第3参照）による調査を実施した。

3. 調査回答及び関連帳票の検討、ヒアリング

「事務事業調査シート」による調査回答に基づき、各担当部署へのヒアリングや関連帳票の閲覧を実施し、県単費事業に関する事務の合規性及び県単費事業の必要性、妥当性について検討を行った。

4. 事務事業評価の仕組みについての検討、ヒアリング

県の行政評価における事務事業評価の位置付けや事務事業評価の仕組みと予算編成等との関連性を確認するため、事務事業評価の仕組みについて、政策推進課及び財政課へのヒアリングや関連帳票の閲覧を実施し、事務事業評価の仕組みの妥当性及び予算編成への反映について検討を行った。

外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	上坂岳大
同補助者	公認会計士	奥谷恭子
同補助者	公認会計士	難波 徹
同補助者	公認会計士	平野幸代
同補助者	公認会計士	鯉沼孝至
同補助者	公認会計士	板野佑加
同補助者	公認会計士	森 雄彦

利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に規定する一切の利害関係を有していない。

財務情報等

本報告書に記載した事務事業（県単費事業）の関連部署の財務情報等は、県の担当職員への質問及び県から提供された資料に基づき作成したものである。なお、当該財務情報等の金額等については、その表示及び率の単位未満を原則として四捨五入しており、端数の関係上、個別金額の集計値と合計欄の記載が整合しない場合がある。

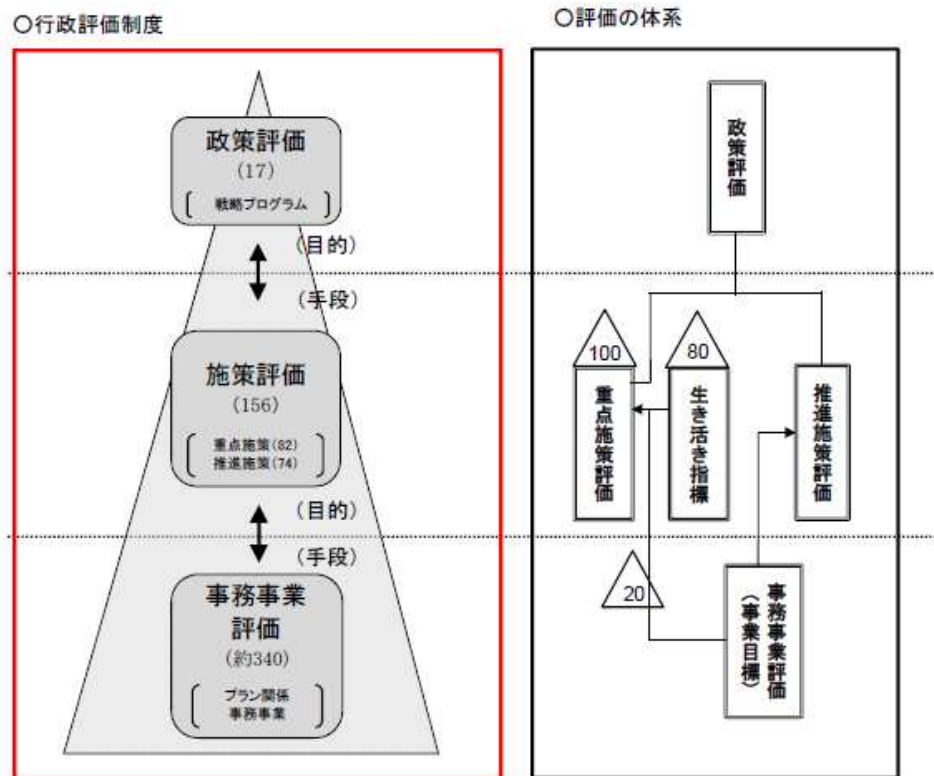
第2. 県の行政評価と事務事業評価

1. 県の行政評価における事務事業評価の位置付け

1. 総合計画と政策・施策・事務事業との関係

岡山県では、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を県政の基本目標とし、県政推進の羅針盤として「新晴れの国おかやま生き生きプラン」を平成29年度に策定している。当該プランを総合的、効果的に推進するために、県では、政策評価、施策評価及び事務事業評価の三層構造で行政評価を行い、必要な見直しや改善を行うためのPDCAサイクルを構築している。具体的には「新晴れの国おかやま生き生きプラン」における3つの重点戦略である「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」及び「安心して豊かさが実感できる地域の創造」を17の戦略プログラムに落とし込み、当該戦略プログラムを実現するために82の重点施策と74の推進施策を設け、それら施策を具体的に推進するものとして約340の事務事業を設けている。これらを政策・施策・事務事業評価と三層に渡り段階的に評価していくことで、今後の政策推進に向けての課題を明らかにし、必要な見直しや改善を行っている。

なお、県の行政評価制度の全体イメージは下図のとおりである。



(出所：岡山県ホームページ)

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/635445_5440563_misc.pdf

2. 政策評価、施策評価及び事務事業評価

(1) 政策、施策及び事務事業の関係

政策、施策及び各事務事業の関係は、それぞれ目的と手段の関係となるため、施策は政策の、事務事業は施策の目指す姿の実現に向けて行われる。言い換えれば、事務事業を効果的に実施することにより、施策の実現が図られ、施策を効果的に実施することにより、政策の実現が図られるという関係といえる。

(2) 政策評価、施策評価及び事務事業評価の実施体制

行政評価は前述した通り事務事業評価、施策評価、政策評価の順に行われる。毎年度、前年度に実施した各事務事業に対し、担当課室においてまず事務事業評価が行われる(6月頃)。行政評価支援システムに、事務事業評価シートの入力、を行うことで事務事業評価を行い、また、生き活き指標の達成状況の入力、を各担当課室が行う。上記の結果をもとに、各施策担当課室により施策評価シートの入力が行われる。

次いで「新晴れの国おかやま生き活きプラン」の17の戦略プログラムを構成する各施策の評価を元に、各戦略プログラム担当課により各戦略プログラムの評価(政策評価)が行われる(7月)。

行政評価を取りまとめている総合政策局政策推進課により、各担当課室から集約された行政評価について、評価状況や達成指標等の取りまとめが行われる(8月)。取りまとめた後に数値等の増減分析を行い、異常な増減内容が無いかを確認している。詳細に内容を確認したい場合には、施策評価や事務事業評価に遡って調査を実施している。その際に指標が適切であるか、前年度からの変更点はあるか等を確認している。

上記取りまとめられた暫定の評価状況は、政策推進会議(各部局長より、所管するプログラムや指標の状況について報告される)に諮られ(9月)、その後確定した評価状況が出そろい(10月末)、最終的には県議会の全常任委員会及び総合計画・行財政改革特別委員会へ報告される(11月)。

(3) 活動指標と成果指標(アウトカム指標)について

前述した通り、「新晴れの国おかやま生き活きプラン」は3つの重点戦略とそれを構成する17の戦略プログラムから構成されており、各戦略プログラムには計画期間中に達成しようとする目標値として、「生き活き指標」が設定されている(下記「生き活き指標一覧」参照)。

生き生き指標一覧（出所：岡山県ホームページ、

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/635445_5440563_misc.pdf）

項目	現況値		目標値	指標設定の考え方・出典	
	時点	数値			
重点戦略Ⅰ 教育県岡山の復活					
① 学力向上プログラム					
○全国学力・学習状況調査(平均正答率)の全国順位	小学校	平成27(2015)年度 (平成28(2016)年度調査)	全国25位	全国10位	晴れの国おかやま生き生きプランに引き続き、全国順位10位以内を目指す。 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】
	中学校	平成27(2015)年度 (平成28(2016)年度調査)	全国41位	全国10位	
○公立小・中学校における学級がうまく機能しない状況が発生している学級数及び授業エスケープをしている児童生徒がいる学校数	学級がうまく機能しない状況(年間平均学級数)	平成27(2015)年度	11学級	9学級	晴れの国おかやま生き生きプランでは、平成28(2016)年度の目標値を13学級及び16校に設定しており、それ以降は毎年1学級(校)の減少を目指す。 【出典：県独自調査】
	授業エスケープ(年間平均学校数)	平成27(2015)年度	22校	12校	
○小・中・高等学校における不登校の出現割合(児童生徒1千人当たり)		平成27(2015)年度	13.8人	9.6人以下	晴れの国おかやま生き生きプランでは、平成28(2016)年度の目標値を10人以下に設定しており、それ以降は年0.1人の減少を目指す。 【出典：文部科学省「学校基本調査」、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を基に算出】
○保幼小接続カリキュラムを作成した市町村数		平成27(2015)年度	3市町村	全27市町村	全ての市町村による保幼小接続カリキュラムの作成を目指す。 【出典：県独自調査】
○「授業の内容はよく分かる」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生	平成27(2015)年度 平成28(2016)年度調査	79.5%	81.0%	文部科学省「全国学力・学習状況調査」における上位県程度を目指す。 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】
	中学校3年生	平成27(2015)年度 平成28(2016)年度調査	70.0%	72.0%	
○授業以外で平日に1時間以上学習する児童生徒の割合	小学校6年生	平成27(2015)年度 平成28(2016)年度調査	68.6%	71.0%	文部科学省「全国学力・学習状況調査」における上位県程度を目指す。 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】
	中学校3年生	平成27(2015)年度 平成28(2016)年度調査	57.2%	70.0%	
○将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学校6年生	平成27(2015)年度 平成28(2016)年度調査	67.9%	71.0%	小学校は県教育振興基本計画の目標を踏まえ、設定する。中学校は小学校と同程度の伸びを目指す。 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】
	中学校3年生	平成27(2015)年度 平成28(2016)年度調査	44.9%	47.0%	

② 徳育推進プログラム					
○「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生	平成27(2015)年度 平成28(2016)年度調査	39.6%	50.0%	全児童生徒の半数程度が人助けを実行できることを目指す。 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】
	中学校3年生	平成27(2015)年度 平成28(2016)年度調査	36.2%	50.0%	
○小・中・高等学校における暴力行為の発生割合(児童生徒1千人当たり)		平成27(2015)年度	5.1件	3.2件以下	晴れの国おかやま生き生きプランでは、平成28(2016)年度の目標値を4.0件以下に設定しており、それ以降は年0.2件の減少を目指す。 【出典：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」】
○非行率		平成27(2015)年	5.7人	4.0人	現況の全国平均(4.0人/年)以下を目指す。 【出典：県独自調査】
○スマートフォン等を平日3時間以上利用する児童生徒の割合	小学生	平成27(2015)年度	13.9%	5.0%	スマートフォン等の正しく節度ある利用を進めることにより、基本的な生活習慣の定着と家庭での学習時間の確保を図るとともに、いじめ・犯罪被害等のトラブルから児童生徒を守ることに繋がると考えられるため、半数以下を目指す。 【出典：県独自調査】
	中学生	平成27(2015)年度	23.9%	10.0%	
	高校生	平成27(2015)年度	33.8%	15.0%	
○「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生	平成27(2015)年度 平成28(2016)年度調査	42.9%	50.0%	小学生は全児童の半数程度が積極的に行事へ参加することを目指す。中学生は部活動や家庭・塾等の事情が出てくることを勘案し、現況値が本県及び全国平均ともに小学生の約5割となっていることを踏まえ、目標を設定する。 【出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」】
	中学校3年生	平成27(2015)年度 平成28(2016)年度調査	20.7%	25.0%	
○1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒の割合	小学校	男子	平成27(2015)年度	5.8%	岡山県スポーツ推進計画(H25(2013)～H34(2022))に定めている目標(平成34(2022)年度に22(2010)年度の数値の半減)を踏まえ、平成32(2020)年度に達成すべき数値を目指す。 【出典：文部科学省「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」】
		女子	平成27(2015)年度	12.1%	
	中学校	男子	平成27(2015)年度	7.0%	
		女子	平成27(2015)年度	21.6%	

項目	現況値		目標値	指標設定の考え方・出典
	時点	数値		
③ グローバル人材育成プログラム				
○海外の学校と姉妹校提携を締結している県立高等学校数	平成27(2015)年度	8校	20校	姉妹校提携を行っていない学校数等を勘案し、毎年3校程度の提携を目指す。 【出典：県独自調査】
○英検準1級以上等を取得している英語担当教員の割合	中学校	平成27(2015)年度 23.1%	50.0%	国の「教育振興基本計画」では、平成29(2017)年度までに、中学校50%、高等学校75%を目指すこととされており、達成を目指す。 【出典：文部科学省「英語教育実施状況調査」】
	高等学校	平成27(2015)年度 55.6%	75.0%	
○国際科学技術コンテスト(理科4分野)における国内大会の参加者数	平成27(2015)年度	253人/年	350人/年	県立高等学校理数科の生徒数を勘案し、年25人程度の増加を目指す。 【出典：コンテスト実施団体からの情報提供】
○プログラミングコンテストにおける参加者数	平成27(2015)年度	2団体/年	22団体/年	主に商業系、工業系、情報系の学科を持つ高等学校(22校)から参加することを目指す。 【出典：コンテスト実施団体からの情報提供】

重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興

① 企業誘致・投資促進プログラム

○企業立地件数	平成24(2012)～27(2015)年度の平均	20件/年	120件 (4年間累計)	過去の誘致件数を勘案し、年30件の誘致を目指す。 【出典：県独自調査】
○新規立地企業の雇用創出数	平成24(2012)～27(2015)年度の平均	625人/年	1,600人 (4年間累計)	過去の新規立地企業の雇用数を勘案し、年400人の雇用創出を目指す。 【出典：県独自調査】
○全国の製造品出荷額等に占める水島工業地帯の割合	平成26(2014)年	1.43%	1.51%	平成26(2014)年を基準として、年平均0.02%(過去10年平均)の上昇を目指す。 【出典：経済産業省「工業統計調査」】
○水島港における国際コンテナ取扱個数	平成27(2015)年度	156千TEU/年	177千TEU/年	過去の実績を基に、平成32(2020)年度までに外貿及び国際フィーダー取り扱い個数を177千TEU/年にするを目指す。 【出典：県独自調査】
○主要渋滞箇所数	平成27(2015)年度末	68箇所	55箇所	主要渋滞箇所68箇所について、バイパス整備や交差点改良、信号機の高度化により、平成32(2020)年度までに13箇所の渋滞緩和を目指す。 【出典：岡山県道路交通渋滞対策部会において選定】

② 企業の「稼ぐ力」強化プログラム

○経営革新に取り組む中小企業・小規模事業者数	平成24(2012)～27(2015)年度の平均	115社/年	480社 (4年間累計)	県内中小企業・小規模事業者の経営革新の取組をさらに推進するため、現況の約5%増を目指す。 【出典：経済産業省調査】
○県内企業とプロフェッショナル人材とのマッチング成約件数	平成27(2015)年度	3件/年	65件 (4年間累計)	国が予定する事業終了年度(平成31(2019)年度)までは、国が設定した年間20件を目標とし、平成32(2020)年度は県独自で5件の実施を目指す。 【出典：県独自調査】
○きらめき岡山創成ファンドで支援した製品の売上高	平成24(2012)～27(2015)年度に成約した企業の平成27(2015)年度売上高の合計額	458百万円	503百万円	平成27(2015)年度の実績を基準に、毎年10%以上の売上げ増加を目指す。 【出典：県独自調査】
○県内のインキュベーション施設に入居したベンチャー企業数	平成25(2013)～27(2015)年度の平均	35社/年	160社 (4年間累計)	年平均40社以上の新規入居を目指す。 【出典：県独自調査】
○産学官共同開発プロジェクトに取り組んだ企業数	平成24(2012)～27(2015)年度の平均	110社/年	480社 (4年間累計)	複数の企業が連携し、技を磨き、技術の融合等によりイノベーションを起こしていけるようなプロジェクト創出や技術支援を、さらに推進するため、現況の10%の増加を目指す。 【出典：県独自調査】
○斡旋により取引が成立した件数	平成25(2013)～27(2015)年度の平均	198件/年	240件/年	過去3年間の実績を基準として、20%高い数値を目指す。 【出典：(公財)岡山県産業振興財団調査】

項目	現況値		目標値	指標設定の考え方・出典
	時点	数値		
③ 観光振興プログラム				
◎観光消費額	平成24(2012)~27(2015)年の平均	1,488億円/年	1,700億円/年	過去4年間の実績を基準として、4年間で14%の伸びを目指す。 【出典：観光庁「観光入込客統計」】
○観光入込客数	平成24(2012)~27(2015)年の平均	1,356万人/年	1,500万人/年	過去4年間の実績を基準として、4年間で11%の増加を目指す。 【出典：観光庁「観光入込客統計」】
○延べ宿泊者数	平成24(2012)~27(2015)年の平均	511万人/年	560万人/年	過去4年間の実績を基準として、4年間で10%の伸びを目指す。 【出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」】
○外国人旅行者宿泊者数	平成27(2015)年度	162,344人/年	300,000人/年	国の2020年の訪日外国人客数の目標と同様に、平成27(2015)年度実績の概ね倍増を目指す。 【出典：県独自調査】
○岡山空港の国際線利用者数	平成27(2015)年度	15万人/年	25万人/年	国の2020年の訪日外国人客数の目標を参考とし、国際線利用者数の大幅増加を目指す。 【出典：県独自調査】
○岡山後楽園の入園者数	平成27(2015)年度	817,260人/年	900,000人/年	国の2020年の訪日外国人客数の目標を参考とし、日本人入園者数も含め、入園者数90万人達成を目指す。 【出典：県独自調査】

④ 攻めの農林水産業育成プログラム					
◎農林水産業産出額	平成26(2014)年度	1,373億円/年	1,485億円/年	攻めの事業展開により、産出額の拡大を目指す。 【出典：農林水産省「農林水産統計」、県独自調査を基に算出】	
○県産果物の販売金額等 (首都圏・海外)	首都圏販売金額	平成27(2015)年	14億円/年	17億円/年	首都圏については、情報発信力の高い高級果物専門店や百貨店との連携強化、新たな販路開拓などにより、海外については、重点市場である台湾、香港での取組強化、新たな市場への販路拡大などにより、販売金額等の拡大を目指す。 【出典：東京都中央卸売市場「市場統計情報」、県独自調査】
	輸出金額	平成27(2015)年	5億円/年	7億円/年	
○水稻作付面積10ha以上の経営体数	平成27(2015)年度	146経営体	220経営体	持続可能な稲作経営体を平成37(2025)年度までに倍増させることとし、中間年の平成32(2020)年度には50%増を目指す。 【出典：岡山県農業共済組合連合会「農作物共済(水稲)加入データ」】	
○新規就農者数	平成24(2012)~27(2015)年度の平均	132人/年	600人 (4年間累計)	「21世紀おかやま農業経営基本方針」(平成27(2015)年度変更)において、5年間で750人の新規就農者の確保を目指すこととしており、高齢化等に伴い農業者の減少が進んでいる現状を踏まえ、新規就農者の確保に向けた取組を強力に推進する。 【出典：県独自調査】	
○県産材の生産量	平成27(2015)年	411千m ³ /年	530千m ³ /年	「21おかやま森林・林業ビジョン」(改訂版)において、平成31(2019)年の目標を530千m ³ としており、CLTの普及促進、販路拡大、エネルギー利用の需要拡大による今後の需要量の増大により生産量増加を目指す。 【出典：農林水産省「木材統計」、県独自調査を基に算出】	
○シカ・イノシシの捕獲数	シカ	平成24(2012)~27(2015)年度の平均	1.1万頭/年	5.8万頭 (4年間累計)	平成35(2023)年度までにシカ・イノシシの生息数を半減させるため、県独自及び国の推定で、シカは平成25(2013)年度の約2倍、イノシシは平成23(2011)年度の約1.1倍の捕獲数を目指す。 【出典：シカは県独自調査、イノシシは環境省「甚大な被害を及ぼしている鳥獣の生息状況等緊急調査事業(中国地方版)」】
	イノシシ	平成24(2012)~27(2015)年度の平均	1.9万頭/年	6.7万頭 (4年間累計)	

⑤ 働く人応援プログラム				
○県内大学新卒者の県内就職率	平成23(2011)~27(2015)年度の平均	43.3%	48.0%	県内大学生を対象とした合同企業説明会等の実施を通じて県内企業の魅力を発信することにより、県内就職率を現況値から毎年約1%増加することを旨とする。 【出典：岡山労働局「新規学校卒業者の就職決定状況」】
○大学卒業者の3年以内離職率	平成27(2015)年度	35.8%	32.3%	県内中小企業等で必要な人材が継続的に確保・育成できるよう、全国平均値まで引き下げることを目指す。 【出典：厚生労働省「職業安定業務統計」】
○岡山県企業人材確保支援センターの職業紹介による年間採用決定件数	平成25(2013)~27(2015)年度の平均	16件/年	20件/年	県内企業で働きたい人と多様な人材を求める企業に対し、より丁寧なマッチング支援を行うことにより、現況値から2割増の採用決定件数を目指す。 【出典：県独自調査】

項目	現況値		目標値	指標設定の考え方・出典
	時点	数値		
○1人当たり年間総実労働時間	平成27(2015)年	1,874時間	1,782時間	ワーク・ライフ・バランスの推進により、現況値から毎年約1%削減することを目指す。 【出典：厚生労働省「毎月労働統計調査全国調査」、岡山県「毎月労働統計調査地方調査年報」】
○女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	平成27(2015)年度	55.1%	59.3%	「第4次おかやまウィズプラン」において、平成32(2020)年度の目標を59.3%としており、今後の人口減少に伴う労働力人口の減少を踏まえ、着実に増加させることを目指す。 【出典：岡山県「毎月労働統計調査年報」、岡山県「毎月労働人口調査年報」を基に算出】

重点戦略Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造

① 保健・医療・福祉充実プログラム

○県北の保健医療圏における医師数	平成27(2015)年10月1日	388人	400人	地域医療構想に記載の必要病床数の減少と在宅医療等の増加を見込んで、現況から概ね3%の増加を目指す。 【出典：県独自調査】
○人生の最終段階で受けてみたい医療について家族と話し合ったことがある県民(60歳以上)の割合	平成28(2016)年度	46.7%	70.0%	自分らしい療養生活を人生の最終段階まで考えて、家族等と話し合うことは重要であることから、話し合ったことがある割合を1.5倍に増やすことを目指す。 【出典：県独自調査】
○成人の喫煙率	平成28(2016)年度	16.1%	13.1%	「第2次健康おかやま21」の目標である「平成34(2022)年度の成人の喫煙率の減少(喫煙をやめたい人がやめる)」を基準として設定した目標値を目指す。 【出典：県独自調査】
○自殺死者数(人口10万人当たりの人数)	平成27(2015)年	18.0人	14.4人	岡山県自殺対策基本計画の目標である「自殺の少なさ全国1位」とその数値目標を目指す。 【出典：厚生労働省「人口動態調査」】
○福祉人材センターが関わった介護施設等への就職者数	平成24(2012)～27(2015)年度の平均	122人/年	570人(4年間累計)	「第6期県介護保険事業支援計画」では、県の介護人材需要が平成29(2017)年から平成32(2020)で毎年4%増加することを見込んでいることから、それに準じて毎年4%増加させることを目指す。 【出典：県独自調査】
○障害福祉サービス利用者的一般就労への移行者数	平成24(2012)～26(2014)年度の平均	124人/年	800人(4年間累計)	毎年概ね200人の就労移行を目指す。 【出典：厚生労働省「就労移行等実態調査」】
○発達障害について身近に相談できるかかりつけ医の数	—	—	150人	概ね中学校区単位に一人の数の医師が県実施の「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」を受講していることを目指す。 【出典：県独自調査】

② 結婚・妊娠・出産応援プログラム

◎合計特殊出生率	平成27(2015)年	1.54	1.63	「岡山いきいき子どもプラン2015」で平成37(2025)年の目標とした「希望出生率1.72」を基準に、平成32(2020)年の目標として設定した合計特殊出生率1.63を目指す。 【出典：厚生労働省「人口動態統計」】
○おかやま出会い・結婚サポートセンターが関わった成婚数	—	—	120組(4年間累計)	毎年概ね30組の成婚を目指す。 【出典：県独自調査】
○妊娠・出産について満足している者の割合	平成25(2013)年度	67.4%	75.0%	全国では、平成31(2019)年度に70%を目指すこととされているが、本県の現況値は、全国平均より高水準であることから、全国目標に5%上回る数値を目指す。 【出典：厚生労働省「母子保健事業実施状況調査」】
○妊娠と年齢の関係について正しく知っている者の割合	平成26(2014)年2月	50.2%	70.0%	県独自調査において、「妊娠と年齢の関係について知らない」と回答した20～34歳独身の男女の割合(20.7%)を「知っている」にシフトさせることを目指す。 【出典：県独自調査】

③ 子育て支援充実プログラム

○放課後児童クラブ実施箇所数	平成27(2015)年5月1日	509箇所	655箇所	現況から約150箇所の増加を目指す。 【出典：厚生労働省「放課後児童健全育成事業実施状況調査」】
○病児保育の実施市町村数	平成27(2015)年度末	13市町村	21市町村	現況から8市町村の増加を目指す。 【出典：県独自調査】
○子育て支援員育成数	平成27(2015)年度末	73人	300人	現況から約230人の増加を目指す。 【出典：県独自調査】
○「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	平成27(2015)年度末	625社	770社	毎年概ね30社の増加を目指す。 【出典：県独自調査】
○「ももっこカード」協賛店舗数	平成27(2015)年度末	2,096店舗	3,000店舗	現況から約900箇所の増加を目指す。 【出典：県独自調査】

項目	現況値		目標値	指標設定の考え方・出典
	時点	数値		
④ 防災対策強化プログラム				
○防災メールの登録件数	平成27(2015)年度末	52,548件	80,000件	毎年5千件程度の登録数増加を目指す。 【出典:県独自調査】
○自主防災組織率	平成27(2015)年4月1日	69.4%	82.0%	過去4年間の平均伸び率3%と同程度の伸び率を維持することを目指す。 【出典:県独自調査】
○業務継続計画策定市町村数	平成27(2015)年4月1日	2市町村	全27市町村	災害時における業務継続体制が確保されるよう、県内全市町村での指定を目指す。 【出典:県独自調査】
○護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数	防護面積	平成27(2015)年度	1,170ha	現在事業中の箇所及び平成28(2016)年度以降に新規事業化が見込まれる箇所について、目標の達成を目指す。 【出典:県独自調査】
	戸数	平成27(2015)年度	11,702戸	
⑤ 暮らしの安全推進プログラム				
○刑法犯認知件数	平成27(2015)年	14,706件/年	12,000件以下/年	県民の体感治安の向上を図るため、毎年5%の削減を目指す。 【出典:警察庁「警察統計」】
○重要犯罪検挙率	平成27(2015)年	93.4%/年	100%/年	県民の体感治安の向上を図るため、県民が不安を強く感じる重要犯罪の全件検挙を目指す。 【出典:警察庁「警察統計」】
○人身交通事故件数	平成27(2015)年	10,627件/年	8,000件以下/年	第10次岡山県交通安全計画の目標(平成32(2020)年までに交通事故死者数50人、同負傷者数9,000人以下)の達成を目指すし、人身交通事故件数としては8,000件以下を目指す。 【出典:警察庁「警察統計」】

⑥ 中山間地域等活力創出プログラム				
○小さな拠点の形成に取り組んでいる市町村の数	平成27(2015)年度末	2市町村	18市町村以上	毎年3~4市町村ずつ取り組むことを見込み、目標を設定する。 【出典:県独自調査】
○地域おこし協力隊の人数	平成28(2016)年4月1日	108人	150人	おかやま創生総合戦略において、平成31(2019)年度末に140人の配置を目標として掲げており、さらに10人の増加を目指す。 【出典:県独自調査】
○「おかやま元気!集落」の数	平成27(2015)年度末	53地域	73地域	おかやま創生総合戦略において、平成31(2019)年度末までに70地域に拡大する目標を掲げており、さらに3地域の増加を目指す。 【出典:県独自調査】
○本県への移住者数	平成26(2014)、27(2015)年度の平均値	1,796人/年	8,000人(4年間累計)	おかやま創生総合戦略において、平成31(2019)年度末までの5年間で、累計10,000人の移住者数を目指しており、引き続き、年平均2,000人の移住者数を目指す。 【出典:県独自調査】
○地域の拠点性を高めることにつながる交通難所改善箇所数	-	-	200箇所(4年間累計)	中山間地域等の生活の中心となる拠点的地域等の機能強化や集落機能の維持強化に取り組む地域を支援するため、すれ違いが困難な箇所や見通しの悪い交通難所について、4年間で200箇所の改善を見込んだ数値を目標値とする。 【出典:県独自調査】

⑦ 快適な生活環境保全プログラム				
○微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率	平成27(2015)年度	5.3%	30.0%	微小粒子状物質(PM2.5)は、高濃度になると呼吸器などへの影響が懸念されることから、まずは西日本の平均(約30%)並みの達成率を目指す。 【出典:県独自調査】
○少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えの割合	平成27(2015)年	0.2%	90%以上	花粉症の原因となるスギ、ヒノキの花粉を減少させるため、植替え時における、スギ・ヒノキ苗木の大多数を少花粉苗木とすることを目指す。 【出典:県独自調査】
○電気自動車等の普及台数	平成27(2015)年度末	2,945台	6,000台	EV・PHVについては毎年各300台ずつの増加を、FCVについては平成32(2020)年度時点で50台の増加を見込んだ数値を目標とする。 【出典:県独自調査】
○身近な自然体験プログラムの参加者数	平成27(2015)年度	18,941人	30,000人	本県の豊かな自然や優れた景観を保全し、地域活性化に活用していく取組みをさらに進めることにより、3万人の参加を目指す。 【出典:県独自調査】
○汚水処理人口普及率	平成27(2015)年度末	84.4%	88.8%	「クリーンライフ100構想」に基づき、市町村毎の汚水処理整備計画から、目標値を設定する。 【出典:国土交通省、農林水産省、環境省「都道府県別汚水処理人口普及状況」】

項目	現況値		目標値	指標設定の考え方・出典
	時点	数値		
○廃棄物のリサイクル率	一般廃棄物	平成26(2014)年度 29.5%	32.7%	現時点で、一般廃棄物のリサイクル率は国の目標値を上回り、産業廃棄物の率も国目標の増加率を上回っており、より高い水準にある前プラン目標値の達成や今後予測されるリサイクルアップ値の着実な実現を目指す。 【出典：岡山県「一般廃棄物処理実態調査」、「産業廃棄物(三二)実態調査」を基に県算出】
	産業廃棄物	平成26(2014)年度 43.4%	45.4%	
⑧ 生きがい・元気づくり支援プログラム				
○「普段の生活の中で、芸術・文化、スポーツ等を実践したり、観て楽しめる地域になっている」と感じている人の割合	平成27(2015)年度	29.1%	38.0%	県民満足度調査において「満足」、「やや満足」と答える人の割合について、平成27(2015)年度を基準として概ね9%増加を目指す。 【出典：県独自調査】
○成人男女の1週間に1日以上運動・スポーツをする割合	平成26(2014)、27(2015)年度の平均	49.5%	52.0%	全国平均を上回ることを目指す。 【出典：文部科学省「体力・運動能力調査」】
○ナショナルチームキャンプ等誘致実績	平成27(2015)年度	0件	20件 (4年間累計)	毎年平均5件の誘致を目指す。 【出典：県独自調査】
○東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの件数	-	-	2,000件 (4年間累計)	平成32(2020)年度までに東京オリンピックに向けた「文化プログラム」として実施するイベント数の目標が、全国で20万件であることから、このうち地方での実施を半分(10万件)と見込み、人口比として本県の割合の約2%を乗じた2,000件を目指す。 【出典：県独自調査】
○公立図書館から借りた本の数	平成27(2015)年度	6.54冊	7.00冊	県民一人当たりの公立図書館から借りた本の全国順位は平成26(2014)年度で3位と高位を維持しており、前プランで設定した冊数の目標を引き続き目指す。 【出典：日本図書館協会「日本の図書館」のデータを基に県算出】

⑨ 情報発信力強化プログラム				
○全国における本県の認知度	平成28(2016)年10月	全国31位	全国20位以内	全国中位以上を目安として、全国20位以内を目指す。 【出典：(株)ブランド総合研究所「地域ブランド調査」】
○県民等の本県への愛着度	平成28(2016)年10月	全国32位	全国20位以内	全国中位以上を目安として、全国20位以内を目指す。 【出典：(株)ブランド総合研究所「地域ブランド調査」】
○県PRサイトへのアクセス数	平成27(2015)年度	24,000 アクセス/月	30,000 アクセス/月	全国から多くのアクセスをいただけるようPRコンテンツの充実を図り、現行アクセス数の25%増を目指す。 【出典：県独自調査】
○ファンサイトへの登録者数	平成27(2015)年度末	3,314人	13,000人	現行登録者数から約1万人の増加を目指す。 【出典：県独自調査】
○本県に関する知識を有すると認定された人数	平成27(2015)年度末	778人	3,000人	毎年450人程度の認定を目指す。 【出典：県独自調査】

参考指標				
○1人当たりの県民所得	平成26(2014)年度	2,711千円 (確報)	-	【出典：岡山県「岡山県県民経済計算」】
○一般労働者の1人当たり現金給与月額	平成27(2015)年	384,533円	-	【出典：岡山県「毎月勤労統計調査地方調査年報」】
○有効求人倍率	平成28(2016)年	1.65倍	-	【出典：厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」】
○健康寿命	平成25(2013)年	男性 71.10歳 女性 73.83歳	-	【出典：橋本修二「健康寿命の指標化に関する研究—健康日本21(第二次)等の健康寿命の検討—」】
○保育所入所待機児童数	平成28(2016)年	875人	-	【出典：厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」】

注：目標における(4年間累計)は、平成29(2017)年度から平成32(2020)年度までの累計を指す

「生き活き指標」は、県が各戦略プログラムの達成状況を測定するための指標（成果指標）に位置付けられるが、戦略プログラムを構成する各施策の各事務事業は、事業の目的や内容等に応じて、事業全体を表す寄与度の大きい事業目標が設定されている。事業目標は、成果指標、またはその活動の成果を図るための指標（活動指標）の設定を各課で行っている。

それぞれの内容は次の通りである。

成果指標 （アウトカム指標）	行政活動の成果を測る指標であり、受益者（主として県民）の視点から捉えた具体的な効果や効用を基準とする。
活動指標 （アウトプット指標）	県が「どのようなことをしたいのか」という視点からの指標であり、事業の具体的な活動量や活動実績（公共サービスの産出量）を測る指標。

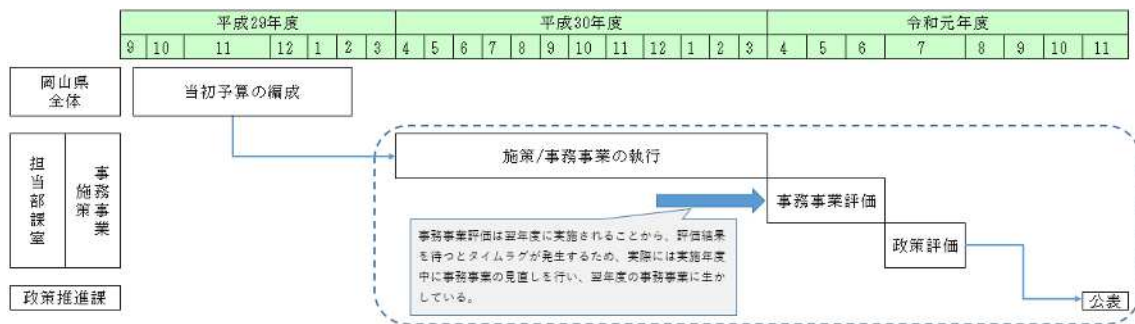
3. 県のPDCAサイクルの概要

PDCA サイクルとは、施策及び事務事業を、Plan(計画)・Do(実施)・Check(評価)・Action(改善)の過程で進めていく一連の流れを言い、Plan(計画)段階で指標計画値を数値目標として掲げ、計画内容に基づき実施し、Check(評価)段階では指標計画値に対する実績値の差異（ギャップ）を分析し、Action(改善)で実施手段の変更や方向性の転換等の修正行動へとつなげていくことである。

平成30年度に実施した事務事業に係る施策及び事務事業の評価に関するフローは概ね次の通りであり、本年度の包括外部監査は、次のフロー図のうち、点線枠で囲った部分、すなわち事務事業に関する評価の仕組みを主な対象として行っている。

事務事業評価は事業を実施した年度の翌年度に行われるため、事務事業評価の結果をフィードバックする場合、事務事業実施年度の翌年度の事務事業には間に合わないため、実際には每期実施年度中の12月から3月の間に事務事業を見直し、翌年度の事務事業に反映している。

事務事業執行の前年9月に財政課が予算編成方針の骨子案を作成する。各部の経理班と財政課で協議を行い、事業費や運営費の予算編成が行われる。経理班では各課の予算要求の取りまとめを行った上で、財政課と協議を実施している。重点事業では総合政策局や総務部、担当部局などの多数の関係者が参加する知事ヒアリングを行い、事業の方向性を定めた上で予算編成が行われている。経費区分ごとに予算要求の期限が決まっており、2月頃に予算が確定する。特殊な運営費などは予算要求の期限が他と比べると早い時期に設定されている。



行政評価の概要

以下は県が公表している令和元年度分（平成30年度実績）の行政評価の実施結果を一部抜粋したものである（頁は令和元年度行政評価における該当頁を示す）。

政策評価 政策達成レベル一覧

重点戦略	頁	プログラム	2017	2018	2019	2020
Ⅰ 教育県岡山の復活	3	学力向上プログラム	3.2	3.4		
	6	徳育推進プログラム	3.0	3.0		
	10	グローバル人材育成プログラム	3.8	3.7		
		平均	3.3	3.4		
Ⅱ 地域を支える産業の振興	12	企業誘致・投資促進プログラム	3.8	3.8		
	14	企業の「稼ぐ力」強化プログラム	3.3	3.6		
	16	観光振興プログラム	4.2	3.9		
	18	攻めの農林水産業育成プログラム	4.1	4.1		
	21	働く人応援プログラム	3.3	3.5		
	平均	3.7	3.8			
Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造	23	保健・医療・福祉充実プログラム	3.6	3.6		
	26	結婚・妊娠・出産応援プログラム	3.5	3.4		
	28	子育て支援充実プログラム	3.8	3.8		
	30	防災対策強化プログラム	3.5	2.9		
	32	暮らしの安全推進プログラム	4.2	4.2		
	34	中山間地域等活力創出プログラム	3.7	3.6		
	36	快適な生活環境保全プログラム	4.0	3.9		
	39	生きがい・元気づくり支援プログラム	3.6	3.6		
	41	情報発信力強化プログラム	3.3	3.2		
	平均	3.7	3.6			

（出所：岡山県ホームページ https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/635445_5440563_misc.pdf）

この「政策評価 政策達成レベル一覧」は、県の「新晴れの国おかやま生き生きプラン」で定めた3つの重点戦略である「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」及び「安心して豊かさが実感できる地域の創造」を、それぞれ戦略プログラム(政策)の評価の平均値により5段階評価した結果一覧である。これが政策評価、施策評価及び事務事業評価と三段階で行う県の行政評価の最終結果となる。平成30年度に実施した各重点戦略の評価(令和元年度評価)は「教育県岡山の復活」は3.4、「地域を支える産業の振興」は3.8、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」は3.6となっている。

各戦略プログラム(政策)の評価については、当該戦略プログラムを実現するための重点施策と推進施策の評価の平均値により評価を行っている。

その重点施策と推進施策の評価については、評価方法が異なっており、重点施策については、政策の達成度を測る「生き生き指標」を重視するため、「生き生き指標」の達成度と各施策に紐づく事務事業評価結果の平均値を4:1の割合で評価し、推進施策については、各施策に紐づく事務事業評価結果の平均値で評価を行っている。

なお、「生き生き指標」とは、各戦略プログラムを計画期間中に達成するための目標値として、「新晴れの国おかやま生き生きプラン」内で設定された指標である。県は、戦略プログラムに盛り込んだ施策のうち、「生き生き指標」により達成度を示すことができる施策を重点施策、それ以外の施策を推進施策として整理している。「生き生き指標」の達成度の評価基準は下図のとおりであり、達成度合いに応じて5段階で評価を行っている。

指標の類型(89指標)	評価の考え方	達成度の評価基準
割合で示す指標 (30指標)	計算方法 原則 達成率 = 実績値 / 目標値	5: 達成率が120%以上 4: 達成率が100%以上120%未満 3: 達成率が80%以上100%未満 2: 達成率が50%以上80%未満 1: 達成率が50%未満
実数で示す指標 (50指標)	計算方法 原則 達成率 = 実績値 / 目標値	5: 達成率が120%以上 4: 達成率が100%以上120%未満 3: 達成率が80%以上100%未満 2: 達成率が50%以上80%未満 1: 達成率が50%未満 達成率が上限100%の場合 5: 達成率が100%

		4：達成率が90%以上100%未満 3：達成率が70%以上90%未満 2：達成率が50%以上70%未満 1：達成率が50%未満
実数で示す指標のうち、 現況値に対する最終目標 値の増減割合が極めて小 さい場合（6指標） （最終目標値 / 現況値が 0.9以上1.1以下）	現況維持に意義が認められる ことから、「現状を維持した場 合」を3として評価する。	5：目標値に「目標値と現況値の 差」を加えた値以上 4：目標値以上 3：現況値以上 2：現況値から「最終目標値と現況 値の差」を減じた値以上 1：現況値から「最終目標値と現況 値の差」を減じた値未満
全国順位で示す指標 （3指標）	効果的な取組により、現状の改 善と目標の達成が求められる ものであるから、 ・目標より上位となった場合 5 ・目標を達成した場合 4 ・現状を維持した場合 2 として評価する。	5：目標値より上位 4：目標値 3：目標値と現況値の中間値以上 2：現況値以上 1：現況値より下位

（出所：岡山県「行政評価制度の概要」）

このように、県では、事務事業評価結果を集計して施策評価を行い、さらに施策評価結果を集計して政策評価を行うという、三層構造の行政評価制度を採用しているのである。

第3 . 県単費事業について

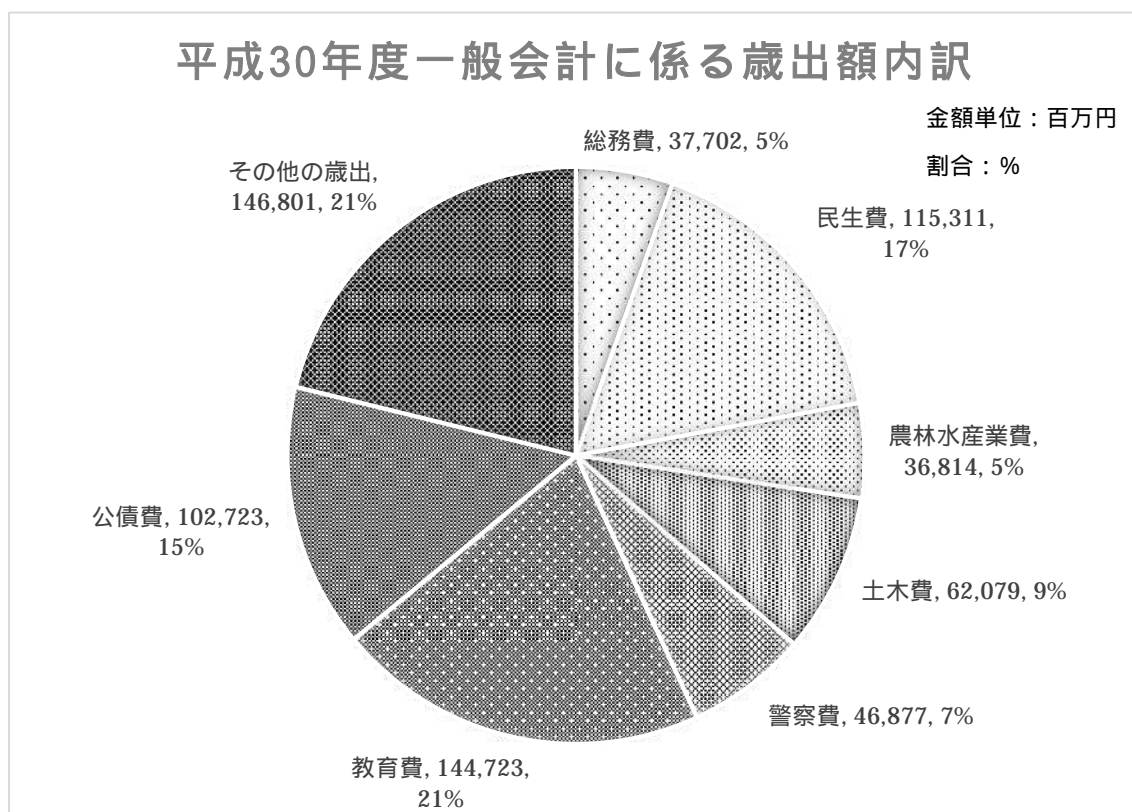
. 県単費事業の概要

県では、「新晴れの国おかやま生き生きプラン」において、3つの重点戦略を17の戦略プログラムに落とし込み、当該戦略プログラムを実現するために、82の重点施策と74の推進施策を設けている。そして当該施策を推進するために実施する具体的な事業を「事務事業」と位置付けており、当該事務事業単位で事務事業評価が行われる。

事務事業のうち監査対象として選定した本報告書での「県単費事業」とは、一般会計において国庫補助金等の特定財源が入っていない事業のことをいい、県が単独で行う事業であり、当該事業に関する歳出は原則的に地方債、一般財源により賄われる。

平成30年度の一般会計に係る歳出額は693,031百万円あり、その主な内訳は下記図のとおり教育費144,723百万円(21%)、民生費115,311百万円(17%)、公債費102,723百万円(15%)、土木費62,079百万円(9%)、警察費46,877百万円(7%)、総務費37,702百万円(5%)、農林水産業費36,814百万円(5%)となっている。

この内、行政評価の対象とした歳出額は33,848百万円であり、その内国庫補助金等の特定財源は19,346百万円、県単費事業に関する歳出額は10,642百万円となっている。



(出所：岡山県ホームページより監査人加工)

1. 監査対象とした県単費事業（事務事業）の選定方法

1. 監査対象となる母集団の把握

令和元年度に 岡山県の行政評価の対象となった約 340 の事務事業のうち、実績事業費が岡山県の一般財源から支出した金額と一致する事務事業を、県単費事業として監査対象母集団とした。

2. 監査対象となる事務事業の抽出・選定

上記 1. の監査対象母集団から、過去の事務事業の評価、事業内容、金額的重要性等を総合的に勘案し、監査対象とすべきと判断した 25 の県単費事業を抽出し、監査対象とした。なお、抽出した県単費事業が特定の担当所属に偏在しないよう配慮している。

監査対象とした事業（全 25 事業）は以下のとおりである。

No	担当部課室 部局	担当部課室 課所	事務事業名	平成30年度 実績事業費(千円)
1	教育委員会	生徒指導推進室	小学校における不登校・長期欠席対策事業	94,813
2	警察本部	生活安全部	子供の非行・犯罪被害防止対策費	67,952
3	教育委員会	保健体育課	子どもの体力向上支援事業	265
4	県民生活部	国際課	岡山国際交流センター管理運営事業	38,100
5	産業労働部	企業誘致・投資促進課	企業立地促進補助金交付事業(大型投資・拠点化、本社機能移転等を除く)	1,461,406
6	産業労働部	産業振興課	岡山デニム世界進出支援事業	14,530
7	農林水産部	農産課	力強い経営体育成対策事業	19,304
8	産業労働部	労働雇用政策課	中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業	7,169
9	保健福祉部	医療推進課	看護師等就労促進事業	16,525
10	農林水産部	農産課	ぶどうの供給力強化緊急対策事業	59,819
11	保健福祉部	子ども未来課	1歳からの緊急対策事業	28,500
12	都市局	建築指導課	緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業	15,215
13	土木部	河川課	ふるさとの川リフレッシュ事業	209,287
14	土木部	道路建設課	生き生きメンテナンス事業	12,208
15	県民生活部	くらし安全安心課	地域の絆で守る!子どもや高齢者の安全・安心推進事業	1,182
16	警察本部	生活安全部	特殊詐欺の被害防止を推進するための事業経費	37,215
17	県民生活部	中山間・地域振興課	地域活力創出推進事業	43,380
18	環境文化部	新エネルギー・温暖化対策室	電気自動車等普及促進事業	7,689
19	都市局	建築指導課	空き家等除却支援事業	34,345
20	都市局	住宅課	空き家利活用支援事業	3,378
21	環境文化部	文化振興課	アートで地域づくり実践講座事業	4,966
22	環境文化部	スポーツ振興課	オリンピック・パラリンピアン育成事業	8,956
23	県民生活部	男女共同参画青少年課	DV対策	12,031
24	産業労働部	マーケティング推進室	首都圏アンテナショップ事業	114,268
25	総合政策局	公聴広報課	晴れの国おかやまファンクラブ会員獲得作戦	1,853
計				2,314,356
平成30年度に実施した事務事業合計				33,848,467
抽出サンプルが占める割合				6.8%

・ 県単費事業(事務事業)の調査項目

監査対象に選定した各県単費事業の事業内容及び事務事業評価の実施状況を把握するため、下記の様式(以下、「事務事業調査シート」という)による調査を実施した。

なお、調査項目の具体的な記載については、<記載依頼事項>にて示したとおりである。

2018年度実施事務事業調査シート

1 事務事業名等		担当部課室 ※1	
事務事業名 ※1		開始年度 ※1	終了予定年度 ※1
重点戦略 ※1			
戦略プログラム ※1			
施策名 ※1			

2 事業概要

	対象(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)
実施目的 ※2		
事業内容 ※1		

3 成果・課題等

成果・課題 ※1				
コスト(決算額) ※1	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
総コスト(千円)				
実績事業費(千円)				
概算人件費(千円)				
予算事業費(千円)				

過去の国庫補助金の状況 ※3	
有の場合	対象事業年度
	～
	実績事業費(千円)
	補助金(千円)

2018年度従事職員数(人)	
従事職員数の算定方法	

4 成果指標と事業目標

成果指標 ※4	1		年度	2018	2019
			目標値		
	2		年度	2018	2019
			目標値		
	3		年度	2018	2019
			目標値		
		実績値			

関連する事務事業 ※5				
----------------	--	--	--	--

事業目標(指標名) ※1	単位		年度	2018	2019
指標とした理由			目標値		
指標の設定方法			実績値		
指標の測定方法					

5 評価

評価項目	評価の内容及びその根拠 ※1	評価 ※1	
達成度			(総合評価)
効率性			

翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	見直しの内容		
	2019年度 ※6		
	2020年度 ※7		

6 その他

2018年度実績事業費に含まれていない主なコストと概算金額 ※8	
他の自治体で同様の事務事業を実施しているか(わかる範囲で)	

<記載依頼事項>

- ※1 「2019年度 事務事業評価シート(2018年度実績)」より転記
- ※2 「2019年度 事務事業評価シート(2018年度実績)」に記載の実施目的について、対象と意図を記載
- ※3 過去に国庫補助金により同事業を実施していた場合、補助金を受給していた事業年度とその期間における実績事業費(合計)、補助金(合計)を記載
- ※4 重点施策に紐づく事務事業であれば、当該重点施策の対応する「生き活き指標」を記載(推進施策の場合、関連する成果指標があれば記載)
- ※5 同じ施策に紐づく事務事業があれば記載
- ※6 2018年度に実施した事務事業実績を踏まえて2019年度の事務事業に反映した事務事業の見直し内容
- ※7 2019年度事務事業評価を踏まえて2020年度の事務事業に反映した事務事業の見直し内容
- ※8 当該事業実施に必要な費用のうち、実績事業費、概算人件費に含まれない主なコストを記載。
 (例)・当該事業に従事する非常勤職員等の経費(基本的には、事業費に含まれているものと想定されるが、含まれない場合)
 ・事業実施のために直接的に高額な設備機器等を使用する場合の減価償却費 等
 (記載例) ○○の業務を実施する非常勤職員の人件費 500千円
 ○○に使用する機器の減価償却費 200千円(購入費、購入年の記載でも可)

第4 . 包括外部監査の結果（総論）

監査の着眼点を踏まえ監査手続を実施した結果、以下の件数の指摘事項及び意見を取り上げることとした。

「指摘事項」とは、県単費事業に関する事務の執行に関して、合規性等の観点に照らし、問題があると判断されるものであり、「意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、県単費事業に関する事務の執行をより効果的・効率的に実施するための改善提案である。

ほぼすべての事務事業で発見されたのは、(1)事業評価の「効率性」について、である。各事務事業について共通の問題点であるため、個別のサンプル毎に意見を記載せず、下記に総論として記載した。

次に25事業中12事業であげられた項目は、(2)事業目標について、である。これは各事務事業で達成の目標としている指標が必ずしも適切ではない、あるいは目標が設定されていない等の問題が見られたものである。

(3)は上記(1)(2)以外で発見された「指摘事項」または「意見」をまとめている。

なお、今回監査対象としているのは、県の予算単独で実施している、いわゆる県単費事業であるが、県単費事業であっても過去において国からの補助金を受けている場合が想定され、その場合は事業の実施方法や効率性にどのような変化があったのかを検証する目的から、事務事業調査シートでは過去の補助金の有無を調査している。しかし25件のサンプルを抽出し、事務事業調査シート等により調査した結果、過去に補助金を受けていたものはなかったため上記の検証は実施していない。

指摘事項及び意見の項目一覧

(1) 事業評価の「効率性」について

事務事業評価は行政評価の一部をなし、その仕組みは第5 . 1に記載の通り、事業目標の達成状況を表す「達成度」と事業に投入したコストに見合った効果が得られたかを表す「効率性」の評価をもって行われる。

各事務事業はヒアリングの結果、担当課がそれぞれ工夫して「効率性」に係る評価を行っているものの、明確な評価基準をもっていないことが確かめられた。「効率性」の評価については、評価基準がA：高い、B：やや高い、C：やや低い、D：低い、の4段階で評価を行っているものの、評価基準が定量的となっておらず、明確でないことから、評価担当者の主観が評価に影響

し十分な評価になっていない恐れがある。

事務事業評価については、「達成度」と「効率性」の評価結果により、事業内容や手法を見直すこととなっているが、「効率性」の評価が十分でないまま、施策や事務事業を評価して PDCA を回している恐れがあり、現在の事業の投入コストに対して、コスト削減の可能性を踏まえた手法の検討や方向性の転換等の修正行動へつなげる視点が弱いまま運用されていると考えられる。

【意見】事務事業評価を有効に行うために、各事務事業の「効率性」を測る明確な基準を設定する必要がある。

(2) 事業目標について

サンプルとして抽出した 25 件の事務事業のうち、事務事業目標に関連する項目が下記 12 件となる。2 件（サンプル No.2、No.16）については事務事業を評価するうえで達成度を測るための事業目標が設定されていなかった。また、10 件（サンプル No.1、No.4、No.5、No.6、No.10、No.13、No.14、No.17、No.19、No.20）については事務事業内容に対しより適切な事業目標を設定すべき等と考えられるものがあつた。

No	サンプル No	事務事業名	指摘意見	該当頁
1	1	小学校における不登校・長期欠席対策事業	意見	32
2	2	子供の非行・犯罪被害防止対策費	意見	35
3	4	岡山国際交流センター管理運営事業	意見	41
4	5	企業立地促進補助金交付事業（大型投資・拠点化、本社機能移転等を除く）	意見	43
5	6	岡山デニム世界進出支援事業	意見	47
6	10	ぶどうの供給力強化緊急対策事業	意見	57
7	13	ふるさとの川リフレッシュ事業	意見	65
8	14	生き生きメンテナンス事業	意見	68
9	16	特殊詐欺の被害防止を推進するための事業経費	意見	74
10	17	地域活力創出推進事業	意見	85
11	19	空き家等除却支援事業	意見	92
12	20	空き家利活用支援事業	意見	95

(3) 上記以外

上記(1)(2)以外で発見された項目は以下の通り。

このうち、下表 No.1、No.2、No.4、No.9、No.11 の指摘又は意見は、当該事務事業に要した事業費の集計において誤りがあった、あるいは本来事業費に集計すべき支出が集計されていなかった等の問題があったものである。事務事業を適切に評価し、必要な改善を行っていくためには間接経費を含めた事業費の適切な把握・集計を行う必要がある。

No	カブ No	事務事業名	項目	指摘 意見	該当 頁
1	2	子供の非行・犯罪被害防止対策費	概算人件費の集計について	指摘	35
2	3	子どもの体力向上支援事業	ホームページのリニューアル費用について	意見	38
3			ホームページ運用業務委託仕様書について	指摘	38
4	5	企業立地促進補助金交付事業(大型投資・拠点化、本社機能移転等を除く)	事業費の集計について	意見	44
5	7	力強い経営体育成対策事業	達成度の評価について	意見	50
6			農業機械の購入先について	意見	50
7	12	緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業	生き生き指標の設定について	意見	62
8			事務事業調査シートにおける予算数値の記載について	意見	62
9	15	地域の絆で守る！子どもや高齢者の安全・安心推進事業	従事職員数の集計誤りについて	指摘	71
10			事業評価の「達成度」の評価結果誤りについて	意見	71
11	16	特殊詐欺の被害防止を推進するための事業経費	概算人件費の集計について	指摘	74
12	18	電気自動車等普及促進事業	事務事業調査シートにおける予算数値の記載について	意見	89
13	20	空き家利活用支援事業	再委託について	意見	95
14	23	DV対策	委託契約について	意見	103
15			支出内訳書について	意見	103
16	24	首都圏アンテナショップ事業	事業の達成度の評価について	意見	106
17			アンテナショップ事業の収支について	意見	106

第5 . 包括外部監査の結果（各論）

1 . 事務事業評価の仕組み

（1）事務事業評価の目的

『第2 . 県の行政評価における事務事業評価の位置付け 1 . 総合計画と政策・施策・事務事業との関係』に記載したとおり、事務事業評価は、政策評価及び施策評価とともに三層構造をなす県の行政評価の一部である。したがって、事務事業評価の目的は、事務事業評価を行うことにより PDCA サイクルにのせて必要な見直しや改善を行い、ひいては施策、政策を実現することにある。

また、事務事業評価を行うにあたっては、施策実現への貢献度を意識し、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを図りながら、複雑多様化する県民ニーズに的確に対応できるよう取り組んでいる。

（2）事務事業評価の方法

施策目的を実現する手段として位置付けられる各事務事業の評価は、「事務事業評価シート」を用いて行われる。具体的には、事業目標の達成状況を勘案し、「達成度」（事業目標にどれだけ近づいたか、事業計画どおりにできたか）及び「効率性」（投入コストに見合った効果を得られたか）の2つの観点から、各項目を下図のとおり A から D のランクで評価する。さらに、「達成度」及び「効率性」の評価を下図の比率で配点し、合計を四捨五入して5段階の総合評価を行っている。例えば、「達成度」の評価区分が A、効率性の評価区分が C の場合の総合評価は、 $3.0 + 0.5 = 3.5$ を四捨五入し 4 となる。

評価区分	A	B	C	D
達成度	3.0	2.0	1.0	0.5
	高い（100%以上できた）	やや高い（80%以上できた）	やや低い（60%以上できた）	低い（60%未満しかできなかった）
効率性	1.5	1.0	0.5	0.2
	高い	やや高い	やや低い	低い

（3）事務事業評価の活用状況

『第2 . 県の行政評価における事務事業評価の位置付け 3 . 県のPDCA サイクルの概要』に記載しているとおり、県の事務事業の評価は、業務実施の翌年度の11月頃に公表されるため、事務事業評価が直接的に活用できるのは、翌年度ではなく、翌々年度となる。例えば、平成30年度に実施した事務事業は翌年度の令和元年度に評価が行われ、その評価が反映されるのは令和

2年度の事務事業となる。ただし、実績を踏まえた必要な事業への反映は、事務事業評価が確定せずとも適宜行っている。

(4) 事務事業評価の公表状況

政策、施策及び事務事業の評価結果情報は、翌年度の11月頃に県のホームページにて公表される。なお、事務事業評価の結果については、施策評価の結果に含めて公開されている(下図に施策評価シートの1例を示す。点線枠部分に事務事業評価について記載されている)。

<様式2>

2019年度 施策評価シート(2018年度実績)

1 評価施策名		担当部課室 教育委員会 生徒指導推進室				
重点戦略	I 教育県岡山の復活					
戦略プログラム	学力向上プログラム					
施策名	[重点] 子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備					
2 生き生き指標の進捗(達成)状況						
指標名	◎全国学力・学習状況調査(平均正答率)の全国順位(小学校)	年度	2017	2018	2019	2020
		目標値	10	10	10	10
現況値	全国25位(2016年度調査)	実績値	31	29		
目標値	全国10位以内	達成率	※-	※-		
備考	全国順位で示す指標	達成度	※1	※1		
指標名	◎全国学力・学習状況調査(平均正答率)の全国順位(中学校)	年度	2017	2018	2019	2020
		目標値	10	10	10	10
現況値	全国41位(2016年度調査)	実績値	40	19		
目標値	全国10位以内	達成率	※-	※-		
備考	全国順位で示す指標	達成度	※2	※3		
指標名	○公立小・中学校における学級がうまく機能しない状況が発生している学級数(年間平均学級数)	年度	2017	2018	2019	2020
		目標値	11	11	10	9
現況値	11学級(2015年度)	実績値	11	6		
目標値	9学級	達成率	100%	※183.3%		
備考	目標値/実績値で計算	達成度	4	5		
指標名	○公立小・中学校における授業エスケープをしている児童生徒がいる学校数(年間平均学校数)	年度	2017	2018	2019	2020
		目標値	15	14	13	12
現況値	22校(2015年度)	実績値	10	10		
目標値	12校	達成率	※150%	※140%		
備考	目標値/実績値で計算	達成度	5	5		
指標名	○小・中・高等学校における不登校の出現割合(児童生徒1千人当たり)	年度	2017	2018	2019	2020
		目標値	9.9	9.8	9.7	9.6
現況値	13.8人(2015年度)	実績値	14.5	17.2		
目標値	9.6人以下	達成率	※68.3%	※57.0%		
備考	目標値/実績値で計算	達成度	2	2		

3 事務事業評価

事務事業名	事務事業の実施目的及び成果・課題	事務事業総合評価
教育委員会 生徒指導推進室 スクールカウンセラー配置事業	実施目的 臨床心理士等の心の専門家（スクールカウンセラー）を公立小・中学校に配置し、いじめや不登校等の学校不応問題の未然防止、早期発見、早期解決を図るとともに、学校における教育相談体制を整備する。	3
	成果・課題 スクールカウンセラーを県内全公立中学校、中等教育学校及び小学校214校へ配置（岡山市を除く）し、学校における教育相談体制の整備・充実を図った。また、スーパーバイザーを6人から7人に増員し、さらなる資質の向上や対応力強化を図った。いじめや不登校等の解決に向け貢献しているが、国の目標とする全学校への配置に向け、計画的な拡充を図るとともに、効果的に活動できるよう個々の資質向上も進める必要がある。	
教育委員会 生徒指導推進室 小学校における不登校・長期欠席対策事業	実施目的 不登校・長期欠席の児童が多い小学校に登校支援員を配置するなど、新たな不登校・長期欠席を生まないための取組を行い、不登校・長期欠席の減少を図る。	2
	成果・課題 地域人材等を活用した登校支援員を小学校に配置して登校支援等を行うとともに、県教委の専門指導員等が学校を巡回訪問して指導・助言を行い、取組の徹底を図ったことで、欠席状況が改善したり、学校と保護者との関係が改善されるなどの一定の成果が見られた。不登校担当者がクラスを担当している学校では、学校全体で組織的に取り組む体制が不十分な傾向にあることが課題である。	
教育委員会 生徒指導推進室 不登校対策のための教員派遣事業	実施目的 不登校の生徒が多い中学校において、不登校の生徒の対応や支援の中核となる不登校対策教員が十分活動できるよう、非常勤講師を配置し、不登校生徒の減少を図る。	1
	成果・課題 非常勤講師を配置した学校は、不登校傾向のある生徒への支援体制が充実するとともに、専門指導員等が巡回訪問して指導助言を行ったことで、欠席状況に一定の成果は見られた。小中連携の推進による中1ギャップの解消や不登校傾向早期からの対応や関係機関との連携等、効果的な取組の更なる徹底が必要である。	
教育委員会 人権教育課 落ち着いた学級づくり支援事業	実施目的 県内全ての公立小学校5年生、中学校1年生を中心に、心理検査（hyper-QU等）を実施し、学級集団の状態を把握・検証することで、意欲的に学習や活動に取り組み、いじめ、不登校を生まない学級、学校づくりを支援する。	2
	成果・課題 客観的・多面的な分析に基づいて取組目標を設定し、実践・評価するという手法を導入することにより、支援が必要な児童・生徒に具体的な対応ができた。また、市町村教委が主体的に指導助言を行うことができるよう、指導主事等に対する研修を実施した。平成30年度は本事業の最終年度となるため、児童生徒や学級集団の課題に応じた具体的な手立てを実践する参考となるよう、課題対応事例集を作成した。	
平均		2.0

4 施策達成レベル

2.8	生き生き指標達成度と事務事業達成レベルを4:1で加味して施策達成レベルを算出
-----	--

5 施策推進による主な成果

生徒指導等担当教員や支援員、スクールカウンセラー等の専門家などの配置・活用、関係機関等と連携した支援体制や教育相談体制、教職員研修の充実を図るとともに、心理検査を活用した落ち着いた学級づくり等に取り組み、授業エスケープや学級崩壊について改善が見られるが、不登校は増加しており、子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備に向けた取組の徹底が必要である。

6 今後の施策推進に向けての課題

子どもたちが落ち着いた授業環境で意欲的に学ぶことができるよう、学習意欲や学級集団の意識を高める取組の推進、学び合う集団の育成、学習の基盤となる授業規律の確保に努めるとともに、生徒指導対応等のための教員や支援員、専門家などの効果的な配置・活用や、関係機関とのさらなる連携を図ることで、授業エスケープや学級崩壊、不登校等を生まない魅力ある学校づくりを一層進める必要がある。
特に、不登校については依然として高い出現率を示しており、岡山型長期欠席・不登校対策スタンダードの普及や医療の視点からのアプローチなど、新たな長期欠席・不登校を生まないための取組を徹底する必要がある。

県単費事業

No.1 小学校における不登校・長期欠席対策事業（担当課：教育委員会生徒指導推進室）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	教育委員会 生徒指導推進室	開始事業年度	2016以前
事務事業名	小学校における不登校・長期欠席対策事業	終了予定年度	2019
重点戦略	I 教育県岡山の復活		
戦略プログラム	学力向上プログラム		
施策名	【重点】子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備		
事業概要	事業対象者	長期欠席・不登校傾向のある児童	
	事業の目的	平常に登校できている状態	
	事業の内容	不登校・長期欠席の児童が多い小学校に登校支援員を配置するなど、新たな不登校・長期欠席を生まないための取組を行い、不登校・長期欠席の減少を図る。	
成果・課題	地域人材等を活用した登校支援員を小学校に配置して登校支援等を行うとともに、県教委の専門指導員等が学校を巡回訪問して指導・助言を行い、取組の徹底を図ったことで、欠席状況が改善したり、学校と保護者との関係が改善されるなどの一定の成果が見られた。 不登校担当者がクラスを担当している学校では、学校全体で組織的に取り組む体制が不十分な傾向にあることが課題である。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	77,214	103,896	101,213	101,599	従事職員数（人）	0.8
実績事業費	70,814	97,496	94,813	95,199	①【職員数】 2人（事業担当、 経理担当） ②【主な業務名と算定業務量】 ・学校訪問及び市町村指導0.5 ・職員研修0.1 ・その他0.2	
概算人件費	6,400	6,400	6,400	6,400		
予算事業費	71,844	99,674	99,674	99,674		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない 主なコストと概算金額	無し					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	支援員配置校での新たな不登校児童出現率	単位	人	2018年度目標値	2018年度実績値
				0.24	0.43
指標とした理由	前年度からの不登校継続者に加え、新たな不登校児童の発生が、全体の不登校児童数を増加させている現状があり、新たな不登校児童の発生を抑える必要があるため。				
指標の設定方法	無し				
指標の測定方法	支援員配置校から提出される報告書で数値を算出する。				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	専門指導員等による学校の巡回訪問に加え、担当者研修や管理職との連絡協議会において、事業の狙いや効果的な取組方法等を確認・徹底したこと等により、支援員を配置した学校では、長期欠席・不登校の減少や抑制について一定の効果があつたが、事業目標の達成率は低い。		D
効率性	長期欠席・不登校になる可能性が高い児童等に対して、直接的に支援等を行うとともに、担任と支援員の情報交換の時間を確保したり、大規模校に登校支援員を複数配置するなどの実施上の工夫を行うことで、不登校の減少や未然防止を図っている。		B
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	2 (総合評価)
	継続	支援員配置校における不登校児童の出現率は、未配置校に比べ抑えられており、支援員配置による成果が認められるため。	
	見直しの内容		
	2019年度	支援員配置校を決定する際、支援員の複数配置が必要か、学校が効果的な支援員の活用を行っているか等の配置見極めの訪問を行うとともに、欠席日数だけでなく、状態評価による改善状況の確認を行うようにした。	
2020年度	学校の不登校対策担当者を中心とした対応について、システム化及び組織化を図ったほか、児童に登校できたとしても校内に居場所がなく、不登校に戻るケースがあることから、別室支援員の配置を行うこととした。		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	小・中・高等学校における不登校の出現割合（児童生徒1千人あたり） （単位：人…監査人追記）	年度	2018	2019
			目標値	9.8	9.7
			実績値	17.2	18.6
	2		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
3		年度	2018	2019	
		目標値	-	-	
		実績値	-	-	
関連する事務事業	スクールカウンセラー配置事業 不登校対策のための教員派遣事業 落ち着いた学級づくり支援事業				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	岡山市において、不登校児童生徒支援員を配置している。 ※不登校傾向のある児童生徒に対しての付き添い登校、別室登校をしている児童生徒への支援等を行う。
-------------------------------	---

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である事業実施伺、事業委託先であり、事業実施主体となる市町村が作成した「平成30年度 小学校

における不登校・長期欠席対策事業 事業実施計画書」、委託契約書、当該市町村からの「平成30年度 小学校における不登校・長期欠席対策事業 事業実施報告書」、支出命令書、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【意見】事業目標について

当該事業は、「不登校・長期欠席の児童が多い小学校に登校支援員を配置するなど、新たな不登校・長期欠席を生まないための取組を行い、不登校・長期欠席の減少を図る。」ことにより、「支援員配置校での新たな不登校児童出現率」を減少させ、それにより重点施策である「子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備」の生き活き指標となっている「小・中・高等学校における不登校の出現割合（児童生徒1千人あたり）」を減少させることを目的とするものである。

当該事業の事業目標である「支援員配置校での新たな不登校児童出現率」とは、予算を配分した（登校支援員を配置した）小学校での新たな不登校児童出現率を測るものであり、予算を配分しなかった（登校支援員を配置しなかった）小学校での新たな不登校児童出現率は指標に影響しない。

上記指標は、コストを投入した事業対象（登校支援員を配置した学校）に対し、どのような成果が得られたかを図る上では適切な指標と考えられる。

一方で、当該事業は重点施策（「子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備」）に紐付けられており、施策の評価指標となる「小・中・高等学校における不登校の出現割合（児童生徒1千人あたり）」を生き活き指標としており、施策の対象は登校支援員の配置の有無に関わらない。

上記の生き活き指標が、登校支援員の配置に関わらず、すべての県内公立小学校が集計対象に含まれていること、また当該事業により平成30年度であれば県内公立小学校292校中の112校に登校支援員を配置しているが、登校支援員を配置していない小学校がある一方で、複数名の登校支援員を配置している小学校もあり、限られた予算を効果的に配分するため、担当課では毎年度登校支援員の配置について見直しを行っており、登校支援員を結果的に配置しなかった小学校についても十分検討していること、などから当該事業の事業目標を支援員配置校に限定せず、県内公立小学校全体での不登校児童出現率とすることも考えられる。

No.2 子供の非行・犯罪被害防止対策費（担当課：警察本部生活安全部）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	警察本部 生活安全部【少年課】	開始事業年度	2016年度以前
事務事業名	子供の非行・犯罪被害防止対策費	終了予定年度	設定なし
重点戦略	I 教育県岡山の復活		
戦略プログラム	徳育推進プログラム		
施策名	【重点】青少年の健全育成・非行防止対策の推進		
事業概要	事業対象者	岡山県内の少年	
	事業の目的	少年非行の減少を図る。	
	事業の内容	青少年の補導や非行防止活動を推進するため、少年サポートセンターの運営、警察スクールサポーターによる児童・生徒の非行防止、立ち直り支援に関する施策等を推進する。	
成果・課題	<p>少年サポートセンターを中心として、少年相談、継続補導活動等を積極的に実施した。また、警察スクールサポーターによる非行防止教室の開催、通学路等における児童の見守り活動等により、少年の規範意識向上と地域住民の安心感の醸成を図った。</p> <p>今後も再犯者率の低減に向けた立ち直り支援活動等による再非行防止対策、低年齢層を対象とした非行防止講話等を強化していく必要がある。</p>		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費		
総コスト	67,933	68,276	67,952	-	従事職員数（人）		
実績事業費	67,933	68,276	67,952	-			
概算人件費	-	-	-	-			
予算事業費	68,131	68,488	68,398	-			
補助金の状況	-	-	-	-			
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし						

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	単位	2018年度目標値	2018年度実績値
		-	-
指標とした理由			
指標の設定方法			
指標の測定方法			

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	少年サポートセンターを活動拠点として、少年補導、立ち直り支援活動等の健全育成活動を推進した。また、警察スクールサポーターは、日々の活動を通じて、学校との連携を強化するなど、警察と学校との架け橋として重要な役割を果たした。		A 4 (総合評価)
効率性	年度初めに、すべての警察スクールサポーターを対象とした研修会を実施し、積極的に業務を推進している同サポーター数人が好事例を発表するなどして、情報共有と業務に対する使命感の醸成を図った。		
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	更なる少年非行情勢改善と児童の安全の確保に向けて取組を推進する必要がある。	
	見直しの内容		
	2019年度	少年サポートセンターに勤務する少年補導員の増員	
	2020年度	少年サポートセンター運用要綱の改正、スクールサポーター専用車両の更新	

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	非行率 少年人口（10～19歳）1千人あたりに占める 刑法犯少年の割合 （単位：人…監査人追記）	年度	2018	2019
			目標値	4.6	4.3
			実績値	3.4	2.9
	2		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
3		年度	2018	2019	
		目標値	-	-	
		実績値	-	-	
関連する事務事業	目指せ！少年非行情勢の改善！！生き生きスクール応援事業				
	少年の非行防止・健全育成を図るための事業				
	学校警察連絡室活動の更なる深化事業				
	少年非行防止研究会の成果を共有・活用するための事業				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	全国都道府県警察
-------------------------------	----------

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である支出負担行為決議書兼支出命書、請求書、決裁書、少年サポートセンター運営に関する「月間活動計画」・「実施結果報告」、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【指摘】概算人件費の集計について

当該事業は、少年非行の減少を図ることを目的とし、少年サポートセンターの運営、警察スクールサポーターによる児童・生徒の非行防止、立ち直り支援に関する施策等を推進しており、担当課は警察本部生活安全部少年課である。当該事業のように担当が警察本部である場合には、上記事務事業調査シートへも県が事務事業評価に使用している事務事業評価シートへも概算人件費の集計が行われていない。これは、県の事務事業評価シートの作成要領によると、概算人件費の算出について人事課の事務分掌調査を参考に行うこととなっているが、警察本部については事務分掌調査を行っていないことから概算人件費の算出をしていなかったとのことである。事務事業評価を有効なものにするためには、実施する事務事業別に全てのコストを把握し、費用対効果の観点からも事業を評価する必要がある。したがって、担当が警察本部である場合にも、他の事務事業と同様に概算人件費を集計すべきである。

(2)【意見】事務事業評価シートへの事業目標の未記載について

上記事務事業調査シート及び県が事務事業評価に使用している事務事業評価シートでは事業目標が未記載となっていた。これは担当が警察本部である場合、事業目標を設定しにくい場合が多いことから、県は事業目標の未記載を容認していたとのことである。ただし、当該事業については担当課が認識している事業目標は存在し、それを基に事務事業評価を行っていた。事務事業評価を有効に行うためには、評価について客観的に検証可能である必要があるため、担当が警察本部である場合についても他の事務事業と同様に、事務事業評価シートへ事業目標を記載すべきである。

No.3 子どもの体力向上支援事業（担当課：教育委員会保健体育課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	教育委員会 保健体育課	開始事業年度	2016年度以前
事務事業名	子どもの体力向上支援事業	終了予定年度	設定なし
重点戦略	I 教育県岡山の復活		
戦略プログラム	徳育推進プログラム		
施策名	【重点】 健やかな体の育成		
事業概要	事業対象者	岡山県内の公立学校に通う児童生徒	
	事業の目的	体力を計画的に向上させていく。	
	事業の内容	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果分析、課題把握等を行う。また、幼児児童生徒がクラス等のグループ単位で様々な運動に楽しみながら挑戦し、記録をホームページ上で競う「みんなでチャレンジランキング」を実施する。	
成果・課題	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果分析と各教育委員会や学校の取組について意見交換を行う機会を増やし、課題や取組を共有した。「みんなでチャレンジランキング」実施種目を整理し、本県において低い傾向にある体力種目の向上につながるよう新種目を追加した。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	5,080	5,167	5,065	5,071	従事職員数（人）	0.6
実績事業費	280	367	265	271	①【職員数】 1人 ②【主な業務名と算定業務量】 ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査0.4 ・チャレンジランキング運営0.2	
概算人件費	4,800	4,800	4,800	4,800		
予算事業費	367	367	267	272		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	みんなでチャレンジランキング参加校割合	単位	%	2018年度目標値	2018年度実績値
				61.5	50.9
指標とした理由	みんなでチャレンジランキングの活用状況を把握することができることから、この指標を選定した。				
指標の設定方法	現況値（2016年実績）から4年間で10%程度の増加を目指す。				
指標の測定方法	ホームページを通じて参加した学校数を基に集計。				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	「みんなでチャレンジランキング」実施種目を整理して新種目を追加したが、参加校割合は目標値を達成できなかった。		B 3 (総合評価)
効率性	体力向上に向けて直接的な効果とともに、手軽に実施できることから運動の習慣化、運動好きな児童生徒の増加につながるなど効率性が高い。		
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	例年、200校を超える学校園が参加しており、児童生徒の運動習慣づくりにつながっていると判断したため。	
	見直しの内容		
	2019年度	「みんなでチャレンジランキング」をより多くの学校園で活用してもらうため、ホームページをリニューアルし、利用者の利便性の向上を図った。	
2020年度	-		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒の割合（小学校男子） （単位：％…監査人追記）	年度	2018	2019
			目標値	5.4	5.3
	2	1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒の割合（小学校女子） （単位：％…監査人追記）	年度	2018	2019
			目標値	11.4	11.2
	3	1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒の割合（中学校男子） （単位：％…監査人追記）	年度	2018	2019
			目標値	6.2	6.0
	4	1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒の割合（中学校女子） （単位：％…監査人追記）	年度	2018	2019
			目標値	21.8	21.5
関連する事務事業			実績値	7.1	7.2
食育スタンダード普及推進事業			実績値	12.5	11.6
			実績値	6.3	7.0
			実績値	20.6	19.3

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	香川県、和歌山県などの多くの自治体で実施している。
-------------------------------	---------------------------

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である業務委託伺、ホームページ運用業務委託仕様書、見積書、契約締結伺、契約書、支出負担行為決議書、請求書、支出命令書、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【意見】ホームページのリニューアル費用について

当該事業は、「みんなでチャレンジランキング」ホームページの運用により、県内児童生徒へ運動の機会を提供し、体力を向上させることを目的に実施されている。平成30年度時点で、ホームページの制作から12年が経過しており、セキュリティの観点その他の理由によりホームページのリニューアルを実施しているが、当該費用(1,479千円)は当該事業の当初予算の事業費には計上されていなかった。

当該事業の事業費に計上されなかった理由としては、事業年度中において翌年度の事業継続が困難であることが急遽判明し、事業年度中にリニューアルが必要になったためである。

しかし当該リニューアル費用は本事業を継続するために必要な支出であり、本事業の事業費に含めて評価すべき支出であった。

(2)【指摘】ホームページ運用業務委託仕様書について

当該事業は、上記に記載の通りホームページの制作から12年が経過し、当初ホームページを制作した事業者が継続して運用業務を実施していた。当該事業者への業務委託は毎年度契約が更新されていたが、平成30年度の業務委託する際のホームページ運用業務委託仕様書には、「Webサーバのディスクスペースの提供(OS: Windows2003Server、対応データベース言語: My-SQL、容量10GB以上)」の記載があった。

上記OS(Windows2003Server)はマイクロソフト社の製品であるが、サポート期間(~2015.7.15)が終了しており、上記(1)に記載した平成30年度途中にリニューアルが実施されるまで、OSが未サポート状態となっていた。

当初のホームページ制作の仕様を継続して、運用業務を委託していたものと推定されるが、OSのサポート状況を確認し、セキュリティ対策等必要なアップデートを仕様に含めるべきであった。

No.4 岡山国際交流センター管理運営事業（担当課：県民生活部国際課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	県民生活部 国際課	開始事業年度	2016年度以前
事務事業名	岡山国際交流センター管理運営事業	終了予定年度	2021年度以降
重点戦略	I 教育県岡山の復活		
戦略プログラム	グローバル人材育成プログラム		
施策名	【推進】多文化共生の地域づくりの推進		
事業概要	事業対象者	在住外国人及び県民	
	事業の目的	在住外国人を含めたすべての人が地域社会の一員として共に生きていく。	
	事業の内容	多文化共生の地域づくりを進めるため、岡山国際交流センターで、県民や外国人が参加する各種事業等を実施する。 （本事業は国際交流や国際理解に関する事業のほか、在住外国人に対する相談業務や岡山国際交流センター施設修繕業務など岡山国際交流センター指定管理者業務として実施している。）	
成果・課題	在住外国人は増加傾向にあり、地域社会の一員となる中、日本語・外国語講座をはじめ、日常生活において外国人を支援する各種ボランティアの養成や、国際理解セミナーの開催、留学生と県民との交流などにより、相互理解を深めることができた。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	45,372	41,300	41,300	48,509	従事職員数（人）	0.4
実績事業費	42,172	38,100	38,100	44,509	①【職員数】 1人 ②【主な業務名と算定業務量】 ・ボランティア研修事業等 0.2 ・指定管理者との協議、打ち合わせ0.1 ・協定、経理事務等 0.1	
概算人件費	3,200	3,200	3,200	4,000		
予算事業費	42,172	38,100	38,100	54,452		
補助金の状況	-	-	-	22,190		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	特になし。					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	岡山国際交流センター実施事業への参加者数	単位	人	2018年度目標値	2018年度実績値
				9,526	9,274
指標とした理由	多文化共生に対する関心、理解の広がりを把握するため。				
指標の設定方法	多文化共生の地域づくり、グローバル化に資する国際交流、国際理解、日本語講座など、岡山国際交流センターで実施する事業への参加者数。				
指標の測定方法	指定管理者からの報告による。				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	対象事業の参加者数は過去5年の平均値を上回っていることや、各事業内容について、事後アンケート等の実施により、ニーズに対応するよう改善や工夫を重ねており、県民の多文化共生に関する理解が進んだ。		B 3 B
効率性	一定の参加者数を確保できており、NPO・NGO等の関係団体や各種ボランティアと連携・協働しながら効果的に事業を実施することができた。		
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	本事業は岡山国際交流センター指定管理料として支出しており、県民と外国人との相互理解を深め、地域の国際化を図るといった岡山国際交流センターの設置目的に沿った管理事業を引き続き、行う必要があるため。	
	見直しの内容		
	2019年度	通訳・翻訳ボランティアの方々にも災害時対応訓練に参加してもらうなど災害時の外国人支援に係る取組の強化を図った。	
2020年度	依頼が増加傾向にある「子ども日本語学習サポーター」派遣事業について、必要な場合には上限回数を超えて派遣できるよう取扱いを変更した。		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	該当する生き活き指標なし	年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
	2		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
	3		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
関連する事務事業					

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	
-------------------------------	--

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合规性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である目標値の設定資料、実績値の資料、岡山国際交流センター指定管理について、指定管理者候補の選定結果の決裁書、指定管理料の額の確定の決裁書、指定管理者からの事業報告概要、支出負担行為決議書、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【意見】事業目標の参加者数の集計範囲について

事業目標は、「岡山国際交流センター実施事業への参加者数」としている。詳細をヒアリングしたところ、センターで実施している事業の内、継続的に実施する予定である事業を抽出し、当該17事業の参加者数としたとのことである。抽出する事業を確定しておかないと、正確な経年比較ができないためとのことであった。平成29年度には、17の事業の内、廃止となった事業が1件あり、その後は16の事業から参加者数を集計している。

センターでの実施事業については、参加者数が少なくなったり、事業の効果が低くなってきたものについては、見直す必要がある。事業目標の中に新しい事業も含めることとすれば、新しい事業を積極的に実施するモチベーションになると考える。これまでは、事業に大きな変化がなく、新しい事業を事業目標に含めるかどうかまでは検討されなかったとのことであったが、今後はコロナ関連への対応など、環境の変化があり、事業の見直しも余儀なくされることが予想される。事業の見直しを適時に実施し、新しい事業（継続的に実施する予定のもの）についても事業目標に反映することが望まれる。

No.5 企業立地促進補助金交付事業（大型投資・拠点化、本社機能移転等を除く）(担当課：産業労働部 企業誘致・投資促進課)

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	産業労働部 企業誘致・投資促進課	開始事業年度	2017年度
事務事業名	企業立地促進補助金交付事業（大型投資・拠点化、本社機能移転等を除く）	終了予定年度	設定なし
重点戦略	Ⅱ 地域を支える産業の振興		
戦略プログラム	企業誘致・投資促進プログラム		
施策名	【重点】戦略的誘致施策の推進		
事業概要	事業対象者	企業	
	事業の目的	誘致と投資を促進することにより、地域経済の活性化や新たな雇用の創出を図る。	
	事業の内容	補助制度の拡充、合同面接会等を通じた立地企業への人材確保支援の強化など、企業が本件を選ぶ際のインセンティブの充実を図るとともに、企業からの問い合わせなどについて、ワンストップできめ細かいサポートに努めることにより、雇用創出、県内企業との取引拡大等の誘発効果に結び付く企業を幅広く誘致する。	
成果・課題	市町村と連携した誘致活動延べ件数は、1,352件となり、この結果27件の立地が実現した。 今後さらに、企業のインセンティブを高めるために、魅力ある優遇制度の検討を行っていく必要がある。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	1,218,508	1,050,498	1,547,006	1,729,902	従事職員数（人）	10.7
実績事業費	1,132,906	984,898	1,481,406	1,844,302	①【職員数】 18人 ②【主な業務名と算定業務量】 ・企業誘致・投資促進課(6人) ・企業誘致、既立地企業フォローアップ 3.3 ・優遇制度0.7 ・東京事務所(6人) ・企業誘致、既立地企業フォローアップ 3.2 ・大阪事務所(6人) ・企業誘致、既立地企業フォローアップ 3.5	
概算人件費	85,600	85,600	85,600	85,600		
予算事業費	1,249,515	1,116,963	1,679,313	2,002,173		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	誘致活動延べ件数	単位	件	2018年度目標値	2018年度実績値
				1,600	1,352
指標とした理由	企業誘致活動の実働数を図る指標として最適であるため				
指標の設定方法	過去の実績(2016年度1,583件)を勘案して設定				
指標の測定方法	企業誘致・投資促進課、東京事務所、大阪事務所の企業誘致担当が、訪問、電話、現地案内等により誘致活動を行った実企業件数をカウント				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価	
達成度	スタッフの減等により実績値は延べ1,352件と目標値を下回った。 今後、より計画的な事業振興に努め、積極的な誘致活動を展開する。		B	(総合評価) 3
効率性	東京事務所及び大阪事務所における企業誘致担当は必要最小限の人員としており、効率的な体制となっている。			
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由		
	継続	必要最小限の人員で、費用対効果の高い誘致活動を行っており、成果指標での実績も出ているため		
	見直しの内容			
	2019年度	なし		
	2020年度	なし		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	企業立地件数 (単位：件…監査人追記)	年度	2018	2019
			目標値	60	90
			実績値	57	87
成果指標	2	新規立地企業の雇用創出数 (単位：人…監査人追記)	年度	2018	2019
			目標値	800	1,200
			実績値	1,521	2,021
			年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
関連する事務事業					

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	全国の自治体で、企業誘致にかかる事業は実施されている
-------------------------------	----------------------------

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である「晴れの国おかやま！企業立地ガイド」、各補助金交付要綱、事務分掌調査票、「企業誘致活動実績」、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1) 【意見】 事業目標に関する説明の追加記載について

当該事業について、県は事業目標として「誘致活動延べ件数」を設定しているが、当

該誘致活動延べ件数には、人件費や事業費に含まれていない市町村の研修生が実施した誘致活動についてもカウントされている。そのため、コストに含まれていない市町村の研修生数の増減で、事業評価結果が変わる可能性があるが、それについての説明がなされていない。事業評価を有効に行い、また事業評価の妥当性を客観的に確認できるものとするためにも、その説明を事業評価結果の根拠の欄等に具体的に記載すべきである。

(2)【意見】事業費の集計について

当該事業に集計している事業費は、各種企業誘致・投資促進関連の補助金のみであり、企業誘致活動を行うにあたり、直接的に必要となった交通費や旅費等は、運営費に計上し当該事業費として集計されていない。そのため、当該事業にかかったコストが網羅的に把握できず、効率性に関する事業評価が適切に行われていない。事業評価を効果的なものにするためには、実施する事務事業別に全てのコストを適切に把握し、費用対効果の観点を踏まえた評価を実施する必要がある。

No.6 岡山デニム世界進出支援事業（担当課：産業労働部産業振興課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	産業労働部 産業振興課	開始事業年度	2016以前
事務事業名	岡山デニム世界進出支援事業	終了予定年度	設定なし
重点戦略	Ⅱ 地域を支える産業の振興		
戦略プログラム	企業の「稼ぐ力」強化プログラム		
施策名	【重点】地域産業の活性化		
事業概要	事業対象者	岡山県内の繊維関連企業	
	事業の目的	海外市場への進出（販路開拓）	
	事業の内容	海外市場への売り込みには、海外展示会への継続的な出展による認知度アップが有効であることから、出展費用の一部を補助する。また、ファッション業界において高い影響力を持つ欧州で岡山デニム製品のPRを行い、新たな販路拡大を図る。	
成果・課題	ファッションの本場パリにあるファッション専門学校で知事によるトッププロモーションを実施し、将来のファッション界を担う学生に岡山デニムを印象付けたほか、海外展示会に出展する企業8社に対し9件の支援を行い、169件の商談成立に至った。国内市場が縮小する中、海外市場の販路開拓が喫緊の課題であるため、引き続き、世界に向けて岡山デニムをPRするとともに、海外市場への進出を図る企業を支援していく必要がある。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	5,734	6,741	20,930	14,286	従事職員数（人）	0.8
実績事業費	3,334	4,341	14,530	7,886	【職員数】 1人 【主な業務名と算定業務量】 ・知事トッププロモーション0.5 （知事特別講義、岡山デニム展示会、ファッションデザインコンテスト、デニム研修旅行） ・岡山デニム世界進出支援事業補助金0.2 ・その他0.1	
概算人件費	2,400	2,400	6,400	6,400		
予算事業費	4,750	4,560	14,746	11,991		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし。					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	きらめきファンドで支援した製品の売上高	単位	百万円	2018年度目標値	2018年度実績値
				503	425
指標とした理由	きらめきファンド支援事業は、地域経済を支える中小企業者の研究開発を促進し、県内地域産業の活性化を図ることを目的とした事業であるため。				
指標の設定方法	H24～H27に支援期間が終了した研究開発による製品のH27売上高458百万円（指標設定時の直近実績）から10%増の503百万円を目標値としている。				
指標の測定方法	各年度において、直近4年間に支援期間が終了した研究開発による製品の、当該年度の売上高を計上している。				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	パリにあるファッション専門学校で実施した知事のトッププロモーションでは、世界各国から集まる約90名の学生とプレス関係者10社に対して、岡山デニムの品質の高さをしっかりとアピールできた。また、海外展示会での商談成立件数、金額とも増えており、展示会後の取引にも繋がっている。		B 3 B
効率性	デニムプロモーションでは、事業終了後もテレビ番組の制作等を通じて県民に対して広く岡山デニムのPRを行った。また、デニム補助金では、新聞やホームページで事業の広報を行い周知を図るとともに、興味を持った企業に分かりやすく説明を行うなど、効率的な事業実施に努めている。		
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	岡山デニムの認知度向上と産地としての岡山のPRに一定の成果があったと考え、事業継続した。また、エスモードは、世界13ヶ国に19校のファッション専門学校を設置しているが、こうしたネットワークは、パリ校・東京校と連携を進める中で活用が可能になると考えている。	
	見直しの内容		
	2019年度	より多くの学生に岡山デニムの魅力について関心を持ってもらうため、エスモードパリ校に加え、東京校についても卒業制作プロジェクトを開始した。	
2020年度	更なる岡山デニムの認知度向上を図るため、パリのシテ科学産業博物館で開催される世界的なデニム・ジーンズ展示会へ参画した。		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	きらめきファンドで支援した製品の売上高 (単位：百万円…監査人追記)	年度	2018	2019
			目標値	503	503
			実績値	425	504
	2		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
3		年度	2018	2019	
		目標値	-	-	
		実績値	-	-	
関連する事務事業	研究開発支援事業				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	倉敷市が平成24年度からフランス・パリ、オランダ・アムステルダムなどで展示商談会等の販路開拓支援を実施している。
-------------------------------	--

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である各補助金に関する決裁書、各補助金交付要綱、委託契約書、支出負担行為決議書、支出命令書、事務分掌調査票、「きらめき岡山創成ファンド支援事業実績」、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【意見】事業目標の見直しについて

当該事業は、岡山県内の繊維産業の海外市場進出を支援するため、海外展示会の出展費用の補助や岡山デニムの知名度向上のためのプロモーション活動を行っている。当該事業の事業目標は、「きらめきファンドで支援した製品の売上高」となっているが、きらめきファンドとは岡山県産業振興財団 HP によると、「県内の産業振興のため、中小企業者が新技術又は新製品の研究開発を行う場合に必要とする経費の一部を助成することにより、研究開発を促進し、地域経済を支える中小企業の競争力を高め、県内地域産業の活性化を図ることを目的としている」ものであり、きらめきファンドで支援している製品は繊維産業に限らない。また、当該事業の補助金支出先ときらめきファンドの支援先との関連性も特段ない。そのため、現在使用している事業目標「きらめきファンドで支援した製品の売上高」は、当該事業で対象としているデニムの売上と直接的には関係なく、事業を評価する指標として適切とは言えない。担当課では集計可能な適切な指標がないため、生き活き指標を事業目標としていたが、補助金支出事業であれば商談成立件数、プロモーション事業であればプロモーション対象となる県内産業の売上高等、事業評価を有効に行うためにより適切な事業目標を設定すべきである。

No.7 力強い経営体育成対策事業（担当課：農林水産部農産課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	農林水産部農産課	開始事業年度	2017年度
事務事業名	力強い経営体育成対策事業	終了予定年度	2019年度
重点戦略	Ⅱ 地域を支える産業の振興		
戦略プログラム	攻めの農林水産業育成プログラム		
施策名	【重点】次代を担う力強い担い手の育成		
事業概要	事業対象者	農業者、集落営農組織	
	事業の目的	経営規模拡大や省力・低コスト化の推進、高収益作物の導入等の取組を支援し、競争力の高い水田農業の実現を目指す。	
	事業の内容	経営規模の拡大や省力・低コスト生産に必要な機械の導入や、集落営農の組織化・法人化、研修会の開催等による経営発展の取組等を支援する。	
成果・課題	水田農業の担い手の規模拡大、低コスト化や高品質化による収益力向上等の取組を支援するとともに、普及センター単位で設置している支援チームにより集落営農の組織化・法人化を促進した結果、目標を上回る数の経営体を育成することができた。さらに認定農業者や集落営農組織などへの農地集積を進め、収益性の高い力強い担い手が農業生産の大宗を担う構造に転換していく必要がある。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	-	38,546	37,704	27,845	従事職員数（人）	2.3
実績事業費	-	20,146	19,304	9,445	①【職員数】 13人 ②【主な業務名と算定業務量】 ・普及センター職員0.2×9人=1.8人 ・農畜産物生産課職員0.1×3人=0.3人 ・農産課職員0.2×1人=0.2人	
概算人件費	-	18,400	18,400	18,400		
予算事業費	-	20,648	19,975	18,007		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	水稲作付面積10ha以上の経営体数 74増	単位	経営体	2018年度目標値	2018年度実績値
				44	54
指標とした理由	稲作経営で持続可能な自立経営を行うために必要な規模の経営体を育成する。				
指標の設定方法	2015年度146経営体を10年間で280経営体に倍増させることを目指し、中間点の目標を220経営体とした。				
指標の測定方法	水稲共済加入者データ、経営所得安定対策等加入者データ				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	集落営農の組織化・法人化や規模拡大に向けた研修会を11回開催するとともに、規模拡大や、低コスト化・高品質化による収益力向上等の取組を10地区で支援した結果、目標を上回る数の経営体を育成することができた。		B 3 B
効率性	普及センター単位で市町村や農協等と連携して設置している支援チームにより集落営農の組織化・法人化を促進するなど、関係機関との役割分担により、効率的な事業実施に努めた。		
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	経営体数も増加しており、経営規模の拡大や省力・低コスト生産に必要な機械の導入や、集落営農の組織化・法人化、研修会の開催等による経営発展の取組等を支援する必要がある。	
	見直しの内容		
	2019年度		
2020年度	経営規模の拡大に加えて、省力化高品質化ができるスマート農業の先端技術機器の導入を支援する事業に組み替えた。		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	水稲作付面積10ha以上の経営体数 (単位：経営体…監査人追記)	年度	2018	2019
			目標値	44	59
			実績値	54	80
成果指標	2		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
成果指標	3		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
関連する事務事業	おかやま農業担い手確保・育成プログラム構築事業				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	
-------------------------------	--

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である平成30年度力強い経営体育成対策事業入札結果等報告書、力強い経営体育成対策事業実施実績表、補助事業完了確認書、財産管理台帳、農業用機械管理運用規定、各補助金交付要綱、調査票、納品書、見積書、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【意見】達成度の評価について

調査票の達成度の評価は、事業目標（水稻作付面積 10ha 以上の経営体数）を基に評価をするルールである。しかし、事業目標ではなく、研修会開催数や収益力向上等の取り組みを支援した地区数で評価をしている。そのため、達成度が B 評価となっているが、事業目標により評価を行った場合、達成度は 100%を超えているため、A 評価として判定をすべきと考える。仮に、当該事業を研修会開催数や収益力向上等の取り組みを支援した地区数で達成度を測るべき状況であれば、それらの指標を事業目標にすべきである。

(2)【意見】農業機械の購入先について

補助金申請者の中に親族からの農業機械の購入に対して申請をしている者がいた（当該農業機械の購入金額は、7,059 千円であった）。規定では相見積もりによることで競争原理に基づいた適正な事業費となると判断しているため、親族からの購入に制限はなかった。しかし、親族からの購入である場合には、例えば、親族以外の相見積もり先からの見積もりを甘くするなど、不公正な取引として利用をされる恐れがあるため、取引上の合理性をより慎重に検討することが必要である。県では購入先が親族であることを事前に把握できていなかったが、取引の全体像を事前に把握し、その合理性を事前に確かめる仕組みが必要と考える。

No.8 中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業（担当課：産業労働部労働雇用政策課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	産業労働部 労働雇用政策課	開始事業年度	2018年度
事務事業名	中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業	終了予定年度	2021年度以降
重点戦略	Ⅱ 地域を支える産業の振興		
戦略プログラム	働く人応援プログラム		
施策名	【重点】 県内企業の発展を担う人材の還流・定着の支援		
事業概要	事業対象者	東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）の大学生等	
	事業の目的	Uターン就職率の低い東京圏からの若者の人材還流と定着を図る。	
	事業の内容	県内の中小企業が東京圏からのUターン就職者に対して奨学金返還支援を行う場合に、事務取扱団体を通じて企業負担額の1/2を補助する。	
成果・課題	制度導入初年度にあたり、中小企業に対して事業説明等を積極的に行い、ある一定数の制度導入企業を獲得できた。今後は、さらに制度未導入の企業に対して働きかけを行うとともに、すでに導入している企業については、首都圏で行う企業説明会等への積極的な参加を促し、東京圏からのUターン就職者の確保を進めていく。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	-	-	9,569	9,593	従事職員数（人）	0.3
実績事業費	-	-	7,169	7,193	①【職員数】 1人 ②【主な業務名と算定業務量】 ・中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業0.3	
概算人件費	-	-	2,400	2,400		
予算事業費	-	-	8,513	8,196		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	制度を導入する企業数	単位	社	2018年度目標値	2018年度実績値
				30	22
指標とした理由	中小企業Uターン就職奨学金返還支援制度を導入する企業を増やすことにより、若者の還流・定着及び中小企業の人材確保を促進できるため				
指標の設定方法	他県の実施状況等を参考に設定				
指標の測定方法	企業からの制度導入届出の受理				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	事業を実施する岡山県中小企業団体中央会と協力し、制度の周知に努めたが、制度の趣旨やメリットが十分伝わっていないこと等の理由により、達成できなかった。今後は、制度導入に伴うメリット等をしっかりアピールした上で、企業に対して制度の周知等を図る。		C
効率性	県内3カ所（岡山市、倉敷市、津山市）での事業説明会に加え、対象企業への個別訪問や、他課が実施する企業対象としたセミナー等での制度説明を行う等、制度への周知に努めた。また、首都圏の大学を訪問し、大学生等への制度周知も併せて行った。		B
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	今年度、支援対象者要件を一部緩和したことから、制度導入企業数も増加傾向であるが、成果（該当企業への就職等）については、今年度以降に現れること等から、現時点では事業継続としたい。	
	見直しの内容		
	2019年度	県内中小企業を対象に奨学金返還支援制度についてのアンケートを実施した。	
2020年度	前年度行ったアンケート調査結果をもとに、支援対象者の要件を一部緩和を行った。		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	県内大学新卒者の県内就職率 (単位：％…監査人追記)	年度	2018	2019
			目標値	46	47
			実績値	42	39
	2	岡山県企業人材確保支援センターの職業紹介による年間採用決定件数 (単位：件/年…監査人追記)	年度	2018	2019
			目標値	20	20
			実績値	20	23
3		年度	2018	2019	
		目標値	-	-	
		実績値	-	-	
関連する事務事業	岡山県企業人材確保支援センター、大学生等人材還流事業、岡山魅力再発見事業、IJUターン就職応援事業、就職準備資金応援事業、建設産業人材確保プロジェクト事業				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	京都府、兵庫県、広島県
-------------------------------	-------------

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合规性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である奨学金返還支援制度導入企業一覧、中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱、平成30年度中小企業Uターン就職促進奨学金返還支援事業補助金交付額確定通知書、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

当該事業の「効率性」に関する評価について、第4に記載以外は特になし。

No.9 看護師等就労促進事業（担当課：保健福祉部医療推進課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	保健福祉部 医療推進課		開始事業年度	2016年度以前
事務事業名	看護師等就労促進事業		終了予定年度	設定なし
重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
戦略プログラム	保健・医療・福祉充実プログラム			
施策名	【重点】地域医療を支える医療従事者の育成・確保			
事業概要	事業対象者	看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）		
	事業の目的	再就業を促進し、確保を図る。		
	事業の内容	病院等の看護職員の確保の動向及び就業を希望する看護職員の状況を把握し、求人情報の提供や求人求職相談などを行い、再就業を促進する。また、再就業を容易にするために、最新の医療や看護の知識、技術を学べる研修会等を開催する。		
成果・課題	看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく、離職時の届出制度による未就業者の把握、無料職業紹介、再就業に必要な知識、技術の取得のための研修会等を行った。ナースセンターの求人倍率は、3倍前後で推移しており、きめ細やかな就業相談や求職施設の情報把握により効果的なマッチングを行うとともに再就業後のフォローアップを行うことにより、再就業者を増加させ、看護職員を確保することが必要である。			

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	16,889	18,686	18,125	17,904	従事職員数（人）	0.2
実績事業費	15,289	17,086	16,525	16,304	【職員数】 1人 【主な業務名と算定業務量】 ・看護師等就労促進事業0.2	
概算人件費	1,600	1,600	1,600	1,600		
予算事業費	17,340	17,275	16,411	16,411		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	ナースセンターによる再就業者数	単位	人	2018年度目標値	2018年度実績値
				435	382
指標とした理由	看護師等就労促進事業は、看護職員の再就業を促進する事業であるため。				
指標の設定方法	ナースセンターに求職登録した看護職員のうち就業した人数				
指標の測定方法	岡山県ナースセンターからの報告				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	再就業に向けた各種研修会による離職防止と、きめ細かい再就業に向けた支援等を行ったが、昨年度より再就業者数は減少した。		B 3 B
効率性	岡山県ナースセンターに事業を委託し、相談員によるタイムリーな就業相談を効率的に行った。		
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	医療機関等の看護職員の不足の解消や地域包括ケアシステム構築の推進に向け、多様なニーズに対応できる看護職員を確保するために再就業者を促進する必要がある。	
	見直しの内容		
	2019年度	看護師等確保対策は、幅広い関係機関からの意見を取り入れ事業計画を作成し、関係機関と連携しながら事業実施するために、2019年からナースセンター事業運営会議を実施した。	
2020年度	県北の再就業者確保対策のため、県北を中心に求人施設訪問を実施している。また、ハローワーク津山での巡回相談を2020年度から実施している。		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	県北の保健医療圏における医師数 (単位：人…監査人追記)	年度	2018	2019
			目標値	393	396
			実績値	386	389
成果指標	2		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
成果指標	3		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
関連する事務事業	地域医療支援センター運営事業				
	地域枠医師養成緊急確保事業				
	特定地域看護職員確保支援事業				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、県は、看護師等の就業の促進その他の看護職等の確保を図るため、県看護協会を都道府県ナースセンターと指定している。各県のナースセンターでは、無料職業紹介による看護職の確保対策等を実施している。
-------------------------------	---

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の法規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である平成30年度 ナースキャリアアップ推進事業 委託料積算根拠、平成30年度岡山県ナースセンター事務契約書、見積書、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

当該事業の「効率性」に関する評価について、第4に記載以外は特になし。

No.10 ぶどうの供給力強化緊急対策事業（担当課：農林水産部農産課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	農林水産部農産課	開始事業年度	2017年度
事務事業名	ぶどうの供給力強化緊急対策事業	終了予定年度	2019年度
重点戦略	Ⅱ 地域を支える産業の振興		
戦略プログラム	攻めの農林水産業育成プログラム		
施策名	【重点】マーケティングの強化とブランディングの推進		
事業概要	事業対象者	農業者、営農集団等	
	事業の目的	首都圏や海外の新たなニーズに迅速かつ的確に対応する産地の育成を図ることで、ぶどうの供給力強化を進める。	
	事業の内容	果樹棚やハウスの整備、加温機導入等による面積拡大等の取組や就農促進・定着を図るための遊休園地の有効活用に向けた取組を支援する。	
成果・課題	首都圏や海外の新たなニーズに対応したぶどうの供給力強化を図るため、本事業及び産地パワーアップ事業を活用し、井原市、美咲町、高梁市等の17産地において、果樹棚やハウスなど面積拡大や大規模化に向けた機械導入等を支援した。この結果、前年を10ha上回る1,220haの栽培面積につながっている。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	-	87,133	63,819	72,823	従事職員数（人）	0.5
実績事業費	-	83,133	59,819	68,823	①【職員数】 1人 ②【主な業務名と算定業務量】 ・農産課職員 0.5×1人	
概算人件費	-	4,000	4,000	4,000		
予算事業費	-	62,493	62,493	62,493		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	農業産出額のうち園芸作物産出額	単位	億円	2018年度目標値	2018年度実績値
				415	540
指標とした理由	儲かる産業としての農林水産業の確立を目指す指標として、園芸作物に係る農林水産業産出額を設定した。				
指標の設定方法	H26(2016)年度現況値の391億円を、R2(2020)年度までに415億円まで伸ばすこと目指して設定している。				
指標の測定方法	都道府県別農業産出額数値（国が公表）を使用				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	市場ニーズが拡大している主要品種の生産拡大を図り、栽培面積は前年に比べて全体で10ha（H29:1210→H30:1220ha）増加、特に市場で高単価を狙えるシャインマスカットは18ha（H29:151→H30:169ha）増加した。また、果樹産出額も大幅に伸びている。		A 4 B
効率性	単県事業に加え、国庫補助事業に積極的に取り組み、果樹面積拡大を加速化することで、供給力強化の推進に取り組んだ。		
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	本事業を実施した結果、ぶどう栽培面積の拡大に結びついているが、首都圏・関西圏等の大都市圏や海外市場などの拡大するニーズに対応するため、継続して実施する。	
	見直しの内容		
	2019年度		
	2020年度	面積拡大等、供給力強化に向け一定の成果が得られたことから、補助率を1/2から1/3に見直した。	

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	農林水産業産出額 （単位：億円…監査人追記）	年度	2018	2019
			目標値	1,475	1,485
			実績値	1,646	1,533
成果指標	2	県産果物の販売金額等（首都圏販売金額） （単位：億円…監査人追記）	年度	2018	2019
			目標値	16	17
			実績値	17	17
			3	年度	2018
目標値	-	-			
実績値	-	-			
関連する事務事業	首都圏農産物ブランド力強化対策事業、儲かるおかやま園芸産地育成事業、水田利用野菜生産団地育成事業、産地育成・販売力強化対策事業、岡山米販売力強化支援事業、畜産物銘柄推進事業、冬を彩る「くだもの王国おかやま」いちごプロジェクト事業				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	園芸品目の推進は、儲かる産業としての農林水産業を実現する上で重要であり、都道府県によって支援する品目は異なるが、同様の事業を実施しているものと承知している。
-------------------------------	--

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である補助金変更交付申請書、事業計画（事業実績）総括表、平成30年度岡山県農林水産業統合補助金（強化対策事業）変更交付決定通知書、補助事業実績報告書、平成30年度農林補助事業実地調査復命書、請求書、支出負担行為決議書兼支出命令書、その他関連証憑を

閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【意見】事業目標について

当該事業は重点施策(マーケティングの強化とブランディングの推進)に紐づく事務事業であり、施策の成果指標である2つの生き活き指標(「農林水産業産出額」、「県産果物の販売金額等(首都圏販売金額)」)の達成のため、ぶどうの供給力を増やすことを事業の目的としている。

本事業では、事業目標として「農林水産業産出額」の内訳項目である「園芸作物産出額」を採用しているが、「園芸作物産出額」という指標は、

単価と生産量の積によって求められるが、単価はその時の需給によって変動してしまう。

ぶどうだけではなく、花、野菜、果樹全般が含まれる。

事業としては新改植、果樹棚、ハウス、機械導入等へ補助金を出すものであり、産出額が増えるまでにいくらかのタイムラグがある。

といった問題点が含まれる。よって、事務事業の活動量を測る指標として、ぶどうの生産量ないし、栽培面積等の本事業による効果を直接測ることが出来る指標が望ましいと考えられる。

No.11 1歳からの緊急対策事業（担当課：保健福祉部子ども未来課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	保健福祉部 子ども未来課	開始事業年度	2018年度
事務事業名	1歳からの緊急対策事業	終了予定年度	2020年度
重点戦略	Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造		
戦略プログラム	子育て支援充実プログラム		
施策名	【重点】きめ細かな保育の拡充		
事業概要	事業対象者	民間保育所等	
	事業の目的	1・2歳児の積極的な受入を支援し、待機児童の解消につなげる。	
	事業の内容	待機児童が生じている市町村に所在する民間保育所等のうち、前年度と比べ、1・2歳児を多く受け入れた保育所等に対して補助を行う。	
成果・課題	自治体への制度周知に努めた結果、補助対象となる8自治体中、6自治体の参加があった。今後は、未参加の自治体はもとより、昨年度中に新たに待機児童が発生し、補助対象に加わった自治体に対しても参加を促進し、待機児童解消に向けた全県的な取組にしていく必要がある。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	-	-	30,100	13,300	従事職員数（人）	0.2
実績事業費	-	-	28,500	11,700	①【職員数】 1人 ②【主な業務名と算定業務量】 ・市町村への補助金交付手続き等0.2	
概算人件費	-	-	1,600	1,600		
予算事業費	-	-	42,000	17,000		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	保育所等における1・2歳児の受入数増加	単位	人	2018年度目標値	2018年度実績値
				420	285
指標とした理由	本事業は、保育所等において1・2歳児の受入が前年より増加した場合、増加人数に応じて補助するものであるため				
指標の設定方法	保育所等において1・2歳児の受入が前年より増加した場合の増加人数				
指標の測定方法	市町村が補助を決定した児童数				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	事業初年度である2018年度は、関係市町村と連携し事業効果の期待できる制度設計等に努め、1・2歳児の受入数について285人の増加となった。今後も自治体に対するさらなる制度周知に努め、1・2歳児の受入数増加を図っていく。		C 2 B
効率性	0歳児の受入抑制につながれば、保育士の配置基準上、0歳児が減った数の倍の数の1・2歳児の受入が可能となるため、効率性は高い。		
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	待機児童解消のための緊急事業として、H30年度から3年間実施することとしていた。	
	見直しの内容		
	2019年度		
2020年度			

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	放課後児童クラブ実施箇所数	年度	2018	2019
			目標値	86	116
			実績値	74	109
成果指標	2	病児保育の実施市町村数	年度	2018	2019
			目標値	8	8
			実績値	14	14
成果指標	3		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
関連する事務事業	放課後児童健全育成事業費				
	病児保育事業				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	
-------------------------------	--

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である予算事業費の積算内訳、補助金交付についての決裁書、支出命令書、請求書、補助金交付要綱、事務分掌調査票、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

当該事業の「効率性」に関する評価について、第4に記載以外は特になし。

No.12 緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業（担当課：都市局建築指導課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	都市局 建築指導課	開始事業年度	2016年度以前
事務事業名	緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業	終了予定年度	2020年度
重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造		
戦略プログラム	防災対策強化プログラム		
施策名	【重点】防災施設整備や公共施設等の耐震化の推進		
事業概要	事業対象者	県が耐震診断を義務付ける緊急輸送道路沿道建築物	
	事業の目的	耐震化の促進を図り、緊急輸送道路の確保を行う。	
	事業の内容	県が耐震診断を義務付ける緊急輸送道路沿道建築物で、倒壊した場合に道路の過半以上を閉塞するおそれのあるものについて、耐震診断の補助を行う市町村への助成。	
成果・課題	緊急輸送道路沿道建築物については2018年度に道路の指定が完了しており、対象建築物の所有者に対して、診断の実施及び補助の利用を呼びかける。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	5,532	16,314	19,215	25,837	従事職員数（人）	0.5
実績事業費	1,532	12,314	15,215	21,837	①【職員数】1人 ②【主な業務名と算定業務量】 耐震まちづくり推進事業（県費事業）（0.5人）	
概算人件費	4,000	4,000	4,000	4,000		
予算事業費	1,532	12,363	16,215	22,187		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	特になし。					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	緊急輸送道路沿道建築物耐震診断実施率	単位	%	2018年度目標値	2018年度実績値
				32	25
指標とした理由	2022年度末において、緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断結果の報告が完了する必要があるため。				
指標の設定方法	補助制度創設初年度から2022年度末までの6年間で耐震診断実施率が100%となるよう均等割りし、各年度毎の目標を設定。				
指標の測定方法	市町村からの耐震診断補助に係る実績報告書による。				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	耐震診断について目標の8割程度の実績を達成した。対象建築物の診断完了に向け、今後も市町村と協力しながら耐震診断の実施を推進していく。		C
効率性	対象建築物のある市町村において県と協調した緊急輸送道路の路線の指定及び補助制度を設けており、国の交付金等も活用することで、効率的な制度としている。また、市町村と協力しながら所有者へアプローチすることで、診断実施について所有者に効率的な誘導を行っている。		B
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修促進法第10条第1項において、県は、耐震診断を義務付けされた緊急輸送道路沿道建築物の所有者から申請があったときは、耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならないと規定されている。 岡山県耐震改修促進計画（令和3年3月改定予定）においては、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率を令和7年度末までに概ね解消とする目標としており、計画期間である令和7年度末まで、県として沿道建築物の耐震化を支援する市町村への補助が必要であることから、事業継続を判断した。 	
	見直しの内容		
	2019年度	特になし。	
2020年度	特になし。		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数（防護面積）（単位：ha…監査人追記）	年度	2018	2019
			目標値	670	751
			実績値	656	659
	2	護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数（戸数）（単位：戸…監査人追記）	年度	2018	2019
			目標値	8,064	8,923
			実績値	7,957	8,074
3		年度	2018	2019	
		目標値	-	-	
		実績値	-	-	
関連する事務事業	ふるさとの川リフレッシュ事業				
	土砂災害防止施設整備事業				
	高潮対策事業				
	高潮・老朽化対策事業				
医療施設耐震化促進事業					

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	平成31年4月1日時点で、18都府県が沿道建築物に耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定しており、18都府県全てが耐震診断の補助を、その内17都府県が耐震改修等の補助を実施している。（残りの1県についても、改修補助創設を検討中である。）
-------------------------------	--

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である事業目標の実績値の集計資料、県費補助実績の資料、事業費の節別明細書、補助金の額の確定の決裁書、交付決定通知書、支出命令書、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【意見】生き活き指標の設定について

「緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業」は、重点施策である「防災施設整備や公共施設等の耐震化の推進」の中の1事業である。

重点施策「防災施設整備や公共施設等の耐震化の推進」の生き活き指標は、「護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数」であり、この重点施策に紐づく事務事業は、次のとおりである。

緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業

ふるさとの川リフレッシュ事業

土砂災害防止施設整備事業

高潮対策事業

高潮・老朽化対策事業

医療施設耐震化促進事業

この中で、生き活き指標に実質的に対応しているのは、とのみと思われる。施策の達成レベルは、生き活き指標達成度と事務事業達成レベルを4:1で加味して算出するため、生き活き指標に重点が置かれており、実質的に対応している事業が少ないと、偏った評価となる。

偏った評価とならないように生き活き指標を設定すべきである。例えば、複数の指標を設定するか、施策を分けてそれぞれ設定することが考えられる。

(2)【意見】事務事業調査シートにおける予算数値の記載について

事務事業調査シートに記載されている「予算事業費」の数値は、補正予算となっている。この事業については、

2018年度 当初予算 26,250千円 補正予算 16,215千円に減額。

2019年度 当初予算 26,250千円 補正予算 22,187千円に減額。

いずれも、事業の進捗状況が悪いため、予算を減額したとのことである。しかし、調査シートには、補正予算の金額が記載されているため、事業が当初の予定どおり順調に進捗したように見えている。

事務事業調査シートの「予算事業費」には当初予算を記入するか、追加で記載し、事業の進捗状況がわかるようにすることが望ましい。

No.13 ふるさとの川リフレッシュ事業（担当課：土木部河川課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	土木部 河川課	開始事業年度	2016年度以前
事務事業名	ふるさとの川リフレッシュ事業	終了予定年度	2021年度以後
重点戦略	Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造		
戦略プログラム	防災対策強化プログラム		
施策名	【重点】防災施設整備や公共施設等の耐震化の推進		
事業概要	事業対象者	県管理河川	
	事業の目的	治水安全度を向上させる。	
	事業の内容	即効的な河道阻害部の改善（河道内の堆積土砂の撤去、繁茂した樹木の撤去）、市町村と連携の取組（伐採木の近隣住民への無料配布に係る協力、市町村が管理する処理施設への無償受入）	
成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水被害リスクの軽減 ・協働の取組を地域に浸透させ、市町村の協力による撤去土砂・伐採樹木の処分に係るコストを縮減 ・アダプト活動及び地域防災活動に寄与 ・河川環境改善による不法投棄の抑止 		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	306,213	290,539	217,287	305,840	従事職員数（人）	1.0
実績事業費	298,213	282,539	209,287	297,840	【職員数】 9人 【主な業務と算定業務量】 ・実施箇所の選定 0.18 ・工事発注・管理 0.45 ・実施後フォローアップ 0.27 ・その他 0.10	
概算人件費	8,000	8,000	8,000	8,000		
予算事業費	298,239	282,556	209,298	297,844		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	洪水被害のリスクが高い箇所 の解消	単位	箇所	2018年度目標値	2018年度実績値
				30	50
指標とした理由	洪水被害リスクが高い箇所について、集中的に取り組むことにより、阻害河道部の早期改善を図り、治水安全度を向上させる				
指標の設定方法	第Ⅰ期（H22～H26）のふるさとの川リフレッシュ事業の施工実績箇所数により設定				
指標の測定方法	各年度に実施した施工箇所数により測定				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	平成30年7月豪雨の影響により、事業進捗が遅延し一部事業費を翌年度に繰越したが、おおむね計画どおりに事業実施した。		A
効率性	撤去土砂や伐採木の処分について市町村の協力が得られ、処分コストが縮減でき、施工量の増加が図られた。		A
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	これまでも河道掘削、樹木伐採を実施してきたところであるが、対策が必要な箇所は依然として多く、近年では局地的な集中豪雨が頻発していることから、県民の洪水に対する防災意識が高まり、河道内の堆積土、樹木に対する不安は高まっているため、市町村と協働の仕組みを活用しながらコスト縮減を図り、事業を推進する必要がある。	
	見直しの内容		
	2019年度	河道内整備（河道掘削・樹木伐採）をこれまで以上に効果的、効率的に実施するため、箇所毎の優先度を評価する河道内整備実施計画を策定した。	
2020年度	河道内整備の対策が必要な箇所は依然として多く、県民からの要望も多いことから、早期に河川の氾濫リスクの軽減を図るため、事業スキームを拡充し、予算を増額した。		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数（防護面積）（単位：ha…監査人追記）	年度	2018	2019
			目標値	670	751
			実績値	656	659
	2	護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数（戸数）（単位：戸…監査人追記）	年度	2018	2019
			目標値	8,094	8,923
			実績値	7,957	8,074
3		年度	2018	2019	
		目標値	-	-	
		実績値	-	-	
関連する事務事業	（河道内整備実施計画策定事業） 緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業 土砂災害防止施設整備事業 高潮対策事業、高潮・老朽化対策事業、医療施設耐震化促進事業				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	
-------------------------------	--

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である支出負担行為決議書兼支出命書、請求書、見積書、委託業務完成届、契約書、請書、その他関連

証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【意見】生き生き指標を用いた事業目標の見直しについて

当該事業の事業目標である「洪水被害のリスクが高い箇所の解消」について、2017年度の実績値 53 件が 2018 年度の目標値 30 件を大幅に上回っているが、2018 年度の目標値の見直しを行っておらず、目標値が評価指標基準として意味を持たなくなっている（2019 年度も同様）。この事業目標は生き生き指標を用いることから、目標値は 4 か年総合計画「新晴れの国おかやま生き生きプラン」で議会承認を得たものを利用しているため、総合計画進行期には目標値の見直しは行わないということであった。事業目標に生き生き指標を用いる場合、各年度の事務事業評価を有意義なものにするためにも、明らかに目標値と実績値に乖離がでてきたものについては目標の見直しを行うべきである。

No.14 生き生きメンテナンス事業（担当課：土木部道路建設課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	土木部 道路建設課	開始事業年度	2018年度
事務事業名	生き生きメンテナンス事業	終了予定年度	2020年度
重点戦略	Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造		
戦略プログラム	防災対策強化プログラム		
施策名	【推進】土木施設の戦略的維持管理の推進		
事業概要	事業対象者	岡山県内の管理橋梁及び市町村職員	
	事業の目的	維持管理費用の縮減と市町村職員の技術力向上	
	事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁点検結果をもとに「標準より劣化が早い」橋梁を抽出し、劣化を抑制させるための対策を試行する。 ・試行した対策の効果検証を行い、その結果をとりまとめ、市町村に積極的に周知する。 ・県、市町村職員向けの研修を充実させ、技術力向上を図る。 	
成果・課題	2014年度から2018年度の橋梁点検結果をもとに橋種、損傷内容、損傷要因等の整理を行い、「標準より劣化が早い」橋梁を抽出し、劣化抑制対策を4橋で試行した。また、県・市町村職員の技術力向上を図るため、少人数での橋梁点検研修を実施した。今後は引き続き、試行した対策の効果検証を行い、その結果をとりまとめ、市町村に積極的に周知するとともに、研修の充実を図る。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	-	-	20,208	18,000	従事職員数（人）	1.0
実績事業費	-	-	12,208	10,000	【職員数】1～2人 【主な業務名と算定業務量】 ・劣化抑制対策の試行 0.6×1人 ・職員向けの研修 0.2×2人	
概算人件費	-	-	8,000	8,000		
予算事業費	-	-	14,300	10,000		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし				人	

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	橋梁点検研修の受講者数	単位	人	2018年度目標値	2018年度実績値
				26	31
指標とした理由	職員点検の拡大と市町村職員の技術力向上のため。				
指標の設定方法	県内26市町村から各1人参加した場合の最低人数を設定（26人）				
指標の測定方法	研修への実参加者の人数				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	橋梁点検研修の受講者数は目標を上回った。		A
効率性	少人数での現地橋梁点検研修を開催することで、より効果的な研修となった。		B
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	劣化を抑制させるための対策試行と、その効果検証については、複数年で実施する事業であるため、翌年度以降の事業実施も必要。また、点検研修では未参加の職員などにも広く研修に参加してもらうため必要。	
	見直しの内容		
	2019年度	損傷が多い橋梁のみの研修ではなく、比較的健全な橋梁を点検する事で、判定区分と損傷具合の関連も学べるように見直した。	
2020年度	より実際の点検業務に近づけるように、現地点検～点検結果の入力までの一連の作業について研修を実施する予定。		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
	2		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
3		年度	2018	2019	
		目標値	-	-	
		実績値	-	-	
関連する事務事業	公共土木施設長寿命化計画策定業務				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	
-------------------------------	--

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合规性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である委託契約書、市町村 職員点検実施状況、市町村毎の研修参加者数の資料、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【意見】事業目標について

事業目標を「橋梁点検研修の受講者数」としているが、市町村職員へ研修を実施することは橋梁管理の補助的な活動であると考えられる。そのため、橋梁管理に対する寄与度の大きい別の指標を事業目標とするべきである。例えば、橋梁の維持管理費用の縮減の取組みとして、1)効果的な長寿命化対策、2)効率的な点検手法の導入を行っており、「生き生きメンテナンス ～橋梁長寿命化県を目指して～」の資料には770百万円の想定縮減額が認められるとの記載があることから、維持管理費用の縮減額を事業目標として採用することも1つの案であると考えられる。

No.15 地域の絆で守る！子どもや高齢者の安全・安心推進事業（担当課：県民生活部 暮らし安全安心課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	県民生活部暮らし安全安心課	開始事業年度	2016年度以前
事務事業名	地域の絆で守る！子どもや高齢者の安全・安心推進事業	終了予定年度	2020年度
重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造		
戦略プログラム	暮らしの安全推進プログラム		
施策名	【推進】特殊詐欺対策の推進		
事業概要	事業対象者	被害対象者となる県民	
	事業の目的	特殊詐欺被害を減少させる	
	事業の内容	行政機関のほか、関係機関、団体、事業者等と連携し、情報共有を図るとともに、被害を水際で食い止める被害防止対策を推進する。また、高齢者を中心に幅広い年齢層に対する広報啓発を行う。	
成果・課題	特殊詐欺の新たな手口が広まり、被害者層が高齢者だけでなく若い世代にも広がったことから、被害者層に合わせた広報媒体を利用して啓発を行ったほか、特殊詐欺被害防止ネットワーク担当者会議開催し、情報共有を図るとともに、啓発品を利用した水際対策を推進した。被害額は減少したものの、誰にも相談せず、高額被害に遭う被害者もいることから、引き続き、相談意識の醸成、相談しやすい環境の整備を図っていく必要がある。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	8,521	9,358	9,182	10,041	従事職員数（人）	1.0
実績事業費	-	1,358	1,182	2,041	(例) ①【職員数】 2人 ②【主な業務名と算定業務量】 ・不登校・長期欠席対策調査研究0.3 ・担当教員への研修0.3 ・その他0.2	
概算人件費	8,000	8,000	8,000	8,000		
予算事業費	521	1,917	1,918	2,055		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	特殊詐欺被害額	単位	千円	2018年度目標値	2018年度実績値
				606,800	382,800
指標とした理由	被害の実情を明確にできるため。				
指標の設定方法	警察に提出された被害届の被害金額				
指標の測定方法	警察統計				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	官民連携による被害防止活動を展開し、被害額は3億8,280万円(-1億6,950万円減)、被害件数81件(-110件)し、年度目標値は達成できた。 ※事業目標は達成したが、被害額は2016年末の水準に戻ったに過ぎないことから、B評価。		B 3 (総合評価)
効率性	高齢者を対象に新聞広告での被害防止懸賞クイズを実施するとともに、若い世代へは大学と連携した学生へのメールによる注意喚起を行うなど、被害者層に合わせた印象に残る啓発に努めたほか、特殊詐欺被害防止ネットワークを通じた情報提供やコンビニ等と連携した水際対策を行うなど、官民連携により効率的に施策を推進した。		
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	新たな手口の広まりと、被害者層の拡大による	
	見直しの内容		
	2019年度	被害者年齢層をターゲットにした事業実施	
2020年度	高齢者をとりまく関係機関やボランティアが特殊詐欺の注意喚起を促す事業実施		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
	2		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
3		年度	2018	2019	
		目標値	-	-	
		実績値	-	-	
関連する事務事業	特殊詐欺の被害防止を推進するための事業経費				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	
-------------------------------	--

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合规性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である予算事業費の積算内訳、委託契約書、見積書、委託業務完了確認書、支出負担行為決議書兼支出命令書、請求書、事務分掌調査票、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【指摘】従事職員数の集計誤りについて

従事職員数は、当該事業に携わった職員の概算人件費を計算する基礎となるもので、県の事務事業評価シートの作成要領によると、人事課の事務分掌調査を参考に、担当職員の従事職員数を入力することとされている。しかし、当該事業については従来から従事職員数について「1.0」と入力したまま、変更していなかったとのことである。そのため、概算人件費の金額は、当該事業の従事職員数に単価として8,000千円をかけて算出することから、8,000千円かかったこととなっていた。しかし、実態としての従事職員数は、担当課へのヒアリングと事務分掌調査票の査閲によると、0.4人を特殊詐欺防止に関する2つの事業で配分したものが適切とのことであつた。これを考慮すると、当該事業に係る概算人件費は3,200千円以下となる。概算人件費の計算を誤ると、費用対効果を勘案した有効な事務事業評価を行うことができないおそれがある。したがって、概算人件費を正確に計算し、事務事業評価を有効に行うためには、事業に携わった従事職員数を適切に集計する必要があつた。

(2)【意見】事業評価の「達成度」の評価結果誤りについて

「達成度」に関する評価については、「第5. 包括外部監査の結果(各論) . 事務事業評価の仕組み」に記載のとおり、A:高い(100%以上できた) B:やや高い(80%以上できた) C:やや低い(60%以上できた) D:低い(60%未満しかできなかった)の4段階で評価することとなっている。当該事業の2018年度の「達成度」の評価は、事業目標である「特殊詐欺被害額」の目標値606,800千円に対する、実績値382,800千円により判断される。当該目標は削減目標のため、2018年度は実績値が目標値を大幅に下回っており、県の事務事業評価の方法によれば、「A」評価となる。しかし、上記事務事業調査シートでは、達成度の評価は「B」としていた。これは、年度目標値は達成したものの、特殊詐欺被害額は2016年度の水準に戻ったに過ぎないことから、担当課が自主的に「B」評価に下げたとのことである。このような自主的な判断が入った要因は、削減目標の目標値606,800千円が高すぎることにありと思われる。2018年度、2019年度ともに、実績値が目標値の5割~6割程度である。目標値自体は、2014年度~2016年度の平均値948,000千円から毎年20%削減を目標値として設定していたとのことであるが、現状の目標値としてはそぐわないものとなってきている。また担当課へのヒアリングによると、金額を指標にした場合、その年に数件被害額が大きい案件があれば金額が跳ね上がるので、事業目標を被害件数にすることも考えられるとのことである。事務事業評価を有効に行うために、目標値の適宜の見直しや事業目標を現在の特殊詐欺被害額と特殊詐欺被害件数の複数にする等の検討を行うべきである。

No.16 特殊詐欺の被害防止を推進するための事業経費(担当課:警察本部生活安全部)

1. 事務事業の概要(事務事業調査シートより)

担当部課室	警察本部 生活安全部	開始事業年度	2016年度
事務事業名	特殊詐欺の被害防止を推進するための事業経費	終了予定年度	2018年度
重点戦略	Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造		
戦略プログラム	暮らしの安全推進プログラム		
施策名	【推進】特殊詐欺対策の推進		
事業概要	事業対象者	岡山県内の高齢者世帯等	
	事業の目的	特殊詐欺の被害防止を図る。	
	事業の内容	電話帳や押収名簿に登録された高齢者世帯等への注意喚起や、予兆電話を認知した際に金融機関等への情報提供を行うコールセンター部門と、大規模店舗等に直接出向き、最新の犯行手口等に関する広報や模擬電話を使用した実践型の防犯指導等を行う出前講座部門を組み合わせたベースを設置し、効果的な広報啓発活動を実施する。	
成果・課題	2018年中の特殊詐欺の被害については、認知件数が81件と前年に比べて110件減少、被害額が約3億8,280万円と前年に比べて約1億6,950万円減少した。訴訟最終告知のハガキ、電子マネー利用等、新たな手口の広がりにより高齢者以外の年齢層にも被害が拡大していることから、広報啓発活動、水際対策及び身近な人を守る気運の醸成による「三本の矢」作戦を深化させ、被害の根絶に向けた対策を強化していく必要がある。		

2. 事務事業の金額推移(事務事業調査シートより)

事務事業の金額(千円)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費		
総コスト	28,522	37,269	37,215	-	従事職員数(人)		
実績事業費	28,522	37,269	37,215	-			
概算人件費	-	-	-	-			
予算事業費	28,596	37,270	37,343	-			
補助金の状況	-	-	-	-			
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし						

3. 2019年度事務事業評価(事務事業調査シートより)

事業目標(指標名)	なし	単位	2018年度目標値	2018年度実績値
指標とした理由			-	-
指標の設定方法				
指標の測定方法				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	2018年中の特殊詐欺被害は、認知件数で約60%、被害金額で約30%減少しており、被害の抑制が図られた。しかしながら、新たな手口の広がりなどにより、高齢者以外の年齢層にも被害が拡大している。		B 3 B
効率性	被害根絶に向けた広報活動を推進するとともに、金融機関、コンビニエンスストア等との連携を深め、官民一体となった水際対策を推進した。引き続き、最新の手口に基づいた被害防止広報を推進するとともに、関係機関等と連携し、相談しやすく顔の見える関係の強化に向けた施策を推進していく必要がある。		
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	中止	3か年計画であるため	
	見直しの内容		
	2019年度		
2020年度			

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	なし	年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
	2		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
	3		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
関連する事務事業	地域の絆で守る！子どもや高齢者の安全・安心推進事業				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	岩手県警察、宮城県警察、警視庁、茨城県警察、栃木県警察、群馬県警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、富山県警察、石川県警察、岐阜県警察、愛知県警察、大阪府警察、島根県警察、山口県警察、徳島県警察、長崎県警察、大分県警察、宮崎県警察、鹿児島県警察（平成28年12月当時）
-------------------------------	---

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である委託契約書、決裁書、業務実績報告書、事業完了届、支出負担行為決議書兼支出命令書、請求書、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【指摘】概算人件費の集計について

当該事業は、特殊詐欺の被害防止を図ることを目的とし、特殊詐欺に対する危機意識の高揚に向け効果的な広報活動を実施するとともに、金融機関等における水際対策を推進しており、担当課は警察本部生活安全部生活安全企画課である。当該事業のように担当が警察本部である場合には、上記事務事業調査シートへも県が事務事業評価に使用している事務事業評価シートへも概算人件費の集計が行われていない。これは、県の事務事業評価シートの作成要領によると、概算人件費の算出について人事課の事務分掌調査を参考に行うこととなっているが、警察本部については事務分掌調査を行っていないことから概算人件費の算出をしていなかったとのことである。事務事業評価を効果的なものにするためには、実施する事務事業別に全てのコストを把握し、費用対効果の観点からも事業を評価する必要がある。したがって、担当が警察本部である場合にも、他の事務事業と同様に概算人件費を集計するべきであった。

(2)【意見】事業目標の設定について

当該事業については、事業目標が設定されていない。そのため、事業評価の達成度の項目について、担当課の主観により評価結果を決定している。これについては担当が警察本部である場合、事業目標を設定しにくい場合が多いことから、県は事務事業評価に使用している事務事業評価シートへの事業目標の未記載を容認していたとのことである。事務事業を効果的・効率的に運用し、事務事業評価を有効に行うためには、担当が警察本部である場合についても他の事務事業と同様に、事業目標を設定し、当該目標を基に事務事業評価を行うべきである。

No.17 地域活力創出推進事業（担当課：県民生活部中山間・地域振興課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	県民生活部 中山間・地域振興課	開始事業年度	2017年度
事務事業名	地域活力創出推進事業	終了予定年度	2019年度
重点戦略	Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造		
戦略プログラム	中山間地域活力創出プログラム		
施策名	【推進】地域資源を生かした取組等の支援		
事業概要	事業対象者	県民局が新晴れの国おかやま生き生きプランの地域別構想を踏まえ、多様な主体と連携し、中山間地域の活力創出につながる事業を実施するもの。（3県民局16事業）	
	事業の目的	各県民局が自ら事業を企画し、市町村やNPO、企業など多様な主体と連携して、計画的に地域産業や観光の振興など、活力ある地域づくりに取り組む。	
	事業の内容	各県民局において、地域の特性や資源を生かした産業や観光の振興、地域の活性化、課題解決に向けて16の事業により地域の活力創出の推進に取り組んだ。更なる地域の活力創出の推進に向けて各県民が主体となり取り組んでいく。	
成果・課題	各県民局において、地域の特性や資源を生かした産業や観光の振興、地域の活性化、課題解決に向けて16の事業により地域の活力創出の推進に取り組んだ。更なる地域の活力創出の推進に向けて各県民が主体となり取り組んでいく。		

（16事業一覧）

No.	担当県民局	事務事業名
1	備前県民局	自主防災組織サポート事業
2		備前おかやま販路開拓応援事業
3		笑顔で子育てできる支え合いネットワークづくり事業
4		地域活力向上！売れる花づくり推進事業
5		おかやまの間伐材活用支援事業
6	備中県民局	人づくり、地域づくり応援隊事業
7		備中地域ならではの産業モデル構築推進事業
8		地域資源を生かした備中地域観光振興事業
9		備中杜氏の郷ツーリズム推進事業
10		地域×地域おこし協力隊×空き家リノベーション事業
11		備中地域における町並み保全・活性化事業
12		備中地域における地域防災力強化事業
13	美作県民局	地域運営組織推進事業
14		美作地域“ものづくり”産業活力創出推進事業
15		美作発コミュニティビジネス推進事業
16		地域に広がれ！鳥獣対策連携モデル事業

以下に各事務事業の概要を示す。

No.1

事務事業名		地域活力創出推進事業 【備前県民局】自主防災組織サポート事業
事業概要	事業対象者	市町村の自主防災組織
	事業の目的	「共助」が地域に定着するよう、防災意識の向上を図る。
	事業の内容	南海トラフ地震の発生に備え、被害を最小限に抑えるために必要不可欠な「共助」が地域に定着するよう、出前講座の実施等により、市町村の自主防災組織育成の取組を支援する。
成果・課題		防災意識の高揚を図るセミナー等を実施し、防災研修会では平成30年7月豪雨災害の教訓から専門家による基調講演や防災マップ作成ワークショップの取組発表のほか、被災した地区の代表の方による体験発表を行い、防災への関心の高まりから多数の参加があり、広く一般の方への普及を図った。

No.2

事務事業名		地域活力創出推進事業 【備前県民局】備前おかやま販路開拓応援事業
事業概要	事業対象者	備前地域の特色ある商品
	事業の目的	商品の磨き上げと販路拡大を図る。
	事業の内容	備前焼をはじめとする伝統的工芸品や酒米「雄町」を使った地酒など、地域の特色ある商品の磨き上げと販路拡大の取組を支援することにより、産地の活性化と地域産業の振興を図る。
成果・課題		以下の事業を実施した。 1 備前おかやま地域産業支援事業 （1）備前おかやま販路開拓支援事業 （2）備前おかやま食の販路開拓チャレンジ応援事業 （3）備前おかやま工芸品等支援調査事業 2 呼吸する備前焼ネクストステージ事業 3 備前焼で楽しむ雄町米の地酒B A R開催事業

No.3

事務事業名		地域活力創出推進事業 【備前県民局】笑顔で子育てできる支え合いネットワークづくり事業
事業概要	事業対象者	子育てをする親
	事業の目的	安心して子育てできる環境の構築を目指す。
	事業の内容	地域交流、世代間交流を行うことにより、子育てや地域における課題に対応できるネットワークを作ることにより、地域全体で子育てを支え、安心して子育てできる環境の構築を目指す。
成果・課題		<p>地域におけるモデルとなる取組として、3団体は、子どもの居場所づくり事業や世代間交流事業を行った地域でモデルとなる取組を立ち上げた。そのうち1団体(ママほっとサロン)は、活動を通して任意団体から子育て支援NPOへと移行し、体制を充実させた。また、ネットワークづくりの取組として、他の2団体は、管内の子育て支援員や子どもの貧困・虐待から子どもを守る団体、個人のネットワークづくりに取り組み、うち1団体は、活動を通じ子育て支援員の全県ネットワークを立ち上げた。</p> <p>○課題等 当該年度の実施地域は、備前市、和気町であったため、次年度は、管内市町で未実施の地域での新規実施など、幅広い子育て支援の活動を支援するとともに、当該年度実施団体の事業の定着と、その成果を活かした他地域への事業実施を支援していく必要がある。</p>

No.4

事務事業名		地域活力創出推進事業 【備前県民局】地域活力向上！売れる花づくり推進事業
事業概要	事業対象者	備前地域花き生産者
	事業の目的	市場・実需者のニーズを踏まえた花き品目の生産拡大を進める。
	事業の内容	市場・実需者からの要望が増加している花きについて、市場・実需者との交流やアンケート調査および栽培実証を行い、ニーズを踏まえた花き品目の導入と定着化により、一層の生産拡大を進め、備前地域の花き産地の活力向上を図る。
成果・課題		<p>以下の事業を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 栽培実証（JA関係部会の協力を得て実証農家6戸を選定） 2 市場・実需者との交流、アンケート調査 <p>○課題等 (1) 次年度も5品目の栽培実証を継続するとともに、3か年の実証結果をもとに6品目の栽培マニュアルを作成。 (2) 研修会や栽培マニュアルの提示による栽培面積の拡大。 (3) 市場・実需者と出荷規格や出荷形態の検討による出荷体制の確立。</p>

No.5

事務事業名		地域活力創出推進事業 【備前県民局】おかやまの間伐材活用支援事業
事業概要	事業対象者	森林所有者代表、森林組合、市町村等
	事業の目的	儲かる林業経営のモデルを提供し、間伐の推進を図る。
	事業の内容	森林所有者代表、森林組合、市町村等で構成するワーキンググループを設け、現地調査等により課題を洗い出し、間伐推進に向けての具体的なプランや経済効果等を明らかにする間伐啓発資料を作成するとともに、木製品の開発に向け、試作やアンケートを行い、その結果を木材関係者に提供することで新たな木材需要の創出につながる取組を支援する。
成果・課題		<ul style="list-style-type: none"> ・モデル団地を設定した菅野・福田地区の森林所有者が森林整備に関心を持つようになった。 ・森林所有者の把握、境界確定により森林整備作業が円滑に行える。 ・個々の森林所有者に施業提案を行うことで、森林組合の事業拡大が期待できる。 ・林地残材を使った木製品の試作、アンケート調査により、新たな木材需要の創出が期待できる。 <p>○課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林地残材を活用した木製品の試作品を作成する。 ・モデル団地の収支分析結果等を基に、普及啓発資料を作成する。

No.6

事務事業名		地域活力創出推進事業 【備前県民局】人づくり、地域づくり応援隊事業
事業概要	事業対象者	地域おこしに興味ある学生
	事業の目的	地域活動を支えうる若手人材を育成する。
	事業の内容	市町、関係団体、大学等と連携しながら、地域おこしに興味がある学生を対象として、地域おこしに関する事前研修、現地研修を行い、研修の結果を踏まえた地域での販路創出のための提案を参加者にしてもらい、もって将来的な地域の担い手となりうる人材を育成する。
成果・課題		<p>以下の事業を実施した。</p> <p>検討課題：特産品の開発 研修概要：事前研修(9/29) 現地研修(10/27-28) プラン発表カンファレンス(11/10)</p> <p style="text-align: center;">プラン発表(12/15) 事後研修(1/19)</p> <p>実施地域：倉敷市児島本荘地区 参加学生：11名（岡山大学7名 ノートルダム清心女子大学4名）</p> <p>○課題等 実施地域における事業後のフォローアップ</p>

No.7

事務事業名		地域活力創出推進事業 【備中局】備中地域ならではの産業モデル構築推進事業
事業概要	事業対象者	備中地域の特色ある商品
	事業の目的	商品の磨き上げと販路拡大を図る。
	事業の内容	市町、商工団体、農業団体等と連携し、首都圏でのテストマーケティング、専門家の支援やワークショップなど、それぞれの段階に応じた支援を行うとともに、県内外での新たな販路開拓に向けた取組を推進する。
成果・課題		以下の事業を実施した。 1 首都圏におけるテストマーケティング（12事業者、4商品） 2 未来の逸品ハンズオン支援事業（10事業者） 3 ブラッシュアップワークショップ事業（12事業者） 4 見本市への出展支援（大阪・6事業者） 5 6次産業化の推進（連携会議、研修会、実習型研修会等） ○課題等 地域の担い手や意欲のある事業者が自立できるよう、テストマーケティング、事業計画・資金調達等の課題解決、新たなサービスの提供や試作品の作成、販路の開拓や拡大などの支援に取り組むとともに、6次産業化の推進を図る。

No.8

事務事業名		地域活力創出推進事業 【備中県民局】地域資源を生かした備中地域観光振興事業
事業概要	事業対象者	備中地域への観光客
	事業の目的	広域的な周遊を促進する。
	事業の内容	市町、観光協会等と連携し、備中地域の「町並み」、「酒」などの観光素材を生かし、大都市圏での観光展の開催や地域メディア等を活用した広報・宣伝活動を実施することにより、備中地域への集客及び広域的な周遊を促進する。
成果・課題		以下の事業を実施した。 1 大都市圏へのPR ・備中地域の酒蔵による試飲・販売、酒蔵見学のPR及び日本酒セミナー ・大阪事務所と連携した観光PR（和酒BAR、観光プレゼン等） ・晴れの国おかやま観光プレゼンテーション（大阪8/27、東京10/9） 2 広域観光の推進 ・在県外国人を通じた外国人旅行者への観光PR（和酒BARinくらしき、井原線地酒列車でのSNS配信） ○課題等 備中地域の強みをテーマにした広域観光の推進、関西圏や広島県を主なターゲットとして観光PRを行う。

No.9

事務事業名		地域活力創出推進事業 【備中県民局】備中杜氏の郷ツーリズム推進事業
事業概要	事業対象者	備中地域の酒蔵や宿泊施設
	事業の目的	酒蔵ツーリズムの推進を目指す。
	事業の内容	多くの酒蔵がある備中地域において、「酒蔵」を観光資源として地域活性化すべく、酒蔵関係者や観光関係者で構成する「備中杜氏の郷ツーリズム勉強会」の開催等により、酒蔵に誘客するための取組や酒をPRするための取組を行うことにより、酒蔵ツーリズムへの機運を醸成する。
成果・課題		以下の事業を実施した。 1 「おかやま備中杜氏の郷和酒バー」の開催（関西圏、県内） 2 井原線等での地酒列車の運行 3 地域の酒蔵と宿泊施設との連携取組 ○課題等 備中杜氏の郷の知名度向上のための和酒バー等のイベントは、民間主導の取組へと移行するが、引き続き地酒列車の運行などにより、酒蔵ツーリズムを推進し、備中地域への誘客を図る。

No.10

事務事業名		地域活力創出推進事業 【備中県民局】地域×地域おこし協力隊×空き家リノベーション事業
事業概要	事業対象者	空き家
	事業の目的	住居用以外の用途での具体的な空き家活用を促す。
	事業の内容	モデル地区において空き家を選定し、地域課題の解決等を図る拠点として活用すべく、具体的な活用内容、回収内容、適用される法令への対応等を専門家の支援を受けながら検討し、事例集として取りまとめ、成果を管内市町を中心に広く紹介することにより、住居用以外の用途での具体的な空き家活用を促し、地域活性化を図る。
成果・課題		以下の事業を実施した。 ・DIY型賃貸借契約について弁護士と規定の検討を行い、当事者間で契約締結 ・対象空家での三和土土間施工のため、事業担当者をワークショップに派遣 ・納屋、台所床を撤去し、床撤去時に判明した蟻害等についての床下調査等を実施 ○課題等 修繕系ワークショップの開催、農家民宿開業に向けた行政手続きの準備等

No.11

事務事業名		地域活力創出推進事業 【備中県民局】備中地域における町並み保全・活性化事業
事業概要	事業対象者	倉敷美観地区や高梁吹屋地区などの備中地域の伝統的町並み
	事業の目的	次世代への継承と活用を図る。
	事業の内容	歴史的な町並みの建築物を活用し、伝統的な暮らし方や遊び方等を体験するプログラムの実施するほか、町並み保存や活性化に向けて、NPO、関係自治体等が課題や解決策について話し合い、さらに団体間の交流を図ることによるネットワークの拡大に取り組む。
成果・課題		以下の事業を行った。 1 町家deクラスの開催 県文化連盟の助成金を活用して備中県民局管外を含む各地区で計64の体験プログラム、20のまち歩きを実施。延べ約1,500人が参加。 2 備中町並みゼミの開催準備 ネットワーク化を図った各地の団体等の協力のもと、開催が決定。 3 町並み現地視察及び交流会の実施 山口県岩国市の岩国地区を訪問し、地元の町づくり団体と交流。25名が参加。 ○課題等 まちづくり活動の更なる連携強化を図り、備中地域の文化遺産の継承と活用の実現に向けた活動を実施する。

No.12

事務事業名		地域活力創出推進事業 【備中県民局】備中地域における地域防災力強化事業
事業概要	事業対象者	自主防災組織
	事業の目的	リーダーを育成するなどし、防災力の強化を図る。
	事業の内容	自主防災組織及び地域を選定し、住民、企業、NPO法人、市町及び県民局との協働により、ワークショップを開催し、実地体験の機会の場を設けるほか、防災士を対象とした研修会を開催する。
成果・課題		以下の事業を実施した。 1 防災ワークショップの実施 地域住民を対象としたワークショップを実施し、防災講座や防災マップづくりを行った。 実施場所：里庄町川南地区、参加者数：のべ79名 2 防災研修会の開催 地域防災の中心的役割を担う防災士を対象に、HUGの体験や防災知識の習得を目的とした研修会を開催。 開催場所：備中県民局会議棟、参加者数：防災士36名 ○課題等 管内でモデル地区を選定し、ワークショップを実施する。また、新たに防災士となった方を対象に研修会を引き続き開催する。

No.13

事務事業名		地域活力創出推進事業 【美作県民局】地域運営組織推進事業
事業概要	事業対象者	市町村及び地域運営組織
	事業の目的	市町村内部の支援体制構築及び安定的な運営基盤を持つ地域運営組織の設立や活動の活性化を図る。
	事業の内容	市町村：地域運営組織設立支援のための勉強会等の開催のほか、市町村の進捗状況に応じた個別支援（関係担当課のヒアリング、庁内連携組織の設置支援、地域運営組織設立支援等）を行う。 地域運営組織：組織設立のためのセミナーの実施、組織活動支援、地域カルテの作成の支援等を行う。

成果・課題	<p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村支援①：担当者向け勉強会 内閣府職員等を招き、地域運営組織に関する市町村職員を対象とした研修会を開催。 ・市町村支援②：個別支援（真庭市、美作市、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町） 各市町の進捗状況に応じ、現状と課題のヒアリング、今後の庁内体制や進め方等を整理・検討した。 特に、美咲町ではまちづくり部門だけでなく、福祉部門、防災部門を交えた課題共有会議を6回行い、各地域の課題を拾い出し、庁内及び地域における課題解決のための体制づくりを支援した。 ・地域運営組織支援①：地域運営組織研修会&交流会の開催 地域代表者及び市町村担当者が一堂に会する研修会を開催。先進事例を学んだ上で、各地域での課題について、地域と市町村がより連携して解決を図る関係性を醸成した。 ・地域運営組織支援②：組織活動支援（美作市豊田地区・久米南町山手地区） 既に活動している地域運営組織の活動が活性化されるような新たな取り組みを支援した。 ・地域運営組織支援③：地域カルテ作成（鏡野町12地区、美咲町13地区） 各地区のヒアリング等を行い、地域カルテを作成した。 <p>○課題等</p> <p>管内には地域運営組織の維持・強化に関する取組があまり進んでいない市町村がまだあり、引き続き支援が必要。また、各地域の課題をまとめた地域カルテの作成を促すとともに、地域課題解決に向けた新たな取組も必要である。</p>
-------	---

No.14

事務事業名		地域活力創出推進事業 【美作県民局】美作地域“ものづくり”産業活力創出推進事業
事業概要	事業対象者	金属部品加工企業
	事業の目的	産業ネットワークの構築や人材育成を行う。
	事業の内容	「つやま産業支援センター」と連携し、金属加工業と支援機関との産業交流会や技術者育成セミナー等を実施するとともに、地域企業を訪問してニーズ把握や課題解決を行うなど、企業の持続的成長と雇用創出に向けた取組を実施する。
成果・課題		つやま産業支援センターへ委託し、産業交流会事業として、津山ステンレスクラスターの会員事業者で9月に「モノづくりのまち」として知られる長野県飯田市、岡谷市などの先進的な5社を視察し、（公財）南信州・飯田産業センターを含めての産業交流会を実施した。 中核的技術者人材育成支援事業では、7社11名に対し、問題解決能力や改善力を備えたリーダーを育成するための集合研修を実施するとともに、企業取組支援のための専門家派遣を行い、生産改善を行える中核的技術者の育成を行った。 企業の人材育成に向けて、採用・人事戦略に関するオープンセミナーを実施した。

No.15

事務事業名		地域活力創出推進事業 【美作県民局】美作発コミュニティビジネス推進事業
事業概要	事業対象者	美作地域のコミュニティビジネス創業者
	事業の目的	中山間地域の課題解決や活性化に向けた新規事例創出や事業の発展、都市部との交流や人材の確保・移住促進を図る。
	事業の内容	美作地域の課題解決を図るビジネスプランを対象とした「美作地域コミュニティビジネスプラン・コンテスト」を実施し、優秀なプランの表彰及び創業に向けた支援を行う。また、過去コンテスト審査通過者の動向を調査するとともに、創業に至っていないプランをブラッシュアップし、創業に結びつけてもらうために専門家の派遣等により支援を行う。

成果・課題	<p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美作地域コミュニティビジネスプラン・コンテストの開催 14プランの応募があり、書類審査を経て、8プランを対象に最終審査（公開プレゼンテーション審査）を実施。最優秀賞（1プラン）、優秀賞（2プラン）、奨励賞（2プラン）及びみんなで作る財団おかやま賞（1プラン）を選定した。 ・創業状況調査及び創業に向けたフォローアップ事業 過去のビジネスプランコンテスト1次審査通過者に対し、応募した事業のフォローアップを目的としたアンケート調査を実施。その回答者（10者）に対し、フォローアップ事業として専門家を派遣し課題解決及び創業の支援を行った。（岡山県産業振興財団へ委託） <p>○課題等</p> <p>創業しても、多くの事業者が「販路開拓」や「情報発信（広報）」という部分が弱く、共通の課題となっている。また、フォローアップ事業を行う中でも、個々の事業者で新たな課題（事業計画、販売戦略等）が見つかるなど、専門家派遣を望む声は多い。</p>
-------	---

No.16

事務事業名		地域活力創出推進事業 【美作県民局】地域に広がれ！鳥獣対策連携モデル事業
事業概要	事業対象者	鳥獣被害地域の住民等
	事業の目的	鳥獣害対策モデル実証の実施等により、鳥獣害対策を推進する。
	事業の内容	兵庫県・鳥取県や複数市町村と連携体制をとり、合同研修会の実施や情報共有などを行うとともに、鳥獣害対策のモデル実証として、集落点検や防護柵設置等を実施し、さらにはモデル活動の成果を他地域へ普及拡大する。

成果・課題	<p>以下の事業を行った。</p> <p>【広域連携事業】 兵庫県・鳥取県と情報交換を行い、10月のシカ捕獲強化で合意し捕獲数増を図った。また事業連携を目指して、兵庫県・鳥取県との3県合同研修会(2/14)を鳥取県で開催した。市町村連携においては、隣接市町村での連携捕獲の協議を進めたが合意に至らなかった。</p> <p>【地域ぐるみモデル事業】 市町村等の関係機関と協議の上、集落ぐるみで4地区、サル被害対策で1地区をモデル地区として、被害対策マップの作成や防止柵の設置、専門家を招いての現地研修などを実施し、隣接集落を含めた被害対策の実証に取り組んだ。</p> <p>○課題等 広域連携事業については、被害防止対策の連携を図る。また、モデル地区を設置し連携捕獲を行う。また、市町村や集落代表者を対象としたシカ指導員育成研修を実施したところ好評だったので、捕獲実務に重点を置いた研修会を開催予定である。地域ぐるみモデル事業については、モデル地区を設置し、隣接集落が協力して被害対策を進めるような体制作りの普及を目指すこととしている。</p>
-------	---

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	-	45,091	46,580	43,833	従事職員数（人）	0.4
実績事業費	-	43,491	43,380	43,033	①【職員数】 1人 ②【主な業務名と算定業務量】 ・各県民局との調整及び取りまとめ…0.4人	
概算人件費	-	1,600	3,200	800		
予算事業費	-	45,000	45,000	45,000		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	取組事業数	単位	事業	2018年度目標値	2018年度実績値
				17	16
指標とした理由	県民局が自ら事業を企画し、多様な主体と連携して計画的に地域づくりに取り組むことが本事業の主旨であるため。				
指標の設定方法	当該年度に3県民局で取り組んだ事業の合計数とした。				
指標の測定方法	実績報告により事業数を把握する。				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	各県民局において、それぞれの資源や地域性を生かした幅広い取組がなされ、全体で16事業が実施された。		B 3 (総合評価)
効率性	地域の現状と課題を踏まえ、各県民局が主体となって事業を企画し、地域性を生かして効率的に事業を実施している。		
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	県民局が新晴れの国おかやま生き生きプランの地域別構想を踏まえ、事業を実施するものであり、各事業の有効性を考慮し、翌年度の継続を判断した。	
	見直しの内容		
	2019年度	上記趣旨を県民局に周知した上で、県民局長の裁量の下で適正な事業実施を依頼した。	
2020年度	上記趣旨を県民局に周知した上で、県民局長の裁量の下で適正な事業実施を依頼した。		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			年度	2018	2019
	2		目標値	-	-
			実績値	-	-
			年度	2018	2019
	3		目標値	-	-
			実績値	-	-
関連する事務事業	中山間地域等活力創出応援事業（集落再編支援事業を除く）				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	
-------------------------------	--

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である各事業に係る支出負担行為決議書、請求書、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【意見】事業目標について

当該事業は取りまとめ役となる県民生活部中山間・地域振興課で予算取りした上で

県民局（備前県民局、備中県民局、美作県民局）に均等に配分し、各県民局が新晴れの国おかやま生き生きプランの地域別構想を踏まえ、中山間地域の活力創出に寄与する事業を計画し、実行しているものである。

本事業の事業目標は取り組んだ事業数となっており、平成30年度においては目標値17事業に対し、3県民局で計16事業が計画され、新晴れの国おかやま生き生きプランの地域別構想を踏まえた事業が実行された。

ここで事業目標となっている事業数は、例えば目標を達成しようと事業規模を小さくし、事業数を増やせば達成可能な指標であるが、実態は各県民局が必要な事業を選定すると概ね目標の事業数となっているに過ぎない。

本来、事業目標は限られた予算の中で効率的に事業を行い、その達成度を測るものであるから、事業数を事業目標とすることは適切とは言えない。

例えば、平成30年度に実施した16事業の中にある、販路開拓支援事業であれば、支援事業者数や、成立した商談件数などが考えられ、コミュニティビジネス推進事業であれば、新規ビジネスプランの応募件数などが事業目標として適切と考えられる。

No.18 電気自動車等普及促進事業(担当課:環境文化部新エネルギー・温暖化対策室)

1. 事務事業の概要(事務事業調査シートより)

担当部課室	環境文化部 新エネルギー・温暖化対策室	開始事業年度	2016年度以前
事務事業名	電気自動車等普及促進事業	終了予定年度	2021年度以降
重点戦略	Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造		
戦略プログラム	快適な生活環境保全プログラム		
施策名	【重点】地球温暖化防止に向けた省エネルギー社会実現への取組の推進		
事業概要	事業対象者	県民、市町村、公共的団体、民間法人等	
	事業の目的	EV(電気自動車)等の普及拡大を図る。	
	事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・EV、PHEV及びFCVの展示・試乗会を開催する。 ・業務用車両としてEV等を導入する法人等への補助を実施する。 ・県内に急速充電設備を設置する法人等への補助を実施する。 	
成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・展示・試乗会は来場者総数4000人(推定)、試乗には205人の参加があり、普及啓発に一定の効果があつた。 ・業務用車両20台(予算20台)に対して、補助を行った。 ・急速充電設備の設置について、1件補助を行った。 		

2. 事務事業の金額推移(事務事業調査シートより)

事務事業の金額(千円)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	5,880	9,622	11,689	23,502	従事職員数(人)	0.5
実績事業費	1,880	5,622	7,689	19,502	①【職員数】 1人 ②【主な業務名と算定業務量】 ・展示・試乗会の開催0.2 ・業務用車両・急速充電設備の補助0.2 ・その他0.1	
概算人件費	4,000	4,000	4,000	4,000		
予算事業費	2,300	6,322	8,040	21,384		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし					

3. 2019年度事務事業評価(事務事業調査シートより)

事業目標(指標名)	電気自動車等の普及台数	単位	台	2018年度目標値	2018年度実績値
				1,815	2,188
指標とした理由	EV等の普及拡大に向けて適切な指標であるため。				
指標の設定方法	県内のEV等について、毎年度600台程度の増加を目指す。				
指標の測定方法	中国運輸局岡山運輸支局、軽自動車検査協会岡山事務所、一般財団法人自動車検査登録情報協会が集計・公表するEV等の登録車両台数を取りまとめる。				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	2017年度に引き続き、くらし安全安心課と共催した展示・試乗会は、来場者が大幅に増加し、EV等の普及啓発を広く行うことができた。 業務用車両補助により、EV等の普及促進を図ることができた。 急速充電設備の設置補助により、充電環境の整備を図ることができた。		A 4
効率性	充電環境の整備とEV等の普及促進を併せて実施することにより、普及拡大を図った。		B
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	運輸部門における温室効果ガスの排出抑制を図るには、EV等への転換を一層促進する必要があるため。	
	見直しの内容		
	2019年度	急速充電設備に加え普通充電設備も補助対象とし、充電環境の充実を図る。	
2020年度	展示会に替えて、県民等にEV等を一定期間貸し出し、試乗した感想をSNS等で発信してもらう試乗モニター事業を実施。		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	電気自動車等の普及台数 (単位：台…監査人追記)	年度	2018	2019
			目標値	1,815	2,430
			実績値	2,188	2,852
	2		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
3		年度	2018	2019	
		目標値	-	-	
		実績値	-	-	
関連する事務事業	環境基本計画推進費				
	事業者の自主的対策サポート事業				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	地球温暖化対策の一環として、多くの都府県でEV等の普及に係る目標値を設定し、展示会や試乗会等の普及啓発事業を実施している。また、多くはないが、業務用EV等の導入や充電設備の整備への支援を行っているところもある。
-------------------------------	---

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合规性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である補助金の交付実績一覧、補助金の額の確定の決裁書、支出負担行為決議書、支出命令書、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【意見】事務事業調査シートにおける予算数値の記載について

事務事業調査シートに記載されている2018年度の「予算事業費」の8,040千円は、補正予算の金額となっている。当初予算は18百万円であったが、急速充電設備設置の補助をする事業が計画より少なかったため、減額したとのことである。

事務事業調査シート上、補正予算の金額を記載することにより、事業が当初の予定どおり順調に進捗したように見えている。

事務事業調査シートの「予算事業費」には当初予算を記入するか、追加で記載し、事業の進捗状況がわかるようにすることが望ましい。

No.19 空き家等除却支援事業（担当課：都市局建築指導課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	都市局 建築指導課	開始事業年度	2016年度以前
事務事業名	空き家等除却支援事業	終了予定年度	2020年度
重点戦略	Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造		
戦略プログラム	快適な生活環境保全プログラム		
施策名	【推進】空き家の適正管理、利活用の推進		
事業概要	事業対象者	保安上危険となるおそれがある空き家等	
	事業の目的	除却された状態にする	
	事業の内容	保安上危険となるおそれがある空き家等について、除却工事を行う所有者等を対象に、市町村が行う補助事業の経費の一部を負担、及び市町村が所有者等から寄付を受けた空き家等を自ら除却する場合に、市町村の経費の一部を負担する。	
成果・課題	20市町村で補助制度が創設され、県内の著しく保安上危険となるおそれのある空き家等の適切な除却180件が進み、空き家の除却に対する意識向上にも繋がった。今後も市町村の取組にバラツキが生じないように、岡山県空家等対策推進協議会を通じ、市町村へ除却補助制度創設の働きかけ等を行うことが必要であり、空き家の除却を促進するため、市町村からの除却補助要望にできる限り対応していく等、市町村を一層支援する必要がある。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	18,493	25,940	37,545	37,528	従事職員数（人）	0.4
実績事業費	15,293	22,740	34,345	34,328	①【職員数】1人 ②【主な業務名と算定業務量】 空家等対策の推進に関すること (0.4人)	
概算人件費	3,200	3,200	3,200	3,200		
予算事業費	23,118	26,000	38,000	39,000		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	特になし					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	空き家等の除却件数	単位	件/年	2018年度目標値	2018年度実績値
				130	180
指標とした理由	空き家等の除却補助を行う市町村に対する県補助事業であるため				
指標の設定方法	補助創設初年度の実績が91件であり、毎年20件の増加見込みで設定				
指標の測定方法	市町村からの実績報告書による				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	実績値が目標値の100%以上であり、達成度は高い。		A
効率性	県関係課、市町村及び関係団体等で構成する岡山県空家等対策推進協議会において補助制度創設や空き家除却の必要性を周知しながら推進し、昨年度までに20市町村が補助制度を創設したこと、また除却補助事業で空き家が除却されることが直ちに危険な空き家問題の解消に繋がることから効率性は高い。		B
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	4 (総合評価)
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策特別措置法において、県は市町村への情報提供、技術的助言に努めるとともに、財政上の措置を講ずるとされており、継続して市町村を支援する必要がある。 ・また、事業創設（2018年度）以降、実績及び補助制度創設市町村数が年々増加していること並びに除却を行うことで直ちに危険な空き家問題の解消に繋がることから事業継続を判断した。 	
	見直しの内容		
	2019年度	特になし	
2020年度	当初予算の拡充（26,000千円→36,000千円）、行政代執行・略式代執行に対する補助創設		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	-	年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
成果指標	2	-	年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
成果指標	3	-	年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
関連する事務事業	空き家利活用支援事業				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	14都県（R1.6月時点）で同様の事業を行っている。
-------------------------------	----------------------------

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である補助金の額の確定の決裁書、支出負担行為変更決議書、支出命令書、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【意見】事業目標について

事業目標は空き家等の除却件数としており、2017年度実績の110件から、毎年20件ずつの増加を見込み、2018年度は130件、2019年度は150件としている。これに対して実績は、2018年度は180件、2019年度は173件と、目標を大幅に超えて達成している。

しかし、この状況から、本来はこれ以上のニーズがあり、事業規模が小さすぎる可能性も考えられる。

これを適切に評価するには、除却が必要な空き家等がどのくらいあるかを把握し、その内、この事業によりどのくらい除却できたかを目標とすることが望ましい。

ただし、除却が必要な空き家等を、各市町村で同じレベルで判断するのは難しいと思われるので、例えば特に危険で問題がある「特定空家等」の把握から実施することが考えられる。

No.20 空き家利活用支援事業（担当課：都市局住宅課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	都市局 住宅課	開始事業年度	2016年度以前
事務事業名	空き家利活用支援事業	終了予定年度	2020年度
重点戦略	Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造		
戦略プログラム	快適な生活環境保全プログラム		
施策名	【推進】空き家の適正管理、利活用の推進		
事業概要	事業対象者	市町村及び空き家の課題を抱える地域住民	
	事業の目的	市町村の空き家対策の取組みを促進する。	
	事業の内容	市町村と連携し空き家対策に関心の高い地域を支援する「市町村空き家対策モデル地区事業」や、空き家の適正管理、利活用に関する専門的知識を持った建築士等の派遣を行う「空き家コンシェルジュ派遣事業」により市町村への支援などを行い、空き家の適正管理、利活用を推進する。	
成果・課題	空き家対策に関心の高い地域において4地区のモデル地区を選定し、地域住民による空き家の利活用に関する取組みを支援した。また、市町村の主催する空き家相談、セミナー等の相談員等として、空き家コンシェルジュである建築士を15回、司法書士を3回、宅建士を3回派遣した。引き続き、本事業の活用が図られるよう県から事業内容の説明に努め、市町村の空き家対策を支援する。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	5,799	5,494	6,578	8,205	従事職員数（人）	0.4
実績事業費	2,599	2,294	3,378	5,005	①【職員数】 1人 ②【主な業務名と算定業務量】 ・空き家利活用に係る市町村支援0.2×1人 ・各種調査・問合せ等への対応0.2×1人	
概算人件費	3,200	3,200	3,200	3,200		
予算事業費	5,100	5,100	5,169	5,177		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	空き家利活用支援事業を活用した市町村数	単位	自治体	2018年度目標値	2018年度実績値
				17	15
指標とした理由	市町村の空き家対策への取組に温度差があり、より多くの市町村の取組みを促進する必要があるため。				
指標の設定方法	事業最終年度（2020年）までに概ね8割程度の市町村が事業を活用することを目標として設定している。				
指標の測定方法	本事業を活用した市町村数による。				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価	
達成度	市町村空き家対策モデル地区事業や空き家コンシェルジュ派遣事業を活用した市町村数が増加し、県内市町村の半数以上が本事業を活用した。		B	(総合評価) 3
効率性	市町村が参加する空家等対策推進協議会や研修会等において、市町村空き家対策モデル地区事業や空き家コンシェルジュ派遣事業の活用事例の説明や資料提供等を行うことで効率的な事業活用を図った。また、モデル地区事業については、新たにNPO法人の参加を促すことにより、市町村・住民の積極的な活動につながった。		B	
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由		
	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策特別措置法において、県は市町村への情報提供、技術的助言に努めるとともに、財政上の措置を講ずるとされており、継続して市町村を支援する必要があるため。 ・また、コンシェルジュ事業の創設(2016年度)以降、実績市町村数が年々増加していること、及び継続して市町村から派遣要望があることから、事業継続を判断した。 		
	見直しの内容			
	2019年度	特になし		
2020年度	特になし			

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1		年度	2018	2019	
			目標値	-	-	
			実績値	-	-	
	2	-		年度	2018	2019
				目標値	-	-
				実績値	-	-
3	-		年度	2018	2019	
			目標値	-	-	
			実績値	-	-	
関連する事務事業	空き家等除却支援事業					

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	本県と同様に専門家の派遣を実施している自治体がある。（※R1.7月時点で10自治体）
-------------------------------	--

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合规性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である平成30年度空き家利活用支援事業業務委託仕様書、見積書、契約締結伺、業務委託契約書、再

委託承諾願、業務完了報告書、支出負担行為変更決議書、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【意見】事業目標について

当該事業の事業目標は、空き家利活用支援事業を活用した市町村数としている。これは空き家対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に全面施行されているものの、空き家問題に対する市町村の取組には温度差があり、そうした市町村を支援する県の立場から、事業目標を「事業を活用した市町村の数(累積値)」と設定したものであり、趣旨は理解できる。

しかし、平成30年度の本事業を活用している市町村を見ると偏り(空き家コンシェルジュ派遣事業として合計16件の利用があるが、そのうち1つの市町村からの利用が10件を占めている)があり、事業の実施が評価(事業目標)に必ずしも結び付いていない。

当事業の推進により、空き家支援事業の実績が積み重なり、結果的に支援事業を活用した市町村数が増加すると考えられるが、上述した通り空き家問題に対する市町村の取組には温度差があるため、当事業を活用する件数が増加しても、仮に同じ市町村ばかりが活用した場合は「事業を活用した市町村の数」は増加せず、当事業が評価されないことにつながることから、当支援事業の活用件数等、事業の活動実績を適切に測る事業目標を検討すべきと考えられる。

(2)【意見】再委託について

当該事業は、岡山県住宅リフォーム推進協議会を委託先として、4,999千円の業務委託契約を締結している一方で、業務の一部、金額にして2,778千円の業務について特定非営利活動法人みんなの集落研究所を委託先として再委託を行っている。

上記岡山県住宅リフォーム推進協議会と県との委託契約は随意契約により締結されているが、随意契約によっている理由は、随意契約ガイドラインの運用基準第3第2号(3)「業務遂行上の経験、知識などを特に必要とし、業務に精通した者に業務を行わせる必要がある場合」に該当するため、となっている。

再委託については、委託契約上は第8条但し書きに記載の通り、県の承諾があれば可能であるが、そもそも当事業を岡山県住宅リフォーム推進協議会に随意契約により委託している理由が上記に記載の通りであるのであれば、業務委託費の50%超を占める業務内容の再委託が行われる理由が不明となる。

随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結した委託先が“大部分の”業務を再委託のないよう留意するとしているが、当業務の場合、“過半の”業務を再委託している。業務をより迅速に行うため、業務委託費の一部を再委託することは認められるが、随意契約理由(「業務遂行上の経験、知識などを特に必要とし、業務に精通した者に業務を行わせる必要がある場合」)に鑑みて、随意契約ガイドラインの慎重な適用が求められる。

No.21 アートで地域づくり実践講座事業（担当課：環境文化部文化振興課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	環境文化部 文化振興課	開始事業年度	2017年度
事務事業名	アートで地域づくり実践講座事業	終了予定年度	2020年度
重点戦略	Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造		
戦略プログラム	生きがい・元気づくり支援プログラム		
施策名	【重点】文化とスポーツの力を活用した地域の活性化		
事業概要	事業対象者	地域活性化を目指す意欲ある県民	
	事業の目的	集客力や収益性のあるアートイベント等を展開できるようにする。	
	事業の内容	地域活性化を目指す意欲ある県民を対象に、集客力や収益性のあるアートイベント等を展開するための企画力、コーディネート力、広報技術などのスキルを備えるため、実際にイベントの企画・実施を通してノウハウを習得してもらう講座を開催する。	
成果・課題	アートイベントを開催するための企画力・コーディネート力の養成を目的として、座学及び実践のアートイベントを企画する講座を実施した。また、受講を終了したキーパーソンによる自主的なアートイベントが開催されるなど、キーパーソンの活動が県内各地に広がっている。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	-	10,239	9,766	10,050	従事職員数（人）	0.6
実績事業費	-	5,439	4,966	5,250	①【職員数】 1人 ②【主な業務名と算定業務量】 ・講座に係る準備・まとめ 0.5 ・その他0.1	
概算人件費	-	4,800	4,800	4,800		
予算事業費	-	6,081	6,015	6,076		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	特になし					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	講座を修了した受講生の数	単位	人	2018年度目標値	2018年度実績値
				22	14
指標とした理由	地域にある文化素材を生かして、集客力のある企画やコーディネートができるキーパーソンを育てることが目的であるため。				
指標の設定方法	アートで地域づくり実践講座を修了した受講生の数				
指標の測定方法	アートで地域づくり実践講座に一定回数参加し、講座を修了したと認められる受講生の数				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	修了した受講生数は目標値をやや下回ったものの、座学・実証アートイベント・振り返り講座等を通じて、地域の文化素材等を生かした魅力あるアートイベントの企画やコーディネートができるキーパーソンのスキルを磨き育成した。		C
効率性	講師選任時に負担軽減等を考慮し、アート専門2名、芸術美術振興専門の有識者1名を配置するなど、アートイベント開催のノウハウをスムーズに伝達することにより、受講生の実践的な企画力や実行力等を向上させるとともに、アートイベント開催時に過去の受講生にも参加してもらおうなど、受講生同士のネットワーク化を図った。		A
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	受講修了生らによる自主的なアートイベントが開催されるなど、キーパーソンの活動が徐々に県内各地に広がっているから。	
	見直しの内容		
	2019年度	過去の受講生にも講座を受講させる機会を設け、情報交換を行う等、受講生同士のネットワーク化を図った。	
2020年度	最終年度であることから、講座で蓄積されたノウハウをテキスト化することとしている。 (講座自体は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止。)		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	「普段の生活の中で、芸術・文化、スポーツ等を実践したり、観て楽しめる地域になっている」と感じている人の割合 (単位：%…監査人追記)	年度	2018	2019
			目標値	37	38
			実績値	29	40
	2		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
3		年度	2018	2019	
		目標値	-	-	
		実績値	-	-	
関連する事務事業	芸術文化育成・支援事業				
	トップクラブチームサポーター拡大事業				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	愛知県（愛知県文化振興事業団）：アートマネジメント講座&劇場インターンシップ（舞台芸術、劇場運営のみ） 鳥取県（鳥取大学地域学部芸術文化センター）：地域を知り、地域で実践するアートマネジメント講座 大阪府豊中市（豊中市立文化芸術センター）：とよなかARTSワゴン
-------------------------------	---

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当

性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である予算事業費の積算内訳、「アートで地域づくり実践講座実行委員会予算管理簿」、請求書、領収書、事務分掌調査票、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

当該事業の「効率性」に関する評価について、第4に記載以外は特になし。

No.22 オリンピアン・パラリンピアン育成事業(担当課:環境文化部スポーツ振興課)

1. 事務事業の概要(事務事業調査シートより)

担当部課室	環境文化部 スポーツ振興課	開始事業年度	2016年度以前
事務事業名	オリンピック・パラリンピアン育成事業	終了予定年度	2020年度
重点戦略	Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造		
戦略プログラム	生きがい・元気づくり支援プログラム		
施策名	【重点】東京オリンピック・パラリンピック等を通じた地域活力の醸成		
事業概要	事業対象者	東京オリンピック・パラリンピックで実施される競技の県内競技団体から推薦された、将来の日本代表が見込まれるトップアスリート及びトップレベルの指導者	
	事業の目的	一人でも多くのオリンピック・パラリンピック選手の輩出とオリンピック・パラリンピック選手の育成に必要な指導力の向上を図る。	
	事業の内容	将来の日本代表選手を対象として強化選手に指定し、トレーニング施設の利用やコンディショニングに要する費用、海外遠征費等を補助する。また、指導者の研修に係る旅費を補助する。	
成果・課題	29名の選手を指定し、10名が日本代表選手、2名が日本代表候補選手、7名がアンダーカテゴリー日本代表選手になるなど、世界を舞台に活躍した。また、16名の指導者を指定し、海外や国内のトップチーム・指導者の指導法、戦術等を学んだ。		

2. 事務事業の金額推移(事務事業調査シートより)

事務事業の金額(千円)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	11,483	9,818	11,356	12,594	従事職員数(人)	0.3
実績事業費	9,083	7,418	8,956	10,194	①【職員数】1人 ②【主な業務名と算定業務量】 ・トップアスリートサポート0.1 ・指導者サポート0.1 ・パラリンピアン講習会等への派遣0.12	
概算人件費	2,400	2,400	2,400	2,400		
予算事業費	9,212	8,935	11,501	11,539		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	国際大会で活躍した選手数	単位	人	2018年度目標値	2018年度実績値
				9	17
指標とした理由	オリンピック・パラリンピック代表選考に、国際大会の実績が参考にされることが多いため				
指標の設定方法	スポーツ特別顕彰、岡山県トップアスリート賞栄誉賞を受賞した本県ゆかりの選手、団体数				
指標の測定方法	関係スポーツ表彰実施要綱・審査及び推薦基準等による県内競技団体への調査				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価	
達成度	強化指定選手の8割近くが国際大会に出場し、第18回アジア競技大会では2名のメダリスト、2018アジアパラ競技大会では3名のメダリスト、世界選手権では1名の金メダリストを輩出した。		A	(総合評価) 5
効率性	県内競技団体と連携して、海外遠征やコンディショニングなど、強化指定選手の個人個人のニーズに合わせた支援を行うことで、大きな成果が得られた。		A	
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由		
	継続	本県から一人でも多くのオリンピック・パラリンピアンを輩出し、本来の競技力強化につなげることを目的とした事業であり、東京オリンピック・パラリンピックの日本代表選手の決定まで事業継続して、はじめて成果が確保できるものであるため。		
	見直しの内容			
	2019年度			
2020年度				

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	ナショナルチームキャンプ等誘致実績 (単位：件…監査人追記)	年度	2018	2019
			目標値	9	15
			実績値	22	34
成果指標	2	東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの件数 (単位：件…監査人追記)	年度	2018	2019
			目標値	800	1,200
			実績値	618	981
成果指標	3		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
関連する事務事業	文化芸術アソシエイツ事業				
	アーティスト滞在・交流事業				
	オリンピック等キャンプ誘致推進事業				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	
-------------------------------	--

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑であるオリンピック・パラリンピアン育成事業実施要項、支出負担行為決議書、支出命令書、平成30年度補助金等交付申請書、平成30年度オリンピック育成事業強化指定選手一覧、平成30年度オリンピック育成事業 請求書、旅費計算書兼請求書、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

当該事業の「効率性」に関する評価について、第4に記載以外は特になし。

No.23 DV対策（担当課：県民生活部男女共同参画青少年課）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	県民生活部 男女共同参画青少年課	開始事業年度	2016年度以前
事務事業名	DV対策	終了予定年度	設定なし
重点戦略	Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造		
戦略プログラム	生きがい・元気づくり支援プログラム		
施策名	【推進】 「男女が共に輝くおかやまづくり」の推進		
事業概要	事業対象者	県民 DV被害者	
	事業の目的	DVへの認識を深め、男女間のあらゆる暴力を許さない社会を目指す DV被害者の自立を図る。	
	事業の内容	市町村DV防止基本計画策定に向けての情報提供や休日電話相談事業（日・祝・年末年始）、自立に向けた支援を行うステップハウス提供事業、DV被害者が同伴する子どもに対する学習等の支援を行うDV被害者の子どもサポート事業など、各種事業を行う。	
成果・課題	新たに鏡野町がDV防止基本計画を策定した。引き続き、未策定の町村に対し個別に働きかけを行う。 DV被害者の休日電話相談、自立支援等事業の委託先の変更があったが、委託先の民間団体がスムーズに事業に取り組めるよう連携した。 また、医療関係者向けのDV被害者対応ガイドラインを改定した。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	16,706	16,244	18,431	15,175	従事職員数（人）	0.8
実績事業費	10,306	9,844	12,031	8,775	①【職員数】 1人	
概算人件費	6,400	6,400	6,400	6,400	②【主な業務名と算定業務量】	
予算事業費	10,872	11,634	12,366	8,775	・DV被害者等相談自立支援充実事業・DV基本計画の進行管理等に関すること 0.3	
補助金の状況	-	-	-	-	・広報・意識啓発事業等に関すること 0.3	
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし				・その他 0.2	

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	DV防止基本計画策定市町村数	単位	市町村	2018年度目標値	2018年度実績値
				25	25
指標とした理由	市町村がDV防止基本計画を策定することで、啓発から被害者支援までの取組を進めることとなるため。				
指標の設定方法	DV防止基本計画の策定の有無				
指標の測定方法	年度末時点での策定の有無により確認				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	DV防止基本計画策定は25市町村であった。		A (総合評価)
効率性	DV被害者の相談、自立支援充実事業については、新しい委託先と連絡を取り合い、効率的に実施できるように連携した。 医療関係者向けのDV被害者対応ガイドラインは、医師会、歯科医師会等の意見を聞き、写真の活用など医療関係者が活用しやすい構成とした。		B 4
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	県下広域で展開するDV被害者に対する事業として、休日等の電話相談及びDV被害者が自立した生活を始めるまでの期間、安全に生活出来る住環境（ステップハウス）の提供やDV被害者の子どもへのサポートするなどの事業は、引き続き必要である。	
	見直しの内容		
	2019年度	「DV被害者等相談・自立支援充実事業」委託初年度に係る経費（864千円）の減額。「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発事業費（641千円）を削減。医療関係者向けDV被害者対応ガイドラインの改訂に係る経費（1,617千円）を削減。	
2020年度	DV被害者等相談・自立支援充実事業の実施及び、地域で活動するDV被害者サポーターや民間団体等の被害者支援のための事業は継続して行う。		

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	年度	2018	2019
		目標値	-	-
		実績値	-	-
成果指標	2	年度	2018	2019
		目標値	-	-
		実績値	-	-
成果指標	3	年度	2018	2019
		目標値	-	-
		実績値	-	-
関連する事務事業	男女共同参画ゼミナール事業			
	ウィズカレッジ事業			

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	他県においても休日電話相談事業、ステップハウスの提供事業、啓発事業などが実施されている。
-------------------------------	--

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である事業実施伺、業務仕様書、DV被害者等相談・自立支援充実事業の積算根拠資料、見積書、事業

計画書、支出計画書、契約締結伺、委託契約書、事業完了報告書、支出負担行為決議書、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【意見】委託契約について

当該事業の2018年度実績事業費12,031千円のうち、9,078千円がDV被害者等相談・自立支援充実事業として委託業者に支払われている。委託契約書によれば、委託期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日まで(第2条)となっており、単年度契約となっている一方で、事業実績報告書に添付されている支出内訳書を見ると、ステップハウス提供事業として、敷金167千円のほか、消耗備品681千円(生活用品・家具)が計上されている。

当該ステップハウス提供事業とは、DV被害者等が一時的に居住できる生活用品を備えたステップハウスを整備・管理しDV被害者等への支援を行うものであるが、敷金や生活用品・家具等は事業開始初年度に必要となる支出であるものの、複数年度に渡って使用あるいは償却すべきものである。

費消されない支出(例えば、敷金のように返還される支出)を経費として認めてしまうと、仮に当事業を継続し、翌事業年度に別の事業者と契約する場合、初年度経費が再度必要となる可能性がある。したがって、単年度契約を前提とするのであれば経費として認める範囲を単年度内に費消される支出に限定するか、複数年度契約を検討するか、又は事業者が変更する場合であっても、物品を継続して使用させることができる仕組みを取り入れるべきであると考えられる。

(2)【意見】支出内訳書について

当該事業の事業実績報告書に添付されている支出内訳書には、公認会計士への会計監査委託料負担分として151千円が計上されているが、県は当該会計監査の対象となった計算書類や監査報告書を入手していない。

会計監査委託料を支出経費として認めるのであれば、当該会計監査の対象となった計算書類や監査報告書を提出させ、上記支出内訳書との整合性を確かめることは当事業に支出した委託料が適切に使用されたことを確かめることにつながり、必要であると考えられる。

No.24 首都圏アンテナショップ事業（担当課：産業労働部マーケティング推進室）

1. 事務事業の概要（事務事業調査シートより）

担当部課室	産業労働部マーケティング推進室	開始事業年度	2014年度以前
事務事業名	首都圏アンテナショップ事業	終了予定年度	設定なし
重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造		
戦略プログラム	情報発信力強化プログラム		
施策名	【重点】首都圏アンテナショップを活用したマーケティング強化		
事業概要	事業対象者	岡山県	
	事業の目的	認知度向上、ブランドイメージの確立	
	事業の内容	アンテナショップにおいて、県産品の販売やテストマーケティングの実施、県産食材を活用した飲食の提供、観光や移住に関する情報提供や相談対応、催事スペースの貸出、首都圏進出に取り組む県内企業への活動拠点の提供等を行う。	
成果・課題	2018年度は、前年度並みの約50万人の入館者を確保し、前年を超える売上をあげるなど安定的な運営を行うとともに、県産品の販路開拓や情報発信に努めることにより、本県の認知度向上を図った。さらなる成果の拡大のため、郷土色豊かな飲食メニューや商品の充実、外国人観光客への対応強化など、より魅力ある店舗づくりに取り組む必要がある。		

2. 事務事業の金額推移（事務事業調査シートより）

事務事業の金額（千円）	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	137,927	136,668	136,668	134,472	従事職員数（人）	2.8
実績事業費	115,527	114,268	114,268	112,072	①【職員数】 3人 ②【主な業務名と算定業務量】 ・鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会業務 2.0 ・本庁対応業務（議会・予算等） 0.8	
概算人件費	22,400	22,400	22,400	22,400		
予算事業費	115,527	114,268	114,268	117,237		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし					

3. 2019年度事務事業評価（事務事業調査シートより）

事業目標（指標名）	全国における本県の認知度	単位	順位	2018年度目標値	2018年度実績値
				25	27
指標とした理由	民間シンクタンク調査による47都道府県の認知度の全国順位であるため。				
指標の設定方法	2016年時点で全国順位31位であり、2020年を20位以内に目標を設定。				
指標の測定方法					

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価
達成度	入館者（約50万人）や売上（3億7千万円超）など前年度並みの安定的な水準を維持できた。販路開拓（29件）や首都圏マスコミへの露出（138件）など、首都圏における総合的な情報発信拠点としての効果も現れている。		A 4 B
効率性	立地の利便性や常設型店舗といった強みを活かし、年間を通じた情報発信や販路開拓を図ることができた。		
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由	
	継続	5年を一区切りとした店舗や受託業者との契約更新を前に、それまでの実績を踏まえ、さらなる販路開拓や情報発信に向けた取組を行うため。	
	見直しの内容		
	2019年度	開設5年目を機に、ショップをリニューアルし、新たにコワーキングスペース、移住・しごと相談コーナーを設置	
2020年度			

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	全国における本県の認知度 （全国順位…監査人追記）	年度	2018	2019
			目標値	25	22
			実績値	27	40
成果指標	2	県民等の本県への愛着度 （全国順位…監査人追記）	年度	2018	2019
			目標値	24	20
			実績値	22	18
成果指標	3		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
関連する事務事業	県産品競争力強化事業 首都圏情報発信協働事業 首都圏向け知名度向上強化事業				

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	東京都内に44道府県のアンテナショップが設置（一般社団法人 地域活性化センター 2019年度 自治体アンテナショップ実態調査）
-------------------------------	---

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合規性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である鳥取県及び岡山県による共同アンテナショップの開設に関する協定、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ物販店舗運営業務委託契約書、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ飲食店舗運営業務委託契約書、首都圏アンテナショップ実績報告書（岡山県議会産業労働警察委員会資料）、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

(1)【意見】事業の達成度の評価について

当事業の事業目標は、「全国における本県の認知度」となっており、2018年度の目標値25位に対して実績27位であり、目標に及ばないため達成度Aは適切でない。達成度Aの評価とした理由について担当課にヒアリングしたところ、次の2点において問題が発見された。

- 1) 達成度は「全国における本県の認知度」の他、アンテナショップの入館者、売上高、販路開拓、マスコミへの露出などを総合的に判断して評価を行っている。
- 2) ただし、事務事業評価の上で目標値を設定しているのは「全国における本県の認知度」のみであり、それ以外の項目については目標値を定めていない。

上記は1)「行政評価の概要」に記載された事務事業評価の方法と異なっており、また2)は目標を設定していなければ客観的な評価は行えない点で問題となる。

(2)【意見】アンテナショップ事業の収支について

アンテナショップ事業を収支の観点から見れば、県からの支出である建物賃借料とアンテナショップ運営協議会への負担金に対して、県への収入である物販・飲食店舗両運営事業者からの売上高の5%に相当する納付金とコワーキングスペースや催事スペースの利用料では、県の実質負担は単年度で1億円超となっている。アンテナショップには、物販・飲食の収益部門以外に、情報コーナーや移住・しごと相談コーナーなど公的な機能もあり、収益だけでは賄いきれない部分もあるが、県の実質負担が少しでも減るよう、収入を増やす努力が必要である。

以下は各年度の収支（岡山県分）を時系列に並べたものである。

首都圏アンテナショップ事業 収支

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
支出	137,927	136,668	136,668	134,472
収入	17,760	18,274	17,891	14,816
納付金	8,860	8,792	8,740	7,692
ビジネスセンター	5,186	5,187	5,423	3,503
催事スペース	474	486	621	379
パンフレットラック	3,240	3,240	3,075	3,240
残余金	0	569	32	2

No.25 晴れの国おかやまファンクラブ会員獲得作戦(担当課:総合政策局公聴広報課)

1. 事務事業の概要(事務事業調査シートより)

担当部課室	総合政策局 公聴広報課	開始事業年度	2016年度以前
事務事業名	晴れの国おかやまファンクラブ会員獲得作戦	終了予定年度	2020年度
重点戦略	Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造		
戦略プログラム	情報発信力強化プログラム		
施策名	【重点】ポータルサイト等による魅力発信の推進		
事業概要	事業対象者	主に県外在住者	
	事業の目的	本県に興味を持ってもらい、岡山を応援してくれるファンを増やすとともに、会員の人的ネットワーク活用し、口コミで岡山の情報発信や拡散をねらう。	
	事業の内容	本県の観光やイベント情報、登録者による情報の投稿掲示板、プレゼント特典などを盛り込んだ登録制の「晴れの国おかやま応援サイト「もんげー部」」を活用し、県外在住者の協力を得ながら効果的な情報発信を行う。	
成果・課題	県特産品のプレゼント企画などにより、登録者数の増加を図ったが、目標値には届かなかった。今後、更なる会員獲得のため、話題性のある企画等を行っていく必要がある。		

2. 事務事業の金額推移(事務事業調査シートより)

事務事業の金額(千円)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2018年度概算人件費	
総コスト	3,646	4,253	4,253	4,283	従事職員数(人)	0.3
実績事業費	1,246	1,853	1,853	1,883	①【職員数】 1人 ②【主な業務名と算定業務量】 ・プレゼント企画等のサイト運営0.3	
概算人件費	2,400	2,400	2,400	2,400		
予算事業費	1,246	1,853	1,853	1,883		
補助金の状況	-	-	-	-		
実績事業費に含まれない主なコストと概算金額	なし					

3. 2019年度事務事業評価(事務事業調査シートより)

事業目標(指標名)	ファンサイトへの登録者数	単位	人	2018年度目標値	2018年度実績値
				6,000	3,670
指標とした理由	県外在住者への情報発信ツールとしての登録サイトは、本県への関心度を計る指標の一つであるため。				
指標の設定方法	旧プランのサイト登録者推移を勘案し、設定した。				
指標の測定方法	晴れの国おかやま応援サイト「もんげー部」登録者数				

評価項目	評価の内容及びその根拠		評価	
達成度	岡山県特産品のプレゼント企画などを行い、登録者数の増加を図ったが、目標値には届かなかった。		C	(総合評価) 2
効率性	インターネットを活用し、会員による情報発信を促進することができた。		B	
翌年度以降の事業実施の検討状況	継続の可否	費用対効果も踏まえて、そのように判断した理由		
	継続	8,400名もの登録会員がおり、サイトを活用して情報の共有や発信が活発に行われた。		
	見直しの内容			
	2019年度	サイトに岡山県出身の著名人のインタビュー記事やPR動画の掲載など、コンテンツを充実させるとともに、プレゼント企画を行い、登録者数の増加を図る。また、SNSとの連動により、プレゼント企画の告知や部員募集を行う。		
2020年度	スマホの普及により、Twitter、FacebookなどSNSでの情報発信や交流が主流になっていることから、双方を活用し、岡山ファンを増加させる。次年度に向け、県公式SNSを活用した情報発信や交流への移行を検討する。			

4. 成果指標と関連する事務事業（事務事業調査シートより）

成果指標	1	ファンサイトへの登録者数 (単位：人…監査人追記)	年度	2018	2019
			目標値	6,000	8,000
			実績値	3,670	5,002
	2		年度	2018	2019
			目標値	-	-
			実績値	-	-
3		年度	2018	2019	
		目標値	-	-	
		実績値	-	-	
関連する事務事業					

5. 他自治体の状況（事務事業調査シートより）

他の自治体で同様の事務事業を実施しているか（わかる範囲で）	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県飛騨市が平成28年に「飛騨市ファンクラブ」を立ち上げ（会員4,200名） ・福岡県が令和2年9月に「ふくおかファンクラブ」を立ち上げ
-------------------------------	---

6. 実施手続

県単費事業に関する事務の合规性、必要性及び妥当性、事務事業評価の仕組みの妥当性について検証するにあたり、担当課にヒアリングを実施し、関連証憑である事業実施伺、業務仕様書、見積書、契約締結伺、委託契約書、納品書、請求書、支出負担行為決議書、その他関連証憑を閲覧した。

7. 指摘事項及び意見

当該事業の「効率性」に関する評価について、第4に記載以外は特になし。

第6 . 包括外部監査の結果（まとめ）

岡山県では「新晴れの国おかやま生き生きプラン」を策定し、当該プランを総合的、効果的に推進するために、政策評価、施策評価及び事務事業評価の三層構造で行政評価を行い、必要な見直しや改善を行うためのPDCAサイクルを構築している。

県では平成29年3月に「岡山県行財政経営指針」を策定し、限られた資源を最大限に有効活用し、より効率的、効果的な行財政経営を目指しているところであるが、新型コロナウイルス感染症対応など新たな課題がでてくる中で、限られた資源を最大限有効活用することは、ますます重要になってくる。

本年度の包括外部監査では、県が実施する事務事業において、必要性をどのように考えたうえで業務を行っているかを検証し、さらに実施した事業について事後評価を適切に実施しているか等を監査した。

具体的には、25の県単費事業を抽出し、県単費事業に関する財務事務の合規性、合理性、事務事業評価の仕組みの妥当性の3つの着眼点に基づき検討を行った。

本文では、事業ごとに意見を述べているが、フルコストの適切な集計、仕様書の適切な設定、事業目標と効率性の評価基準の適切な設定の観点で取りまとめた。

フルコストの適切な集計

サンプルとした県単費事業には、フルコストの適切な集計がなされていない事業があった。具体的には、概算人件費の集計が適切でなかった事業や事業費の集計が網羅的に集計されていないと考えられる事業が識別された。

行政サービスの活動を正確にとらえるためには、関連するコストを網羅的かつ正確に把握する必要がある。これによって、行政サービスごとのコストの全体像が県民にわかりやすく示されるとともに、行政担当者のコスト意識が高まり、行政活動の効率化・適正化が期待されるからである。

事業の成果を適切に評価するためには、フルコストの網羅的かつ正確な把握が前提となることを理解し、網羅的・正確な集計に努めるべきである。

仕様書の適切な設定

サンプルとした県単費事業には、委託業務に関する仕様書において、OS（Operating System、基本ソフトウェア）の設定は示されていたもののサポート期間が満了しているバージョンとなっていたことでセキュリティ対策が不十分であり、また更新のための予定外の支出（ホームページのリニューアル）が必要となった事業があった。

仕様書は、事業目的が達成されるために不可欠の要件を示したものである。特に継続

的な事業の場合には、必要な更新が適切になされているかに留意する必要がある。

事業目標と効率性の評価基準の適切な設定

サンプルとした県単費事業には、事業目標の設定がなされていない事業、事業目標の達成にマッチしないと思われる目標設定がなされている事業があった。また、効率性の観点での事業評価において、評価基準があいまいな事業があった。

事業評価が、PDCA サイクルの一環で行われるものである。評価を適切に行うためには、その前提として事業目標が、事業の対象・手段・意図に照らして適切に設定される必要がある。

また、評価基準が適切に設定されないと評価が主観的になる。事業の効率性については、コスト削減の可能性をふまえ、手法の妥当性を評価する明確な評価基準を設定していく必要がある。

各事務事業においてコスト意識を適切に反映した適切な財務事務が遂行され、より効率的・効果的な行財政経営につながることを期待したい。

以 上

◎岡山県監査公表第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岡山県知事から令和元年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和三年三月二十六日

岡山県監査委員	小	林	義	明
岡山県監査委員	上	田	勝	義
岡山県監査委員	山	本	督	憲
岡山県監査委員	飛	山	美	保

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「試験研究機関及び関連機関における財務事務の執行及び管理運営について」

監査の結果等（要約）	措置状況
第2 包括外部監査の結果（総論）	
2. 各センター共通の意見	
(1) 研究活動管理事務	
【意見】調査研究計画書等における研究コストには、事業費及び常勤職員人件費以外の直接費用及び間接費用も含めるべきである。	
<p>「費用対効果」とは、ある費用（コスト）を消費したとき、どれだけ効果があるかということ測定する概念であり、逆に言えば、ある効果をあげるのにどれだけ費用（コスト）を消費したかを把握する概念ともいえる。研究活動に「費用対効果」という発想は馴染まないという考えもあるが、「限られた行政資源を有効に活用し、試験研究を効率的・効果的に推進するため」という岡山県の「試験研究評価に関する指針」の趣旨からしても「費用対効果」と無関係に研究活動を実施することはできないといえる。個々の研究成果の顛末を明らかにし、期待される成果はでたのか（効果面）、成果がでたのであれば費用（コスト）はそれに見合っているかどうか（費用面）を評価するために、まずは各研究の研究計画書等において、研究の費用（コスト）を適切に把握しなければならないと考える。</p> <p>企業会計審議会が設定した「原価計算基準」第1章原価計算の目的と原価計算の一般的基準3原価の本質において、「原価」は、経済価値の消費であり、経営において作り出された一定の給付に転嫁される価値であり、その給付にかかわらせて把握されたものとされている。また、企業会計審議会が設定した「研究開発費等に係る会計基準」2研究開発費を構成する原価要素では、研究開発費には、人件費、原材料費、固定資産の減価償却費及び間接費の配賦額等、研究開発のために費消されたすべての原価が含まれるとされている。</p> <p>この企業会計の考え方を参考にするならば、研究開発機関における費用（コスト）は、この研究成果に転嫁される価値であり、それを適切に評価しようとするならば、直接</p>	<p>地方自治体では、現金主義会計を基本としていることから減価償却費等間接経費の把握等には課題があるが、統一的な基準による地方公会計制度の取組や行政評価等その他の評価制度の状況も踏まえ、間接費用の適切な把握方法について研究してまいりたい。</p>

<p>原価のみならず、非常勤職員の人件費や当該研究のみに使用する機械設備の減価償却費などのその研究の直接費用（コスト）であるものについては当然のことながら、研究所建物等の共用資産の減価償却費や事務職員の給与などの間接費用（コスト）についても研究計画書等における予算の範囲に含めるべきである。</p>	
<p>(2) 支出及び契約事務</p>	
<p>【意見】物品以外の重要な修繕費の特命随意契約についても公表すべきである。</p>	
<p>現在、岡山県では、特命随意契約について、物品の修繕については100万円以上の契約が公表されているが、物品以外の建物等の修繕については、公表されていない。一般的に建物等の修繕の方が金額も大きく、重要な契約が多いと思われることから、同様に公表することが望まれる。</p>	<p>現行では、特命随意契約公表の対象としては、物品調達及び業務委託関係のみとなっているが、建物等の修繕についても公表すべきものと考えており、今後、その方法等について検討してまいりたい。</p>
<p>第4 包括外部監査の結果（各論）</p>	
<p>1. 環境保健センター</p>	
<p>(1) 研究活動管理事務</p>	
<p>【意見】情報化推進会議について、開催頻度等あり方を再検討すべきである。</p>	
<p>情報化推進会議について、要綱には「原則として1ヶ月に1回の会議を行う。」こととなっているが、平成30年度における情報化推進会議の開催は平成30年5月28日の1回のみであった。また、「情報化推進要綱」の最終改訂施行日は平成21年4月1日になっており、最終改訂からすでに10年以上経過していることから、要綱内容についてその見直しの要否について再検討することが望まれる。</p>	<p>情報化推進要綱の内容を見直し、改正した。 会議の開催頻度については、業務の達成のため、必要に応じて開催することとし、令和2年度は3回開催した。</p>
<p>【意見】環境保健センター調査研究等検討協議会の開催手法を検討すべきである。</p>	
<p>環境保健センター調査研究等検討協議会について、平成30年度は、構成員委員の日程が合わず会議の開催はなく、書面会議となっていた。今後も、要綱どおりの会議自体の開催が日程調整等の都合上難しい場合があるのであれば、書面会議よりも協議の活性化が期待されるテレビ会議や電話会議等による開催方法を検討すべきである。</p>	<p>開催方法を見直し、令和2年度の当該協議会は、環境関係は11月に、保健関係は12月にそれぞれweb会議の形式で開催した。</p>
<p>(2) 収入事務</p>	

該当なし	
(3) 支出及び契約事務	
【意見】岡山県と岡山市の地方衛生研究所の効率的な事業の実施について再考すべきである。	
<p>大阪では、大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所が統合し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を設立した。大阪府と大阪市のエリア内での二重行政の観点から統合したものだが、統合かつ地方独立行政法人への移行により、パンデミックへの対応、機動性、自立的経営による機能強化なども検討されていた。</p> <p>岡山県環境保健センターと岡山市保健所衛生検査センターについて、現状では役割分担がなされているとのことであるが、一つの法人とすることで、危機事象発生時において柔軟な対応が可能になるのではないかと思われる。また、現状においても多額の設備・機器等の修繕料が発生している中、今後はさらに設備・機器等の老朽化が進み更なる財政負担が発生すると思われるが、統合により、検査機器等の重複がなくなり、費用削減効果も期待できる。大阪府と大阪市のように統合することは難しいということであれば、検査や感染症への対応、環境汚染への対応などについて、岡山市と合同又は連携して実施した方が効率的、効果的に実施できる事業はないか、更なる検討が望まれる。</p>	<p>岡山県と岡山市は、平成25年4月1日付けで、平常時から、地域保健対策に関する情報交換等を行うとともに、健康被害の発生時における必要な協力を行うなど、緊密な連携を図ることを基本的事項として、「地方衛生研究所設置要綱に基づく試験検査及び調査研究に関する包括協定」(以下「包括協定」という。)を締結したところである。</p> <p>岡山市保健所衛生検査センターでは、設備面等により実施困難な検査があることから、一定レベル以上の検査については、この包括協定に基づき、岡山県と共同で実施しており、岡山市が必要経費の負担をする枠組みとなっている。</p> <p>このほか、岡山県環境保健センターでは岡山市職員を特別研修生として受け入れ、県職員と共同で調査研究を行うなど、人的にも両者の連携を深めている。こうした連携体制が構築されていることから、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の実施においても、岡山市からの派遣職員も含めた検査体制により、日々持ち込まれる検体に的確に対応している。</p> <p>今後も、この包括協定を踏まえながら、連携の向上に努めるとともに、よりよい連携のあり方を検討してまいりたい。</p>
(4) 財産及び物品管理	
該当なし	
(5) 人事評価及び勤怠管理	
該当なし	
2. 工業技術センター	
(1) 研究活動管理事務	
【意見】出前講座の提供件数を増やすための仕組みを検討するとともに、出前講座の必要性について、再検討すべきである。	

<p>工業技術センターの成果の普及手段の1つでもある出前講座について、より広く均等にサービス提供するためのさらなる仕組みづくりが必要である。また、同時にその必要性についても再検討し、年間20件の枠が需要に対して過大であると判断されるならば、当該枠を削減し、削減分の人的資源等を他の重点業務にあてるべきと考える。</p>	<p>本講座は、企業からの要望に基づき、職員が企業に出向いて希望分野の入門編的な知識を紹介し、企業の研修会をサポートするものであるが、本年度当初、コロナ渦のためにやむを得ず受付を停止した。そこで、新たな取組として、本講座のプレゼン資料を提供することとしたところ、12社から計21講座の申請があった。</p> <p>また、過去5年間で計67講座を実施し、アンケートでは、業務に活用できそうとの意見を多数いただくなど、好評を得ている。このことから、十分な実績と効果があり、本講座の必要性は高いと考えている。</p> <p>なお、人的資源等を鑑み、年間20件を限度に開催しているところであるが、枠を削減することは企業にとって受講機会の喪失につながるため、当該枠の削減は行わない。</p>
---	--

(2) 収入事務

【意見】工業技術センターの設備開放利用について、利用促進のために利用者の意見を取り入れることが望ましい。

<p>設備開放利用について、設備使用制度に基づく利用実績がない機器が見受けられることから、利用促進のために、利用者の意見を取り入れることが望まれる。例えば利用者アンケートなどを実施して、要望を分析し、利用促進に繋がる方法を検討することが考えられる。</p> <p>また、毎年、機器についての棚卸を実施しているとのことなので、現物を確認すると同時に、より一層、機器の利用状況も詳細に把握し、利用されていないものについては、今後センターとして必要かどうか検討し、必要性がないと判断したものについては、別の部署への異動や、売却を検討することが望ましい。</p>	<p>機器整備にあたり、技術相談や設備利用の際に寄せられる意見や要望等を分析し、企業の利便性の向上等を勘案したうえで、当センターの研究開発での必要性や維持費などを考慮して総合的に判断を行っている。なお、当センターにおける研究開発の推進が機器導入の第一目的であり、研究での利用に加えて、開放利用にも供しているところである。そのため、研究開発の推進のために職員が利用しているものの、設備使用制度に基づく利用実績がある年もあればない年もある機器が一定数生じることはやむを得ないと考えている。</p> <p>また、機器の必要性を随時判断し、将来にわたって利用が見込まれないと判断したものについては、適切に処分を行っている。</p>
---	---

【意見】工業技術センター業務報告書における「設備利用業務」の「地域別取扱状況」の企業数について実態を表す社数を記載すべきである。

<p>設備開放利用については、使用料を徴収しているものの、県で実施しているサービスであることから、偏りなく広く利用されることが望ましい。そのためには、利用企業数の実績を把握する必要がある。「業務報告書」には、利用企業数の実態がわかるデータを集計して、実績として報告すべきと思われる。</p>	<p>「業務報告書」に、利用企業の実態が把握できるデータとして、取扱いのあった事業所数を新たに記載する。</p>
<p>【指摘事項】 受託研究費の単価の積算は規程通りに計算すべきである。 【意見】 受託研究費の単価の計算基礎と設備利用の機器の単価の計算基礎はあわせることが望ましい。</p>	
<p>研究費積算の内、設備維持管理費（実際は設備の取得原価の償却費相当額である）について、1時間当たりの単価を算出する際に、「岡山県工業技術センター受託研究費徴収規程」では、2,000時間を使用するところを、平成29年度の職員の延べ勤務時間数の実績時間である1,891時間を使用していた。規程どおりの計算式で単価を計算すべきである【指摘事項】。</p> <p>なお、設備開放利用の機器の使用料の単価の計算においても、設備の償却費相当額が積算されるが、その「平成29年度使用料・手数料単価表」においては、「1,900時間とする。（1,891時間を切り上げ。）」となっており、それぞれの規程等々で、実績の1,891時間を使用するか、1,900時間か、2,000時間か異なっているため、誤りが生じやすいと思われる。統一することが望まれる【意見】。</p>	<p>研究費積算のうち、設備維持管理費については、「岡山県工業技術センター受託研究費徴収規程」に基づく時間で単価を再計算し、研究費に差額が生じた契約については、相手方へ返還した。</p> <p>なお、それぞれの規程等々で設定されている時間については、計算の対象や性質が異なることから、これまでどおり各々の時間で算定を行う。</p>
<p>(3) 支出及び契約事務</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>(4) 財産及び物品管理</p>	
<p>【意見】 実施料算定基準について再考すべきである。</p>	
<p>他県の試験研究機関では一時金を徴収するところが少なく、知的財産を県内企業等が利用しやすくなっている。岡山県においてもこれに倣い、一時金を徴収せず、別の方法で出願費用等を回収することを検討すべきである。やむを得ず一時金の制度を残すのならば、一時金のみ適用する実用化率等の係数を導入するなど、一時金の大幅減額が可能となるよう実施料算定基準（一時金の算定基準）を見直すべきである。</p>	<p>県内企業等が、県の知的財産を利用しやすくなるよう、一時金の見直しを検討している。</p>

【意見】実施補償金について事務負担を考慮し、算定方法を再考すべきである。

少額（一定額、例えば1件/1発明者あたりの金額が1千円）の実施料収入については、実施補償金を支払わないようにする等により事務負担、手数料負担の軽減を検討すべきである。

開発者である職員が退職する際には、定額（例えば登録補償金と同額）あるいは過去の実施料収入をもとに計算した金額（年間平均収入額×特許権の残り年数）等を支払うことにより、退職者に退職以降の実施補償金の請求を放棄させることを検討すべきである。

実施補償金についてはその実施（利用）状況に着目し、譲渡収入・実施料収入から当該特許権の出願・維持等に要した経費を除いた金額を基準にする等の検討をすべきである。

なお、上記については、開発者である職員個人の意向や研究意欲に留意して実施すべきである。

実施補償金の見直しに向けて、特許法第35条第5項に基づく発明者等との協議を行っているところである。

（5）人事評価及び勤怠管理

該当なし

（6）中国5県との連携について

【意見】他県の研究機関とのさらなる連携を検討すべきである。

大阪府では、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所と、地方独立行政法人大阪市立工業研究所が平成29年4月に統合され、地方独立行政法人大阪産業技術研究所となった。主に大阪府と大阪市の二重行政の観点から統合したものであるが、統合の検討結果の報告を見ると、統合してスーパー公設試になることにより、国際基準対応の推進、産学官連携によるオープンイノベーションの推進、技術力の結集による成長分野の研究開発が可能になると検討されていた。

多くの地方公設試は、限られた人数で、多岐にわたる技術相談や設備の開放利用、共同研究等の業務の遂行にあたっており、ものづくり企業の技術支援には専門性の高い知識と経験が必要とされ、地域に根差した地場産業の存在についても様々であり、各々の公設試ですべての分野を網羅して支援を行うことは難しいとのことである。また、試験研究や開放利用に供する設備についても、限られた予算のなか、求められるす

公設試験研究機関（公設試）相互及び公設試と国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）との協力体制を強化し、産業の発展及びイノベーションの創出に貢献することを目的として運営されている産業技術連携推進会議（産技連、事務局：経済産業省、産総研）の活動を通じ、他機関との様々な連携に取り組んでいる。

中国5県との連携については、産技連の地域部会である中国地域部会において、精密加工分野の共同研究に取り組むとともに、各分野において情報共有を進めている。また、5県の公設試が保有する機器のデータベースを運用して域内利用者の利便性向上を図るなど、緊密な連携を進めており、令和元年度に、本取組に対して産技連から感謝状を授与されたところである。

さらに、全国における連携として、産技連の技術部会を通じて、40機関による共同研究「ナノ分散ポリマーアロイの

<p>すべてのものを独自に整備することは現実的ではないとのことである。</p> <p>このような状況において、まずは、中国5県をはじめとする近隣公設試との連携を実施していくことが重要であると思われる。各公設試が保有する技術や設備に関する情報を共有して有効活用を図るとともに、公設試が協力して効率的に技術開発をすすめる広域的な共同研究に取り組むことも有効である。以上より、他県の公設試とのさらなる連携を検討していくことが望ましい。</p>	<p>接着性評価」などの広域的な共同研究に参加するとともに、各分野別の分科会や研究会に参加し、情報共有を進めている。</p> <p>今後とも、産技連の活動を有効に活用し、他県公設試とのさらなる連携に取り組むこととしている。</p>
<p>3. 農林水産総合センター 農業研究所</p>	
<p>(1) 研究活動管理事務</p>	
<p>【意見】ふるさと納税における返礼品が農産物の場合の申請受付時期を再考すべきである。</p>	
<p>ふるさと納税における返礼品は、あくまでも寄附に対するお礼であるものの、県産品を返礼品とすることは県産品のPRになる。年末で全国的にふるさと納税を検討する人が多い時期に、夏に出荷時期を迎える県産品が対象外となっていることで、当該県産品のPR機会が十分に確保されていない。次の夏に出荷時期を迎える県産品についても返礼品とすることを検討すべきである。</p>	<p>ふるさと納税の返礼品は県産品のPRも目的としているものの、次年度の返礼品の予約を受け付けることは、次年度のふるさと納税に係る事業を実施することとなり、予算の議決を得る前の年末時点での予約受付は考えていない。</p>
<p>(2) 収入事務</p>	
<p>【意見】ホームページの所有知的財産権の一覧表は適時に更新すべきである。</p>	
<p>ホームページの所有知的財産権の一覧表は適時に更新する必要がある。</p>	<p>県の知的財産の利用促進を図るため、特許登録など知的財産権に増減が生じた場合、速やかにホームページの一覧表を更新することとした。</p>
<p>【意見】知的財産の請求管理方法を再考すべきである。</p>	
<p>請求もれのミス防止策として、例えば契約の一覧表に、それぞれの契約の請求月を記載しておき、利用者からの実施状況報告書が来て調定の手続をしたらチェックを付けるなど、請求管理を実施することが望まれる。</p>	<p>知的財産の適切な請求管理を図るため、新たに実施報告期限等を記載した実施許諾進行管理表を作成し、これをもとに許諾先の実施報告や調定手続の状況を確認することとした。</p>
<p>(3) 支出及び契約事務</p>	
<p>【意見】同じ業者に対する少額の発注が多い場合、発注方法を再考すべきである。</p>	

<p>業者に対する支払について、地方公共団体としては、法の規制により支払い遅延を防止することが重要であり、県の支払ルールに沿った支払方法を実施している。しかし、文房具や消耗品など、少額のを月に何度も同じ業者に発注している場合は、毎月定期的な日にちを決めて、とりまとめて発注するなど、決裁の件数やシステムへの入力作業を減らして効率的に手続きが実施できるよう検討することが必要と思われる。</p>	<p>用度課においては、スケールメリットによる経費節減などの観点から、共通に使用する頻度の高い事務用品等を「用品」に指定し、各課からの用品要求及び在庫状況を勘案して定期的な発注を行うとともに、各課に対しては、用品の計画的な要求を要請しているところである。</p> <p>県事務所においても、計画的な物品購入が行われるよう出納員連絡会議等で徹底を図る。</p>
<p>【意見】 決裁手続及び物品要求手続についてシステム化の検討が望まれる。</p>	
<p>決裁手続を電子化して、請求書等の書類のPDF化を認めることにより、決裁書類を削減することが可能となり、また書類をセンターに持ち込む手間も省ける。以前、一度実施されたことがあるということだが、時期をみて再度、決裁手続の電子化について検討することが望まれる。</p>	<p>今後、県庁のデジタル化の取組を進めていく中で、決裁手続の電子化についても検討してまいりたい。</p>
<p>(4) 財産及び物品管理</p>	
<p>【意見】 除却処理にあたっては備品整理簿を正確に更新する必要がある。</p>	
<p>処分申請に従って正確に備品整理簿を記録すべきである。また誤った記録が継続しないよう定期的に備品整理簿の正確性を検証する必要がある。</p>	<p>備品整理簿を9月末までに再点検し、記録を正確にするとともに年度末に漏れがないかの再確認を行った。</p>
<p>【意見】 金庫内保管物一覧表を作成し、定期的に現物と照合すべきである。</p>	
<p>金庫内保管物一覧表を作成し、定期的に金庫内の現物確認を実施することが望まれる。</p>	<p>金庫内保管物一覧表を作成し、四半期に一度、出納員が金庫内の現物確認を実施することとした。</p>
<p>(5) 人事評価及び勤怠管理</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>4. 農林水産総合センター 生物科学研究所</p>	
<p>(1) 研究活動管理事務</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>(2) 収入事務</p>	
<p>【意見】 貸出施設機器の利用方法や利用実績を公開すべきである。</p>	

<p>県の歳出で購入した高額な機器等を有効に活用し、県内産業の活性化に寄与するためにも、具体的な利用方法や利用実績の公開等により県内企業が利用しやすい環境整備に努める必要がある。</p>	<p>当研究所では、企業との共同研究を円滑に実施するとともに、機器等を有効に利用する観点から施設や機器等の貸出制度を設け、当研究所ホームページに利用方法等について公開している。</p> <p>また、利用があれば実績を公開することとしている。</p>
<p>(3) 支出及び契約事務</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>(4) 財産及び物品管理</p>	
<p>【指摘事項】生物科学研究所の毒劇物の管理規則を見直し、現物確認を定期的を実施する必要がある。</p>	
<p>毒劇物については、定期的な現物確認を実施する必要がある。</p> <p>また、毒劇物の管理規則には、定期的な現物確認の手続を規定すべきである。</p> <p>さらに、県立の各研究所ではそれぞれ独自に管理規則を作成しているが、例えば管理台帳の作成や、現物確認などの基本的かつ重要な手続については、共通とするか、欠落している研究所がないか確認する必要がある。</p>	<p>管理規則を廃し、他の研究所と同じく定期的な現物確認の手続等を規定した毒物及び劇物の管理に係る運用管理要領を新たに定めた。</p> <p>毒劇物の数量を把握するため、毒劇物ごとに毒劇物等管理台帳を作成し、現在量及び使用量の記録を行い、各グループ長が管理責任者として、年2回、保管数量と管理台帳の数量を照合し、管理台帳に記録するとともに、所長にその結果を報告することとした。</p> <p>また、その他の研究所の管理要領について、現物確認などの手続きが定められていることを確認した。</p>
<p>【意見】各研究グループの部屋に保管されている毒劇物についても受払表を作成し管理する必要がある。</p>	
<p>各研究グループの部屋で保管している毒劇物についても、受払表を作成し、適切な場所に保管すべきである。また、「毒劇物及び危険物の保管に関する規則」第5条(2)に定める「分有」であれば、試験、実験単位での必要最小量、最短期間とすべきである。</p>	<p>新しい運用管理要領では、毒劇物等管理台帳を作成し、管理責任者が各グループで適切な場所で保管することとした。</p> <p>また、研究所で共通の保管は廃止した。</p>
<p>【意見】倉庫の備品・消耗品について整理が必要である。</p>	
<p>備品・消耗品の管理の効率化等のため、倉庫内を整理整頓するべきである。</p>	<p>職場会議で整理整頓を指示し、整理を行った。</p>
<p>【意見】毒劇物の台帳管理を網羅的かつ正確なものにする必要があり、バーコード管理の適切な利用を検討すべきである。</p>	

<p>できるだけ現状の管理方法を変えずに、網羅的かつ正確な管理を実施するには、以下の方法が考えられる。</p> <p>(ア) まずは先の意見のとおり、共有在庫だけでなく、各研究グループの在庫についても、日々の受払を管理する手書きの受払表を作成する。</p> <p>(イ) (ア) の手書きの受払表について、定期的な現物確認を実施する。</p> <p>(ウ) 定期的に、手書きの受払表と、購入データ等から作成した、研究所全体の在庫一覧表を照合する。</p> <p>さらに、効率的な管理を検討するのであれば、在庫管理のパッケージソフトを準備し、受払入力と現物確認の際にバーコードリーダーを利用して、手書き受払表をシステム化することが考えられる。</p>	<p>各グループが管理する全ての毒劇物について、バーコードを貼付する前の毒劇物を含めて報告を求め、各グループで容器ごとに整理番号を付した。</p> <p>また、4月時点の毒劇物の残量を量り、毒劇物等管理台帳を整備し、日々の受払を記録することとした。</p> <p>手書きの受払表は、毒劇物等管理台帳として、エクセル形式で記録され、管理責任者は年に2回、保管数量と管理台帳の数量を照合し、管理台帳に記録するとともに、所長にその結果を報告することにより当研究所全体の在庫量を把握することとした。</p>
<p>【意見】生物科学研究所の利用可能設備についてホームページの一覧表を適時に更新すべきである。</p>	
<p>ホームページの一覧表を利用可能な設備の情報となるよう適時に更新すべきである。</p>	<p>ホームページの利用設備一覧を更新し、今後は適時更新することとした。</p>
<p>(5) 人事評価及び勤怠管理</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>5. 農林水産総合センター 畜産研究所</p>	
<p>(1) 研究活動管理事務</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>(2) 収入事務</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>(3) 支出及び契約事務</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>(4) 財産及び物品管理</p>	
<p>【指摘事項】160万円以上の重要物品の現物確認について実施されていない。</p>	
<p>本庁用度課からの依頼書「平成30年度物品会計決算等に係る調査等について(依頼)【調査上の留意事項】」に基づき、160万円以上の重要物品については、年に1度、現物確認を実施する必要がある。</p>	<p>年に1度全ての重要物品の現物確認及び台帳等関係書類との突合を厳重に実施し、確認日・確認者・物品の状況等を指定重要物品一覧に追記し、記録することとした。</p>

<p>【意見】まきばの館のレストラン内の物品販売について販売物品を再考する必要がある。</p>	
<p>まきばの館は、畜産に対する理解醸成を進め、畜産物の消費拡大を図るため、ふれあいゾーンとして整備されたものではあるが、売店には、畜産物の加工品だけでなく、例えば、森林研究所で制作された木材加工品や、工業技術センターの備前焼きなど、県産品をアピールするような物品を置くことが考えられる。物品管理が無理な場合は、逆に売店のスペースを縮小するなど、工夫することが望まれる。</p>	<p>まきばの館は、県の行政財産であるが、館内レストランについては、民間企業が運営し、県はその運営に直接関与していないことから、県、関係機関、当該企業で組織する「まきばの館の施設自体の活性化を図る委員会」において県産品展示コーナーを設けるなどの提案を行っていく。</p>
<p>【意見】未使用機械を把握し有効活用を検討すべきである。</p>	
<p>160万円以上の重要物品について、年に1度、現物調査を実施する際に、使用状況も同時に把握し、使っていないものがあれば、他の部署での有効活用や売却処分などを検討することが望まれる。</p>	<p>現物確認において、使用状況についても把握し、有効活用（他の研究所で利用及び不用品の情報提供）を検討する。</p>
<p>【意見】「毒物及び劇物の管理に係る運用管理要領」における現物と管理台帳の数量の照合を複数人で実施する必要がある。</p>	
<p>毒劇物の管理要領において、現物数量と管理台帳の数量を照合する手続については、担当者が1人で現物確認し、所長に報告することとなっているが、その中で例えば年1回は複数名で現物確認するなど、定期的に複数名で現物確認を実施する規程にすることが望まれる。これについては、畜産研究所以外の研究所についても同様である。</p>	<p>畜産研究所を含む各研究所において、複数人での現物確認を実施するよう規程を改正することとした。</p>
<p>(5) 人事評価及び勤怠管理</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>6. 農林水産総合センター 森林研究所</p>	
<p>(1) 研究活動管理事務</p>	
<p>【意見】木材加工研究室におけるヒノキ製品等のPRについて積極的に実施すべきである。</p>	
<p>森林研究所木材加工研究室の展示研修・加工棟には木材加工品の展示がなされているが、その他の研究所のPR施設（例えば畜産研究所のまきばの館）では木材加工品の展示はない状況である。</p> <p>例えば、木材加工研究室のPR製品である木材加工品を畜産研究所のまきばの館にて常時、展示販売するといった各研究所の相</p>	<p>県産品を他の研究所で展示することについて検討する。</p>

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

互PR活動をより積極的に実施することが望まれる。	
(2) 収入事務	
該当なし	
(3) 支出及び契約事務	
該当なし	
(4) 財産及び物品管理	
【意見】備品の廃棄処理について備品整理簿に反映されていない。(木材加工研究室)	
取得・廃棄等の都度、備品整理簿は適時に更新することが望まれる。	職場会議等で適時の事務処理を周知し、取得・廃棄等の都度、備品整理簿を更新することを徹底した。
【意見】薬品用ケースのシールについて実態にあわせるべきである。(林業研究室)	
薬品用ケースの用途が変更となった時点で、ケースに貼付しているシールを貼り替え、内容物の実態に合ったシールを貼付する必要がある。	表示していたシールについて廃棄し「薬品庫」の表示に貼り替えた。
(5) 人事評価及び勤怠管理	
該当なし	
7. 農林水産総合センター 水産研究所	
(1) 研究活動管理事務	
該当なし	
(2) 収入事務	
【意見】種苗等の売払い価格の積算について適正なコストを集計することが望まれる。	
種苗売払い価格については、近隣の取引価格の影響を受けて決まるため、掛かったコストをすべて転嫁できるものではないが、適正なコストを算出することは、原価を管理する上で重要である。適切な原価を計算した上で、売却額との差額を把握しておくことが望まれる。 光熱水費についても、厳密な計算は難しいとのことであるが、一定の按分計算で算出し、コスト計算に含めることが望ましい。	人件費や光熱水費などを集計し、適正なコストを把握することとした。
(3) 支出及び契約事務	
該当なし	

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

(4) 財産及び物品管理	
【意見】 資産管理シールについては現物に適切に貼付けるべきである。	
資産管理用シールは固定資産台帳に計上時に貼付し、剥がれや破損等が発生した場合は適時に貼り直しすべきである。	剥がれや破損しているシールについては再交付し貼付した。
【意見】 棧橋跡について早急に撤去すべきである。	
水産研究所は水圏環境及び生態系の保全などを主な活動内容としているにもかかわらず、海の景観や環境に悪影響を与える棧橋跡が適時に取り除かれていない。水産研究所の事業意義を尊重し、海の景観や環境に悪影響を与える当該棧橋跡を適時に取り除くべきである。	海上安全対策上対応が必要であり、棧橋跡の撤去について検討する。
【意見】 金庫のテンキーは定期的に変更すべきである。	
金庫内の物品管理のためにも、年に1度は実査を行い、パスワードも定期的に変更をすることが望まれる。	年に1度、所属長による実査を行うこととする。また、パスワードについても庶務担当者が異動するごとに変更する。
(5) 人事評価及び勤怠管理	
該当なし	

◎岡山県監査公表第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和三年三月二十六日

岡山県監査委員	小林 義明
岡山県監査委員	上田 勝義
岡山県監査委員	山本 督憲
岡山県監査委員	飛山 美保

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

1 知事部局関係

監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 年 月 日
-------------	---------------

(知事直轄・総合政策局，総務部関係)

知事直轄・総合政策局・総務部	令和2年11月6日
監査結果（指摘事項） ①4月中に公舎を退去した者に係る同月分の県公舎使用料及び県公舎駐車場使用料について，日割り計算をして減額調定を行ったが，歳入戻出の手続をしていないものが認められた。 ②昭和56年から電話柱用地等として貸し付け賃借料を徴していた県有地について，平成6年に売却したにもかかわらず，令和元年度まで賃借料を徴していたものが認められた。	
措置の内容 ①監査結果を踏まえ，複数の職員による確認を徹底し，適正な事務処理を行うように努める。 ②岡山県財務規則等の関係規定を遵守するとともに，公有財産貸付台帳等の活用，複数の職員による確認を徹底し，適正な事務処理を行うよう努める。	

(県民生活部関係)

県 民 生 活 部	令和2年10月27日						
監査結果（指摘事項） ①雑入（自立促進資金貸付金償還金）の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。 雑入（自立促進資金貸付金償還金）収入未済状況 <table border="1"><tr><td>平成30年度末</td><td>16,631,267円</td></tr><tr><td>令和元年度末</td><td>15,093,217円</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>△1,538,050円</td></tr></table> ②市町村に対する交付金について，正当債権者ではない者に支払っているものが認められた。		平成30年度末	16,631,267円	令和元年度末	15,093,217円	比較増減	△1,538,050円
平成30年度末	16,631,267円						
令和元年度末	15,093,217円						
比較増減	△1,538,050円						

措置の内容

- ①文書、電話による督促や、訪問による面談を行い、債務者の収入、資産の状況等に応じた対応を行うとともに、職員だけでは対応困難な事案については、弁護士への業務委託も活用し、債権の回収に取り組み、令和2年12月末現在で43名から736,870円（うち完済5名153,420円）を回収した。
今後も各債務者の状況を踏まえ、きめ細かな対応を心がけながら、収入未済額の更なる縮減に努める。
- ②事案発覚後、誤払金の返納請求手続を速やかに行い、誤払金の戻入後正当債権者に支払った。
また、事案発生の原因となった財務システムの債権者登録については修正を行った。
今後請求書には支払先の明記を求め、記載がない場合には各課において支払先口座の確認をすることとした。

(環境文化部関係)

環 境 文 化 部	令和2年11月4日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①自動販売機設置による販売に関する契約書中、別表の売上手数料率を誤っていたが、変更契約で対応せず、当初契約の差替で対応しているものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①岡山県財務規則等の会計関係法規などを踏まえ、適切に行うよう関係職員に周知し、再発防止に努める。</p>	

(保健福祉部関係)

保 健 福 祉 部	令和2年11月6日		
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①収入未済額について、雑入（児童扶養手当返納金）については総額が減少しているものの、母子父子寡婦福祉資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。</p>			
<p>ア雑入（児童扶養手当返納金）収入未済状況</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>			

平成30年度末	1,669,150円
令和元年度末	1,471,220円
比較増減	△197,930円

イ母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	6,592,265円
令和元年度末	6,659,115円
比較増減	66,850円

措置の内容

- ①ア債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促のほか、債務者の状況に応じて、履行延期等を行っているところであり、今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理に努める。
- ①イ債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促を行っているところであり、債務額の一部（令和2年12月末現在313,522円）について償還があった。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理に努める。

福 祉 相 談 セ ン タ ー

令和2年9月8日

監査結果（指摘事項）

- ①児童保護弁償金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成30年度末	4,163,910円
令和元年度末	3,786,440円
比較増減	△377,470円

措置の内容

①滞納者に対しては、事務担当者と担当の児童福祉司が連携し、文書、訪問、電話等による督促を行っている。児童保護弁償金徴収強化月間を年3回実施しているほか、通年で訪問徴収を行うなど、督促強化に取り組んでいる。また、新規滞納者の発生の未然防止を図るため、児童の施設入所に際して発生する費用とその負担についての説明用チラシを作成し、納入義務者に説明するなど、納期限内納付に向け取り組んでいる。

令和2年12月末現在収入状況 27件 170,590円

倉敷児童相談所

令和2年8月17日

監査結果（指摘事項）

①児童保護弁償金に係る延滞金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

平成30年度末	1,432,700円
令和元年度末	1,586,400円
比較増減	153,700円

措置の内容

①延滞金は、収入未済となった本体債権（児童保護弁償金）に納付があったときに発生することから、本体債権の収入未済の発生防止のため、口座振替による納期限内納付の推進に努めた。また、延滞金の累積を抑制するため、換価可能財産が判明したケースについて、早期に滞納処分・回収を行うとともに、生活困窮や行方不明等により納付の見込みがないケースについて、滞納処分の執行停止を行い債権の整理を進めた。

令和2年12月末現在収入状況 12件 43,700円

津山児童相談所

令和2年9月10日

監査結果（指摘事項）

①児童保護弁償金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成30年度末	8,567,660円
令和元年度末	9,825,080円
比較増減	1,257,420円

②改修工事基本設計業務委託においては、契約書の省略はできないが、契約書を作成していないものが認められた。

措置の内容

- ①滞納者に対しては、事務担当者と児童福祉司が連携し、文書、電話及び訪問による督促を行い、令和2年12月末現在で16件109,660円を回収した。
 今後は児童保護弁償金徴収強化月間の実施等により、さらなる収納未済額の縮減に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握し、状況に応じて滞納処分の執行停止を行うなど、適正な収納管理に努める。
 また、費用負担の必要性についての納入義務者への十分な説明、口座振替の利用促進、滞納の初期段階での積極的な督促などにより新たな収入未済の発生防止に取り組んでいる。
- ②関係規則等の遵守を徹底するとともに、契約時におけるチェックリストの活用など、適正な事務処理を行うよう徹底した。

県立成徳学校

令和2年7月15日

監査結果（指摘事項）

- ①前年度の注意・指導事項のうち、調定額の算出基礎又は算出金額が適正でないものについて、本年度の監査においても、行政財産の使用許可に係る使用料の算出に当たり、適用する単価を誤っているものが認められた。

措置の内容

- ①令和元年度においては、携帯電話無線基地局に係る使用料の算定について平成30年2月改正前の単価のまま算定していたもので、平成30年度、令和元年度の差額を返還、令和2年度については、歳入戻出を行って返還した。
 今後、制度の変更の際には、関係規定の確認を徹底するなど十分留意して事務を行いたい。

（農林水産部関係）

農林水産部

令和2年10月30日

監査結果（指摘事項） ①物品要求票により郵便切手及びレターパックを購入する際、レターパックの単価を誤っていたため資金前渡金に不足を生じ、職員が立て替えて支払っているものが認められた。	
措置の内容 ①関係職員に対し、要求に当たり支出予定額を確認し、不足を生じた場合には適切な事務処理を行うよう徹底した。	
県 営 食 肉 地 方 卸 売 市 場	令和2年7月15日
監査結果（指摘事項） ①非常勤職員甲に対する報酬を別の非常勤職員乙に支払い（乙については支払が重複）、甲からの申し出により誤りが判明したものが認められた。	
措置の内容 ①債権者情報を複数人でチェックするとともに、支払日までに余裕を持った支出入力ができるよう経理担当者及び起案者に周知・指導した。	

（土木部関係）

土 木 部	令和2年10月30日						
監査結果（指摘事項） ①土木使用料（住宅使用料）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。 土木使用料（住宅使用料）収入未済状況							
<table border="1"> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>50,523,147円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度末</td> <td>48,160,490円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>△2,362,657円</td> </tr> </table>		平成30年度末	50,523,147円	令和元年度末	48,160,490円	比較増減	△2,362,657円
平成30年度末	50,523,147円						
令和元年度末	48,160,490円						
比較増減	△2,362,657円						
②消印されていない県収入証紙がちょう付された経営事項審査に係る申請書等について、県民局からの書類の引継ぎや業務に係る進捗の管理を怠っていたため、県民局での現地審査後に書類の所在が不明となり、また、紛失の事実も外部から指摘があるまで把握できていなかったものが認められた。							

措置の内容

- ①指定管理者が配置している専任の収納員による電話での督促や、県職員を含めた戸別訪問による徴収などに加え、家屋明渡請求訴訟等の提起を行っている。また、債権回収会社及び弁護士への委託により、令和2年12月末現在、7件 906,646円を回収しており、今後一層の収入確保に努める。
- ②監理課及び県民局では、全ての関係職員に改めて書類の引継等に対する注意喚起を行うとともに、申請書の送付は発送日時等が記録に残る郵送とすることや、収入証紙が貼られた書類は速やかに施錠可能なロッカーに保管すること、申請書の受領日、システム入力や審査結果通知の発送の日程等を記録し、複数の職員で進行管理を行うことなどの再発防止策を徹底している。

(県民局及び地域事務所)

備 前 県 民 局	令和2年10月19日												
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①流水占用料において、取水量変更（減少）が反映できていなかったため、平成27年度から令和元年度について誤った算出金額により過納が生じて過納額を還付しているものが認められた。</p> <p>②収入未済額について、土木使用料（河川占用料外）については総額が減少しているものの、雑入（生活保護費返還金・徴収金外）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。</p> <p>ア雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">平成30年度末</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">3,068,021円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">令和元年度末</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">3,631,632円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">比 較 増 減</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">563,611円</td> </tr> </table> <p>イ母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">平成30年度末</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">9,374,546円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">令和元年度末</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">9,709,760円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">比 較 増 減</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">335,214円</td> </tr> </table>		平成30年度末	3,068,021円	令和元年度末	3,631,632円	比 較 増 減	563,611円	平成30年度末	9,374,546円	令和元年度末	9,709,760円	比 較 増 減	335,214円
平成30年度末	3,068,021円												
令和元年度末	3,631,632円												
比 較 増 減	563,611円												
平成30年度末	9,374,546円												
令和元年度末	9,709,760円												
比 較 増 減	335,214円												

ウ土木使用料（河川占用料外）収入未済状況

平成30年度末	6,194,992円
令和元年度末	2,835,012円
比較増減	△3,359,980円

措置の内容

- ①再発防止策として、許可内容等の変更があった場合は、複数の職員によりチェックを行い、適切に占用料に反映するよう所属内会議等において周知徹底を図った。
- ②ア保護費の返還金及び徴収金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電話による償還指導を行った。その結果、令和2年12月末現在で、7名から151,225円（うち完済3名、18,598円）を回収した。
- また、新たな返還金及び徴収金の発生を防ぐため、面接等により生活保護世帯の状況把握を行った。
- 保護費の返納金については、償還指導を行うも回収はできなかった。令和2年9月には債務承認の文書を提出させたところであり、引き続き償還指導を進めていく。
- なお、健康管理手当等過支給分については、文書及び電話により督促を行うも拒否されており、支払の意思がないため、弁護士に委託して強制執行に向け手続中である。
- ②イ貸付金の元利金及び違約金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電話による償還指導を繰り返し行うとともに、生活状況を聴取して分割納入等の指導を行った。併せて、連帯保証人に滞納状況を通知するなど償還指導に努めた。その結果、令和2年12月末現在で、123件915,367円を回収した。
- また、新たな滞納の発生を防ぐため、新規の貸付に当たっては、借主、連帯借主への面接を行うとともに、連帯保証人に対しても意思確認を行い、償還に対する意識醸成の徹底を図った。
- ②ウ河川占用料については、各債務者の状況把握及び継続意思の確認を行うとともに、文書等による催告を行った。また、時効が成立した債権については、速やかに不納欠損処理を行うとともに、大口滞納者（1名）の生活状況等について、自治体から関連資料を取り寄せるなど調査を進めている。
- ボートパーク等施設使用料については、過年度分について分納誓約書にて履行中である。

これらの取組により，令和2年12月末現在の収入未済額は94,550円減少し，引き続き収入未済額の縮減に努めている。

備 中 県 民 局

令和2年10月13日

監査結果（指摘事項）

①収入未済額について，雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）については総額の増減はないが，雑入（生活保護費返還金・徴収金）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については，総額が増加している。いずれの項目についても，多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

ア雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

平成30年度末	4,048,946円
令和元年度末	4,235,178円
比較増減	186,232円

イ母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	5,451,630円
令和元年度末	6,102,159円
比較増減	650,529円

ウ雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）収入未済状況

平成30年度末	3,567,040円
令和元年度末	3,567,040円
比較増減	0円

措置の内容

①ア保護受給中の者については，毎月の保護費支給のタイミングに面接して計画的な徴収を行っている。保護廃止済の者については，世帯状況を確認し返還可能額について協議するなどその徴収等に努めている。

引き続き、世帯状況も勘案しながら、文書や訪問による納付指導を行うとともに、誠意ある対応が見られない者に対する法的手段による徴収の実施も併せ、収入未済の削減に努める。

他方、新たな返還金・徴収金の発生を未然に防ぐため、保護受給世帯に対し収入申告義務について繰り返し説明することで正しい申告を行わせるとともに、課税調査の実施や資産申告書を毎年度徴収するなど世帯状況の確認を実施している。

令和2年12月末現在収入状況 21件 244,150円

①イ滞納者（借主及び連帯借主並びに連帯保証人）に対して、電話や文書に加え訪問面接により償還指導を行った。

特に滞納者の返済が遅延した場合には、継続して納付するよう連絡を入れるとともに必要に応じて訪問し、世帯状況の確認や償還方法見直しの相談に当たるなど丁寧で償還につながる指導を行った。

また、連絡が取れない滞納者の居所確認の住民票等調査や、困難な事例に関する専門的知識や助言を得るための本庁担当課や嘱託弁護士への相談を行った。今後も引き続き収入未済の削減に努める。

他方、新たな滞納未収金の発生を防ぐため、償還が滞り始めた初期の段階において、滞納の固定化・多額化とならないよう市町担当者等関係者と連携を密にして情報収集するとともに、滞納者に対し電話や文書による償還指導を開始している。

令和2年12月末現在収入状況 137件 876,670円

①ウ原因者負担金については、債務者が刑法犯による実刑判決を受け服役中のため、収入未済となっているが、刑期終了を待たず、強制徴収に向けた手続をとることとしている。

美 作 県 民 局	令和2年10月9日
-----------	-----------

監査結果（指摘事項）

①収入未済額について、県税（滞納繰越分）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については総額が減少しているものの、県税（現年課税分）、雑入（生活保護費返還金・徴収金外）及び農業改良資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

ア県税（現年課税分）収入未済状況

平成30年度末	61,172,235円
令和元年度末	82,186,757円

比較増減	21,014,522円
------	-------------

イ 県税（滞納繰越分）収入未済状況

平成30年度末	106,670,809円
令和元年度末	101,919,583円
比較増減	△4,751,226円

ウ 雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況

平成30年度末	6,009,290円
令和元年度末	6,156,955円
比較増減	147,665円

エ 母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	2,699,466円
令和元年度末	1,433,048円
比較増減	△1,266,418円

オ 農業改良資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	4,132,561円
令和元年度末	5,077,998円
比較増減	945,437円

措置の内容

- ① ア及びイ滞納者の財産調査を徹底し、預貯金や給与など、早期に現金化できる債権を中心に差押えを実施するとともに、税額が大きい不動産取得税の課税予告を事前に送付したり、催告書の封筒を赤色にする等、収入未済

額の縮減に努めている。

県税の収入未済総額の約78%を占めている、市町村が賦課徴収する個人県民税については、大口・困難事案等の岡山県滞納整理推進機構への引継を働きかけるとともに、例年実施している、県職員を講師とした実務的な滞納整理手法の研修等、市町村の徴収強化のための支援を、新型コロナウイルス感染症の状況等を注視しつつ、引き続き実施することとしている。

また、平成28年度からは、給与から天引きする特別徴収を徹底する取組を推進し、個人県民税の収入率向上を図っている。

今後も、滞納処分のさらなる迅速化と市町村との連携強化により徴収の確保に努める。

①ウ生活保護費返還金・徴収金については、文書及び電話連絡による督促を実施、県内居住者については、訪問による督促を実施した結果、債務額の一部（令和2年12月末現在293,000円）について償還があった。今後とも督促を行い、収入確保に努めるとともに、収入申告義務について繰り返し説明するなど、収入未済の発生防止に努める。

①エ母子父子寡婦福祉資金貸付金については、滞納者に対して督促状や催告書の送付及び電話・自宅訪問による償還指導等の結果、一部（令和2年12月末現在564,078円）について償還があった。

今後も、これらの取組を継続して行うとともに、新たに償還が開始される場合は、借主のみでなく連帯借主や連帯保証人へも償還開始の通知を行って償還への自覚を促すなど、新たな収入未済の発生防止に努める。

①オ債務者に対し面談等による督促を行うとともに、債権回収業務の委託により、債務者1名について、令和2年8月に元金（243,000円）及び違約金（1,614,886円）が完済されている。

他の債務者についても、早期完済に向け督促を行った結果、債務額の一部（令和2年12月末現在135,000円）について償還があった。今後も継続的な償還とともに償還額の増額について引き続き指導を行い、収入の確保に努める。

2 企業局関係

監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 年 月 日
企 業 局	令和2年7月15日
監査結果（指摘事項） ①工業用水道料金に係る検針メーターの読み取りについては、本来、企業局職員が行うべきところ、本件については受水企業の社員により行われ、また、併せて、検針データの報告がメモ書きにより行われていたため、11月分について正確な検	

針データの把握ができず、誤った算出金額により過納が生じて過納額を歳入戻出しているものが認められた。

- ②営業未収金（給水料金）の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

営業未収金（給水料金）収入未済状況

平成30年度末	74,328,021円
令和元年度末	76,228,931円
比較増減	1,900,910円

措置の内容

- ①工業用水道料金に係る検針メーターの読み取りについては、原則として企業局職員により行っているところであるが、立入りが困難であるなどの理由により、一部企業については、受水企業の協力を得ながら、検針を行っていたものである。

今後、検針メーターの読み取りについては、原則として企業局職員が直接視認することとするが、やむを得ない場合には、受水企業から写真データ等の提供を受けるなど、企業局側で検針メーターの確認を行い、正確な検針データの把握に努めたい。

- ②平成29年3月に抵当権を設定し、過年度分の営業未収金について整理するとともに、時効が成立しないよう令和2年1月に残高確認書を徴し、債権の確保を図っており、当該企業に対し、面談や電話等により、現年度分及び過年度分の支払の督促を続けているところである。現在、新型コロナウイルス感染症の影響もあって経営状況が芳しくなく、現年度分の支払が滞りがちであったが、令和2年12月から現年度分の支払を再開したところである。

今後とも、同社の経営状況を確認しながら、現年度分はもとより、過年度分の支払についても督促していくことで、債権の回収に努めたい。

令和2年12月末現在収入状況 2,110,910円

3 教育委員会関係

監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 年 月 日
教 育 庁	令和2年10月26日

監査結果（指摘事項）

- ①高等学校貸付奨学金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

高等学校貸付奨学金収入未済状況

平成30年度末	15,677,808円
令和元年度末	12,048,760円
比較増減	△3,629,048円

措置の内容

- ①滞納者に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連帯保証人・保証人にも督促を行い、全ての債務者に状況を認識させている。

新たな収入未済の発生防止のため、早い段階から電話や訪問による督促を実施するとともに、猶予制度の活用についても促している。経済的理由により長期滞納となっている者に対しては、資力確認を行い、履行延期の特約等により徴収緩和を行っている。

また、繰返しの督促に応じないなどの債務者に対しては、法的手続きを含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。

これらの取組により、令和2年12月末現在で、345件3,705,702円の納付があり、また93件824,900円の履行延期の特約等を行った。

岡山工業高等学校

令和2年9月8日

監査結果（指摘事項）

- ①授業料の延滞金の徴収を行っていないものが認められた。

措置の内容

- ①授業料滞納者に対する延滞金の徴収を失念していたことについて、保護者2名に令和2年6月下旬に説明し調定手続きを行い、7月上旬に300円と200円の延滞金を納付いただき過年度収入として事務処理を行った。

再発防止のため、督促状送付の起案時に延滞金発生日を算出した資料を添付し情報を共有することとし、督促状況や収納状況の確認のため、督促状送付票兼滞納金整理票等を回覧し複数の職員でチェックできる体制の強化に努め、適正な事務処理を行うよう職員に周知した。

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

倉敷商業高等学校	令和2年7月16日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①高校生等教育給付金について、債権者コードの誤入力により支出先を誤っているものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①誤払いの相手方からの戻入手続及び正当債権者への支払は、会計年度内に完了させている。</p> <p>今後は同様の事案が発生しないよう、支出命令時に複数人で債権者名、債権者住所、口座番号等の読み合わせ及び確認を徹底し、適正な事務処理を行うよう努める。</p>	
林野高等学校	令和2年7月28日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①消耗品の支払で、債権者の確認を怠り、正当債権者への支出がなされなかったものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①誤払いについては歳出戻入命令書を作成し、返納通知書でもって誤払い額を戻入した。</p> <p>帳票確認をする際に債権者名、指定金融機関名、支店名、口座名義及び口座番号について複数職員で確認を行っている。</p>	
和気閑谷高等学校	令和2年7月9日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①前年度の注意・指導事項のうち、調定額の算出基礎又は算出金額が適正でないものについて、本年度の監査においても、行政財産の使用許可に係る使用料の算出に当たり、計算を誤っているものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①申請者に対して、速やかに電話で説明するとともに、お詫びの文書を送付した。</p> <p>また、納入済みの使用料については、過納額を還付した。</p> <p>今後は行政財産使用料徴収条例等の関係法令を正しく理解し、複数の職員による確認の徹底を行い、適正な事務処理に努める。</p>	

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

早 島 支 援 学 校	令和2年8月20日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①エレベーター保守業務委託の3月分の支払について、誤った金額の請求書を受理し、委託料を支払っているもの、また、委託業務完了確認書の金額を請求書に合わせて記載しているものが認められた。</p> <p>②契約金額が100万円以上の物品購入代金の支払について、検査調書を作成し履行確認すべきところ、その作成を省略しているものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①契約内容を再度確認した。今後は、複数の職員による業務委託完了確認や請求金額の確認を徹底し、適正な事務処理を行うよう努める。</p> <p>②検査調書の作成の考え方を再確認し、財務規則等の関係法令を正しく理解し、適正な事務処理を行うよう職員に周知した。</p>	

4 公安委員会関係

監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 年 月 日						
警 察 本 部	令和2年10月27日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①諸収入（放置違反金等）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。</p> <p>諸収入（放置違反金等）収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>4,704,764円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度末</td> <td>3,945,300円</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>△759,464円</td> </tr> </table> <p>②警察車両による交通事故での100万円以上の亡失損傷のものが認められた。</p>		平成30年度末	4,704,764円	令和元年度末	3,945,300円	比 較 増 減	△759,464円
平成30年度末	4,704,764円						
令和元年度末	3,945,300円						
比 較 増 減	△759,464円						
<p>措置の内容</p> <p>①令和元年中は、新たな収入未済の発生を抑止するため、滞納者に対して早期の催促や預貯金の差押え等滞納処分を積極的に実施したほか、差押え物件をインターネットオークションで公売する仕組みを整え、滞納者に対して毅然とした態度を示すことで早期の納付を促した。</p>							

また、放置違反金等徴収強化期間を年3回設け、休日等の自宅や平日等の勤務先への訪問など、複数職員が滞納者と直接面会する強い態度を示すことで早期納付を促し、より実効性の高い活動を実施した。

県外の滞納者に対しては、債権回収業者に所在確認を依頼するとともに、居住していると思われる地域を拠点とする金融機関や社会保険事務所等への照会を継続して実施し、滞納者の口座等の把握に努めた。

今後はSNS情報の検索等、新たな確認方法も採用しながら、滞納者の所在確認や資産状況の把握などに努めるとともに、使用者責任追及の公平性を担保するため、資力があるにもかかわらず支払わない滞納者に対しては毅然とした態度で回収に臨み、収入未済の圧縮に努めていく。

令和2年12月末現在収入状況 136件 2,097,000円

②交通事故を起こした職員を対象とした講習を行い、車両の特性や死角、車間距離の取り方等の危険リスク、基本的な運転知識を再確認させるなど、運転技術の向上に向けた訓練に取り組んでいる。

また、交通事故を繰り返し起こす者もいることから、警察車両の運転資格の一定期間の停止や取消処分を行うとともに、各所属に配置された運転指導員による指導能力向上に向けた研修会を開催している。

さらに、車両の整備不良等が交通事故の原因となることも懸念されることから、日常点検を実施することにより異常の有無を確認し、不具合箇所の早期発見及び早期整備を行っている。

加えて、各所属を巡回して車両の整備状況等を確認するとともに、それらを踏まえた各種点検整備の徹底を指導し、車両の適正な管理と運用に努めている。

岡 山 西 警 察 署	令和2年8月20日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①前年度の注意・指導事項のうち、収入諸帳簿、証拠書類等の記載漏れのもの、整理・編冊が適正でないものについて、本年度の監査においても、留置証明願にちょう付された収入証紙に係る収入証紙ちょう付実績簿への記載について、収入証紙の消印日に記載すべきところを、誤って証明願の受理日に記載しているものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①帳簿類の記録時期、記載要領等について、担当職員への教養及び確実な確認を徹底することにより、誤りのない事務処理に努めている。</p>	
倉 敷 警 察 署	令和2年9月1日

<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①建物修繕料の支払において、正当債権者でないものに支出しているものが認められた。</p> <p>②高架水槽水漏修繕において、契約金額が50万円以上であるにもかかわらず、請書を徴していないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①正当債権者に早急に支出を行うとともに、正当債権者でないものへの支出については、相手方に説明を行い、返納通知書により戻入を行っている。 複数者による確実なチェックを行い、再発防止に努めている。</p> <p>②複数者による確実なチェックを行うことはもとより、確実に財務規則に照らして処理を行うことを徹底し、再発防止に努めている。</p>	
新 見 警 察 署	令和2年8月31日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①前年度の注意・指導事項のうち、戻出手続が適正でないものについて、本年度の監査においても、県公舎使用料の還付に当たり、支出調書が作成されていないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①過誤納金の払戻しについて、根拠規程及び会計事務必携を用いた処理方法の教養を実施するとともに、歳入戻出命令書等支出票の作成時に、調書作成者欄への記名押印漏れなどをチェックできるよう、事務処理手順を明記した作成例を添付し、複眼的確認の再徹底を図っている。</p>	
真 庭 警 察 署	令和2年9月8日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①警察車両による交通事故での100万円以上の亡失損傷のものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①事故当事者に対しては、運転適性検査の結果を踏まえた具体的な留意点を指導し、運転技能訓練を定期的実施している。 また、全署員に対しては、定期招集や朝礼の機会を捉えて、交通事故防止教養と、出発前の上司及び同僚からの声かけにより、事故防止に対する意識付けを行っている。</p>	
美 作 警 察 署	令和2年8月17日

監査結果（指摘事項）

- ①車両搬送料の支払に当たり、振込口座の確認が不十分であったため、正当債権者でない者に支出したものが認められた。

措置の内容

- ①戻入手続を行うとともに、正当債権者への支払を行った。以後は、複数人での確実な確認を実施し適正な支出に努めている。

◎岡山県監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により実施した財政的援助団体等に係る令和二年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年三月二十六日

岡山県監査委員	小林 義明
岡山県監査委員	上田 勝義
岡山県監査委員	山本 督憲
岡山県監査委員	飛山 美保

1 監査の概要

(1) 監査等の種類 財政的援助団体等の監査

(2) 監査の対象

① 監査対象年度 令和元年度

② 監査対象団体

- ・ 出資団体 …… 県が資本金等の4分の1以上を出資している団体
- ・ 補助金交付団体 …… 県が1千万円以上の補助金を交付している団体
- ・ 負担金・交付金交付団体 …… 県が5千万円以上の負担金又は交付金を交付している団体
- ・ 貸付金貸付団体 …… 県が1億円以上の貸付金を貸し付けている団体
- ・ 指定管理者 …… 県が公の施設の指定管理を行わせている団体

③ 監査対象団体数及び監査実施団体数

監査対象団体のうち、次の表に掲げる16団体について監査を実施した。

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数
出 資 団 体	27	5
補 助 金 交 付 団 体	59	5
負担金・交付金交付団体	8	1
貸 付 金 貸 付 団 体	1	1
指 定 管 理 者	29	8
合 計	124	20
() は実団体数	(105)	(16)

(3) 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務が、当該援助等の目的に沿って行われ、適正に処理されているか。

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、次のとおり実施した。

① 事前調査

監査委員監査に先立ち、監査事務局職員が監査実施団体に出向き、関係諸

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該団体の職員から説明を聴取して調書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査（8団体）

監査委員が、監査実施団体に出向き、当該団体の役職員から説明を聴取するとともに、当該団体から提出された監査資料及び事前調査の調書等の内容に基づいて監査を行った。

イ 書面監査（8団体）

監査委員が、監査実施団体から提出された監査資料及び事前調査の調書等の内容に基づいて監査を行った。

2 監査の結果

上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった団体の事務は、財政的援助等の目的に沿って行われ、おおむね適正に処理されていることを確認した。

(1) 総括的事項

- ① 監査を実施した16団体のうち、1団体については是正や改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。
- ② 指摘事項に至らないが、3団体について、改善を要すると認められる事案（注意・指導事項）があった。
- ③ その他の12団体については、適正に処理されていると認められた。

監査実施団体 (監査実施団体を所管する 県の部局)	監 査 対 象 区 分	監 査 年月日	指摘 事項	区 分	
				実 地	書 面
公益財団法人 岡山県私学振 興財団 (総務部)	【補助金交付団体】 岡山県私学振興財団補助金 165,214,044 円	令和3年 1月13日	—	○	
一般財団法人 岡山県国際交 流協会 (県民生活部)	【出資団体】 出資総額 1,015,410,500 円 県の出資額 600,000,000 円 (出資比率 59.1%) 【指定管理者】 岡山県国際交流センター 38,452,777 円	令和3年 1月28日	—	○	

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

公益財団法人 岡山県郷土文化財団 (環境文化部)	【出資団体】 出資総額 621,728,890 円 県の出資額 490,099,776 円 (出資比率 78.8%) 【指定管理者】 犬養木堂記念館 31,012,441 円 岡崎嘉平太記念館 24,178,142 円	令和3年 1月28日	—	○	
鹿島建物総合 管理株式会社 (環境文化部)	【指定管理者】 岡山県立美術館 86,110,000 円	令和3年 1月15日	—		○
公益財団法人 岡山県武道振 興会 (環境文化部)	【指定管理者】 岡山武道館 7,783,407 円	令和3年 1月15日	—		○
岡山シーガル ズ株式会社 (環境文化部)	【補助金交付団体】 競技力強化費補助金 12,000,000 円	令和2年 12月18日	—		○
大林F・合人 社・岡経研共 同事業体 (産業労働部)	【指定管理者】 岡山県岡山リサーチパークインキュー ションセンター 52,323,333 円	令和3年 2月15日	—		○
株式会社岡山 県食肉センタ ー (農林水産部)	【出資団体】 出資総額 42,000,000 円 県の出資額 14,000,000 円 (出資比率 33.3%)	令和3年 1月15日	—		○
公益社団法人 おかやまの森 整備公社 (農林水産部)	【補助金交付団体】 公社の森機能増進総合事業費補助金 1,227,000,000 円 【貸付金貸付団体】 おかやまの森整備公社経営改善資金貸付 金 37,403,000,000 円	令和3年 1月15日	—		○
公益財団法人 岡山県林業振 興基金 (農林水産部)	【出資団体】 出資総額 1,913,459,049 円 県の出資額 1,650,000,000 円 (出資比率 86.2%) 【補助金交付団体】 林業担い手育成総合対策事業補助金等 22,229,513 円	令和3年 1月20日	—	○	
岡山県土地開 発公社 (土木部)	【出資団体】 出資総額 1,000,000,000 円 県の出資額 1,000,000,000 円 (出資比率 100.0%)	令和3年 1月13日	—	○	
一般財団法人 岡山県牛窓海 洋スポーツ振 興会 (土木部)	【指定管理者】 岡山県牛窓ヨットハーバー 利用料金制	令和3年 1月20日	—	○	

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

後楽園魅力向上委員会 (土木部)	【負担金・交付金交付団体】 後楽園魅力向上委員会負担金 66,826,067 円	令和3年 1月26日	—	○	
公益財団法人岡山県育英会 (教育庁)	【補助金交付団体】 岡山県育英事業費補助金 97,303,259 円	令和3年 1月26日	有	○	
CRISコンソーシアム (教育庁)	【指定管理者】 岡山県生涯学習センター 67,133,908 円	令和2年 12月24日	—		○
鹿島建物・オークス・岡山造園グループ (教育庁)	【指定管理者】 岡山県立図書館 50,140,000 円	令和3年 1月15日	—		○

(2) 個別的事項

○ 公益財団法人岡山県育英会

ア 指摘事項

奨学金に係る未収償還金が、前年度末に比べ約 3,210 万円増加し、令和元年度末の残高は 333,036,826 円であり、多額となっている。

イ 所見

償還金の返還率が低下し、年々、未収償還金が増加している。

未収償還金の解消に当たっては、滞納の状況に応じた的確な債権分類を行い、人員、予算を集中的に投入し、効果的、効率的な回収に取り組む必要がある。

また、法的措置を含め、速やかに債権回収に取り組むことができるよう債権管理規程等を整備されたい。

なお、今までに多くの対策を講じられているが、その効果を十分検証し、県の担当部局と緊密な連携を図りつつ、今後の対策に取り組まれたい。

◎岡山県教育委員会規則第三号

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十六日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、管理班」を削り、「人権教育課 企画推進班、指導班」を「人権教育・生徒指導課 振興班、人権教育班、生徒指導班」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 高校教育課に次の室及び班を置く。

高校魅力化推進室 管理班、企画推進班

教育情報化推進室

第五条中「高校教育課」の下に「、高校教育課高校魅力化推進室、高校教育課教育情報化推進室」を加え、「義務教育課生徒指導推進室」を「人権教育・生徒指導課」に改め、「及び人権教育課」を削る。

第十条ただし書中「次条第二項及び第十二条」を「第十二条及び第十七条第四号から第六号まで」に改め、同条中第十号から第十九号までを削り、同条に次の二項を加える。

2 高校教育課高校魅力化推進室の分掌は、次のとおりとする。

一 高等学校教育の体制の整備に関すること。

二 高等学校の魅力化の推進に関すること。

三 中高一貫教育の推進に関すること。

四 県立高等学校及び県立中等教育学校の学科配置の適正化に関すること。

五 公立学校（市町村立（組合立を含む。）の幼稚園、小学校及び中学校を除く。）の設置、管理及び廃止に関すること。

六 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の通学区域の設定及び変更に関すること。

七 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の学級編制に関すること。

八 県立中学校、県立高等学校及び県立中等教育学校の生徒募集定員及び入学者の選

抜に関すること。

九 技能教育施設の指定に関すること。

十 高等学校教育の機会確保に関すること。

十一 中学校卒業程度認定試験に関すること。

3 高校教育課教育情報化推進室の分掌は、次のとおりとする。

一 G I G A スクール構想の実現に関すること。

二 教職員の I C T 活用指導力の向上に関する企画、指導、研修、調査及び総合調整に関すること。

三 学校 I C T 環境の整備に関すること。

四 教育ヘルプデスクに関すること。

五 情報セキュリティに関すること。

六 教育関係業務のデジタル化の企画に関すること。

第十一条ただし書中「次項及び次条」を「次条及び第十七条第四号から第六号まで」に改め、同条第二項を削る。

第十二条第四号中「第十条各号並びに前条第一項各号及び第二項各号」を「第十条第一項各号及び第二項各号、前条各号並びに第十七条第四号から第六号まで」に改める。

第十七条（見出しを含む。）中「人権教育課」を「人権教育・生徒指導課」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第十二条に規定する分掌事務を除く。

第十七条に次の三号を加える。

四 生徒指導の推進に関すること。

五 岡山県いじめ問題対策連絡協議会及び岡山県いじめ問題対策専門委員会に関すること。

六 第十条第一項第二号、第五号、第七号及び第八号並びに第十一条第二号、第五号及び第七号の分掌事務のうち生徒指導に係るものに関すること。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第四号

岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十六日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「参与」を「学校教育推進監」に改める。

参与

「

第三条中第十六項を第十七項とし、第二項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 学校教育推進監は、上司の命を受け、学校教育の推進に係る総合調整に関する事務を掌理する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第五号

岡山県生涯学習センターの組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十六日

岡山県教育委員会

岡山県生涯学習センターの組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

岡山県生涯学習センターの組織及び事務分掌規則（平成八年岡山県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表所長の項を次のように改める。

所長
一 職員の事務分担の決定
二 職員の勤務の割振り、深夜勤務制限の請求に対する通知及び休日の代休日の指定
三 役付職員の年次休暇の届出の受理及び時季変更権の行使並びに病気休暇及び特別休暇の承認
四 役付職員の時間外勤務命令及び時間外勤務代休時間の指定
五 職員の県外出張命令及び役付職員の県内出張命令並びに当該出張に係る復命の査閲
六 職員の職務専念義務免除の承認及び消防団員との兼職の承認
七 職員の住居届、通勤届及び単身赴任届に係る事実の確認
八 職員の扶養親族の要件の具備等に係る事実の確認
九 開所時間及び休所日の変更
十 入所の制限及び退去命令
十一 公文書開示の可否の決定
十二 保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の可否の決定
十三 サイエンスドームにおける天体運行等の投影の回数及び開始時刻の承認

別表次長の項を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第六号

岡山県総合教育センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十六日

岡山県教育委員会

岡山県総合教育センター規則の一部を改正する規則

岡山県総合教育センター規則（平成十九年岡山県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

◎岡山県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般

教 育 事 務 所

教 育 機 関

岡山県教育委員会事務決裁規程（昭和四十二年岡山県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二十六日

岡 山 県 教 育 委 員 会

第五条第一項中「教育次長」を「教育次長（学校教育推進監を含む。以下同じ。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般

教 育 事 務 所

教 育 機 関

県 立 学 校

岡山県教育委員会職員の服務規程（昭和三十六年岡山県教育委員会訓令第2号）の
一部を次のように改正する。

令和三年三月二十六日

岡 山 県 教 育 委 員 会

第三条第一号中「教育次長」の下に「及び学校教育推進監」を加える。

第二十四条第一項ただし書中「教職員履歴等管理システム」を「人事管理システム又
は教職員履歴等管理システム」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

◎公立大学法人岡山県立大学公告第二号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年三月二十六日

公立大学法人岡山県立大学理事長 沖 陽 子

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県立大学 A d o b e 社ソフトウェアの使用許諾権 一式

(2) 調達物件の特質等

入札説明書及び岡山県立大学Adobe社ソフトウェアの使用許諾権仕様書(以下「入札説明書等」という。)

(3) 契約期間

令和3年6月1日から令和6年5月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、使用許諾権の履行期間中の総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年度に県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和3年岡山県告示第39号(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という))に定める資格をいう)を得ている者で、その営業種目が、「大分類1文具・事務用機器、小分類2事務用機器」で

あって、格付区分がA又はBであるものであること。

(2) この入札の公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の提出期限

令和3年4月14日（水）午後5時

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付の場所及び問い合わせ先

〒719-1197 総社市窪木111

公立大学法人岡山県立大学総合情報推進センター（総務課学部事務班）

電話 (0866) 38-8135（直通）

FAX (0866) 94-2732

電子メールアドレス adobekoushin@ad.oka-pu.ac.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和3年3月26日（金）から同年4月23日（金）まで（県の休日（岡山県の休

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

原則、(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会 開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和3年3月26日（金）から同年4月23日（金）（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。）なお、持参する場合は、事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上、提出日の予約を行うこと。

5 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和3年5月10日（月）午前10時

〒719-1197 総社市窪木111

公立大学法人岡山県立大学本部棟2階大会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵便等

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をもって令和3年5月7日(金)の午後4時までには到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第11条及び第12条の規定による。

(2) 契約保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第40条及び第42条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札（条件付）参加申出書を提出した者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第17条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要
要

(4) 落札者の決定方法

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第7条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Okayama Prefectural University Adobe Software license agreement: one set.

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

(2) Service period :

From June 1, 2021 through May 30, 2024

(3) Date and place of delivery :

As specified by bid explanatory leaflet

(4) Time limit for tender :

May 10, 2021, at 10:00 A.M. (by mail 4:00 P.M. May 7, 2021)

(5) Contact point for notice :

General Affairs Division, Okayama Prefectural University,
111 Kuboki, Soja-shi, Okayama-ken, 719-1197, Japan,
TEL 0866-94-2111 (main phone number)

◎公立大学法人岡山県立大学公告第三号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年三月二十六日

公立大学法人岡山県立大学理事長 沖 鶴 子

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県立大学計算機演習室システム更新及び運用保守業務

(2) 調達物件の特質等

入札説明書及び岡山県立大学計算機演習室システム更新及び運用保守業務仕様書
(以下「入札説明書等」という。)

(3) 契約期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸費用を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び運用保守料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年岡山県告示第33号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，岡山県役務の提供に係る入札参加資格者名簿の業務種目区分「大分類8 情報・通信サービス，小分類2 システム等開発・改良」の格付区分がAであるものであること。

(2) この入札の公告の日から落札者が決定する日までの間において，岡山県役務の提供に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 賃貸借する物品について，第三者から公立大学法人岡山県立大学に貸付けを行わせようとする者にあつては，当該第三者が岡山県の物品，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており，その営業種目が，「大分類9 その他，小分類12 レンタル・リース類」であつて，その格付区分がAである者をあらかじめ選定しておくことができること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の提出期限

令和3年4月14日（水）午後5時

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所，入札説明書等の交付の場所及び問い合わせ先

〒719-1197 総社市窪木 1 1 1

公立大学法人岡山県立大学総合情報推進センター（総務課学部事務班）

電話 (0866) 38-8135 (直通)

F A X (0866) 94-2732

電子メールアドレス zenkoushin@ad.oka-pu.ac.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和 3 年 3 月 26 日（金）から同年 4 月 23 日（金）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日という。以下同じ。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付方法

原則，(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は，一般競争入札（条件付）参加申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和 3 年 3 月 26 日（金）から同年 4 月 23 日（金）（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。）なお，持参する場合は，事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上，提出日の予約を行うこと。

5 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和 3 年 5 月 10 日（月）午前 10 時 30 分

〒719-1197 総社市窪木 1 1 1

公立大学法人岡山県立大学本部棟2階大会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵便等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をもって令和3年5月7日(金)の午後4時までまでに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第11条及び第12条の規定による。

(2) 契約保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第40条及び第42条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札（条件付）参加申出書を提出した者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第17条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第7条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature of the services to be required:

Equipment replacement with operation maintenance services for Okayama Prefectural University computer rooms.

(2) Service period :

From October 1, 2021 through September 30, 2026

(3) Date and place of delivery :

As specified by bid explanatory leaflet

(4) Time limit for tender :

May 10, 2021, at 10:30 A.M. (by mail 4:00 P.M. May 7, 2021)

(5) Contact point for notice :

General Affairs Division, Okayama Prefectural University,
111 Kuboki, Soja-shi, Okayama-ken, 719-1197, Japan,
TEL 0866-94-2111 (main phone number)

◎公立大学法人岡山県立大学公告第四号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年三月二十六日

公立大学法人岡山県立大学理事長 沖 陽 子

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県立大学情報工学部情報通信工学科教育用計算機システム更新及び運用保守業務

(2) 調達物件の特質等

入札説明書及び岡山県立大学情報工学部情報通信工学科教育用計算機システム更新及び運用保守業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）

(3) 契約期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸費用を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び運用保守料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

和3年岡山県告示第33号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、岡山県役務の提供に係る入札参加資格者名簿の業務種目区分「大分類8 情報・通信サービス、小分類2 システム等開発・改良」の格付区分がAであるものであること。

(2) この入札の公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 賃貸借する物品について、第三者から公立大学法人岡山県立大学に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が岡山県の物品、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており、その営業種目が、「大分類9 その他、小分類12 レンタル・リース類」であつて、その格付区分がAである者をあらかじめ選定しておくことができること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の提出期限

令和3年4月14日（水）午後5時

4 入札手続等

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付の場所及び問い合わせ先

〒719-1197 総社市窪木111

公立大学法人岡山県立大学総合情報推進センター（総務課学部事務班）

電話 (0866) 38-8133 (直通)

FAX (0866) 94-2732

電子メールアドレス le2021-ic@ad.oka-pu.ac.jp

※左端は小文字の「エル」 ※ハイフンの左横は数字

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和3年3月26日（金）から同年4月23日（金）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

原則、(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和3年3月26日（金）から同年4月23日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。）なお、持参する場合は、事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上、提出日の予約を行うこと。

5 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和3年5月10日（月）午後1時30分

〒719-1197 総社市窪木111

公立大学法人岡山県立大学本部棟2階大会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵便等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をもって令和3年5月7日(金)の午後4時までまでに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第11条及び第12条の規定による。

(2) 契約保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第40条及び第42条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札（条件付）参加申出書を提出した者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第17条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第7条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature of the services to be required:

Equipment replacement with operation maintenance services for educational computer system of Okayama Prefectural University, Faculty of Computer Science and Systems Engineering, Department of Information and Communication Engineering.

(2) Service period :

From October 1, 2021 through September 30, 2026

(3) Date and place of delivery :

As specified by bid explanatory leaflet

(4) Time limit for tender :

May 10, 2021, at 1:30 P.M. (by mail 4:00 P.M. May 7, 2021)

(5) Contact point for notice :

General Affairs Division, Okayama Prefectural University,
111 Kuboki, Soja-shi, Okayama-ken, 719-1197, Japan,
TEL 0866-94-2111 (main phone number)

◎公立大学法人岡山県立大学公告第五号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年三月二十六日

公立大学法人岡山県立大学理事長 沖 陽 子

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県立大学情報工学部情報システム工学科教育用計算機システム更新及び運用保守業務

(2) 調達物件の特質等

入札説明書及び岡山県立大学情報工学部情報システム工学科教育用計算機システム更新及び運用保守業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）

(3) 契約期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸費用を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び運用保守料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和3年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

和3年岡山県告示第33号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、岡山県役務の提供に係る入札参加資格者名簿の業務種目区分「大分類8 情報・通信サービス、小分類2 システム等開発・改良」の格付区分がAであるものであること。

(2) この入札の公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 賃貸借する物品について、第三者から公立大学法人岡山県立大学に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が岡山県の物品、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており、その営業種目が、「大分類9 その他、小分類12 レンタル・リース類」であつて、その格付区分がAである者をあらかじめ選定しておくことができること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の提出期限

令和3年4月14日（水）午後5時

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付の場所及び問い合わせ先

〒719-1197 総社市窪木 1 1 1

公立大学法人岡山県立大学総合情報推進センター（総務課学務部事務班）

電話 (0866) 38-8133 (直通)

FAX (0866) 94-2732

電子メールアドレス le2021-se@ad.oka-pu.ac.jp

※左端は小文字の「エル」 ※ハイフンの左横は数字

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和 3 年 3 月 26 日（金） から同年 4 月 23 日（金） まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第 2 号） 第 1 条第 1 項に規定する県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付方法

原則，(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和 3 年 3 月 26 日（金） から同年 4 月 23 日（金） まで（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。）なお、持参する場合は、事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上、提出日の予約を行うこと。

5 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和3年5月10日（月）午後2時

〒719-1197 総社市窪木111

公立大学法人岡山県立大学本部棟2階大会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵便等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をもって令和3年5月7日(金)の午後4時までまでに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第11条及び第12条の規定による。

(2) 契約保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第40条及び第42条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札（条件付）参加申出書を提出した者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第17条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第7条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature of the services to be required:

Equipment replacement with operation maintenance services for educational computer system of Okayama Prefectural University, Faculty of Computer Science and Systems Engineering, Department of Systems Engineering.

(2) Service period :

From October 1, 2021 through September 30, 2026

(3) Date and place of delivery :

As specified by bid explanatory leaflet

(4) Time limit for tender :

May 10, 2021, at 2:00 P.M. (by mail 4:00 P.M. May 7, 2021)

(5) Contact point for notice :

General Affairs Division, Okayama Prefectural University,
111 Kuboki, Soja-shi, Okayama-ken, 719-1197, Japan,
TEL 0866-94-2111 (main phone number)

◎公立大学法人岡山県立大学公告第六号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年三月二十六日

公立大学法人岡山県立大学理事長 沖 陽 子

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県立大学情報工学部人間情報工学科教育用計算機システム更新及び運用保守業務

(2) 調達物件の特質等

入札説明書及び岡山県立大学情報工学部人間情報工学科教育用計算機システム更新及び運用保守業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）

(3) 契約期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、本業務に必要な初期費用等一切の諸費用を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び運用保守料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和3年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

和3年岡山県告示第33号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、岡山県役務の提供に係る入札参加資格者名簿の業務種目区分「大分類8 情報・通信サービス、小分類2 システム等開発・改良」の格付区分がAであるものであること。

(2) この入札の公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 賃貸借する物品について、第三者から公立大学法人岡山県立大学に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が岡山県の物品、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており、その営業種目が、「大分類9 その他、小分類12 レンタル・リース類」であつて、その格付区分がAである者をあらかじめ選定しておくことができること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の提出期限

令和3年4月14日（水）午後5時

4 入札手続等

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付の場所及び問い合わせ先

〒719-1197 総社市窪木111

公立大学法人岡山県立大学総合情報推進センター（総務課学部事務班）

電話 (0866) 38-8133 (直通)

FAX (0866) 94-2732

電子メールアドレス le2021-hi@ad.oka-pu.ac.jp

※左端は小文字の「エル」 ※ハイフンの左横は数字

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和3年3月26日（金）から同年4月23日（金）まで（県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日という。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

原則、(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和3年3月26日（金）から同年4月23日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。）なお、持参する場合は、事前に(1)の場所に電話又は電子メールで連絡の上、提出日の予約を行うこと。

5 入札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和3年5月10日（月）午後2時30分

〒719-1197 総社市窪木111

公立大学法人岡山県立大学本部棟2階大会議室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵便等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をもって令和3年5月7日(金)の午後4時までまでに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第11条及び第12条の規定による。

(2) 契約保証金

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第40条及び第42条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札（条件付）参加申出書を提出した者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第17条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

公立大学法人岡山県立大学契約事務取扱規程第7条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature of the services to be required:

Equipment replacement with operation maintenance services for educational computer system of Okayama Prefectural University, Faculty of Computer Science and Systems Engineering, Department of Human Information Engineering.

(2) Service period :

From October 1, 2021 through September 30, 2026

(3) Date and place of delivery :

As specified by bid explanatory leaflet

(4) Time limit for tender :

May 10, 2021, at 2:30 P.M. (by mail 4:00 P.M. May 7, 2021)

(5) Contact point for notice :

General Affairs Division, Okayama Prefectural University,
111 Kuboki, Soja-shi, Okayama-ken, 719-1197, Japan,
TEL 0866-94-2111 (main phone number)